

ま え が き

神奈川県自治総合研究センターでは研究事業の一環として、行政課題に関連したテーマを毎年選定し、それぞれのテーマについて研究チームを設置し、研究活動を行っております。

研究チームは、公募により選抜された本県職員、テーマに関連する部局からの推薦による県職員及び市町村からの推薦による職員によって、概ね6～9名程度で構成されます。各研究員は、それぞれの所属と当センターとの兼務職員となり、所属での業務を遂行しながら、原則として週1回、1年間にわたって研究を進めております。また、今年度からは「アドバイザー制度」を新設し、新進気鋭の若手研究者に研究活動に加わっていただいております。

今年度（平成4年9月～平成5年8月）はA「在宅ケアの総合化に関する研究」、B「自治体の広報戦略に関する研究」、C「自治体の通商政策に関する研究」の3つのテーマについて研究チームが編成されました。本報告書は、C「自治体の通商政策に関する研究」研究チームによるものです。

「通商政策」というと国の専管事項であると考えられていますが、過去の歴史を振り返ってみると必ずしもそうではないことがわかります。古代から通商の主役は「都市」でした。これからも経済活動をはじめとした人間活動のグローバル化がさらに進展する時代において自治体が国際舞台で重要な役割を演じ、通商の担い手になる可能性は十分に考えられます。

こうした状況の中で「通商」ということばを通じて、21世紀に向けて自治体に求められる新たな政策について探ることを試みました。

本報告書が、今後の行政運営の参考として活用いただければ幸いです。

なお、研究活動に際して御支援と御協力をいただいた関係各位に対し、心より感謝の意を表します。

平成5年9月

神奈川県自治総合研究センター所長

目 次

プロローグ	- 通商の歴史をめぐる物語 -	1
-------	-----------------	---

第1章 報告書の趣旨

1	報告書の目的	6
2	報告書の特色	6
3	自治体の通商政策の位置づけ	7
4	報告書の構成	7

第2章 私たちをとりまく世界

1	グローバルイゼーションの進展	12
2	地球的規模で広がる大きな課題	19

第3章 自治体に求められる新たな政策（提言：総論）

1	自治体に求められる新たな政策	26
2	かながわの特性	31
3	かながわ通商政策大綱	34

第4章 新たな空間「夢国籍空間」の創造をめざして （提言：各論）

夢国籍空間とは	42
I 自由、平等な市場空間	44
1 競争政策の導入	49
(1) 独占禁止法の規制強化・罰則強化	49
(2) 規制緩和の実施（サービス・農業部門）	50
2 外資企業の進出支援	53
(1) 自治体間情報ネットワークの構築	53
(2) FOREIGN INVESTMENT PROMOTION AREA 計画	54
(3) 人材情報提供システムの導入	55
(4) 外資企業向け相談窓口の設置	56
(5) 海外投資課の新設	56
3 流通業のリストラ・国際化の支援	57
(1) 市場情報サービスネットワーク構想	58

(2) IMPORT SHOPPING MALL の創設 -----	59
4 製品輸入拡大策の展開-----	59
(1) 共同輸入代行機関の設立支援 -----	61
(2) 非営利団体による民間交易事業の促進 -----	62
(3) 輸入専門商社の設立支援 -----	62
(4) 新・出島計画（日本の実験室・かながわ） -----	63
(5) インターナショナルタウン構想 -----	68
II 世界に向けての頭脳・情報・人材供給空間-----	71
1 海外支援事業 -----	74
2 地球環境問題対策 -----	76
3 実験工場ゾーン -----	77
4 各国地方政府制度等の調査研究の実施-----	81
5 かながわを世界に P R する -----	81
6 知的所有権情報センター構想 -----	83
III 頭脳・情報・人材集積空間 -----	85
1 国際たまりばセンター-----	88
2 交通アクセス整備 -----	92
3 国際機関等の誘致 -----	94
4 入札制度の改革 -----	96
5 教育制度の改革 -----	98
エピローグ 21世紀の夢国籍空間かながわをめざして -----	99

資料編

1 G A T T ウルグアイ・ラウンドの概要-----	102
2 F A Z 制度について -----	106
3 各自治体の動き -----	109
(1) 長崎県-----	109
(2) 北九州市 -----	112
(3) 神戸市 -----	118
(4) モントリューユ市（フランス） -----	120
4 S V E X - 民間企業の動き -----	124
5 主な参考文献 -----	126

プロローグ

通商の歴史は古い。人類の歴史と同時に始まったといってもさしつかえないかもしれない。

人はみな、富と名声を求め、果てのない夢とロマンとを胸に秘めて、水平線の彼方へも、地平線の果てまでも、どんな危険もかえりみずに旅立つことを繰り返していった。

通商によって栄えた都市も多い。

話は紀元前10世紀前後にまでさかのぼるが、古くはフェニキア人が地中海を舞台に活躍していた。

彼らは地中海沿岸のいたる所に在外商館を設置し、植民市を建設して地中海交易を支配しただけではなく、黄金を求めて南アラビアの商人とも接触し、錫を求めてブリタニアへも足をのばした。さらには南アフリカにまで帆走したとの言い伝えもある。

時代は下り、紀元後12世紀以降にはヴェネチア商人が通商によって莫大な富を得ることになる。

地中海にくまなく定期航路を張りめぐらし、フランドルとの航路も確立しただけではなく、インド洋を渡って香料を運んでくるアラビア人やユダヤ人の商人たちとの交易も盛んに行った。

通商を通じて世界中と接触する都市には、当然、世界各地からさまざまな人たちが入ってくる。

フェニキア人の植民市の一つで、ローマ帝国に滅ぼされたカルタゴの中心にある市場の光景を想像してみよう。

夏の暑いさ中、太陽は照りつけ、空気は乾燥し、砂ぼこりが風の中で舞い上がっている。通りの両側には所狭しと商品が並べられ、人はあふれんばかりにくりだしている。

ペルシャ商人は得意の装飾品を売り、エジプト商人はうちが本家とばかりにガラス加工品を売っている。アッシリア商人は細々と商売を続け、ギリシャ商人はフェニキア人にライバル意識をむきだしにして少しでも多く稼ごうとしている。

ここでは民族、宗教、言語は問題にはならない。だれもが「商売」という「共通語」のもとでは平等であり、「商売」の上手な者だけが勝ち残るしくみになっていた。

一通商の歴史をめぐる物語

しかし、通商が盛んだったのはフェニキア人やヴェネチア人の活躍していた時代だけではない。

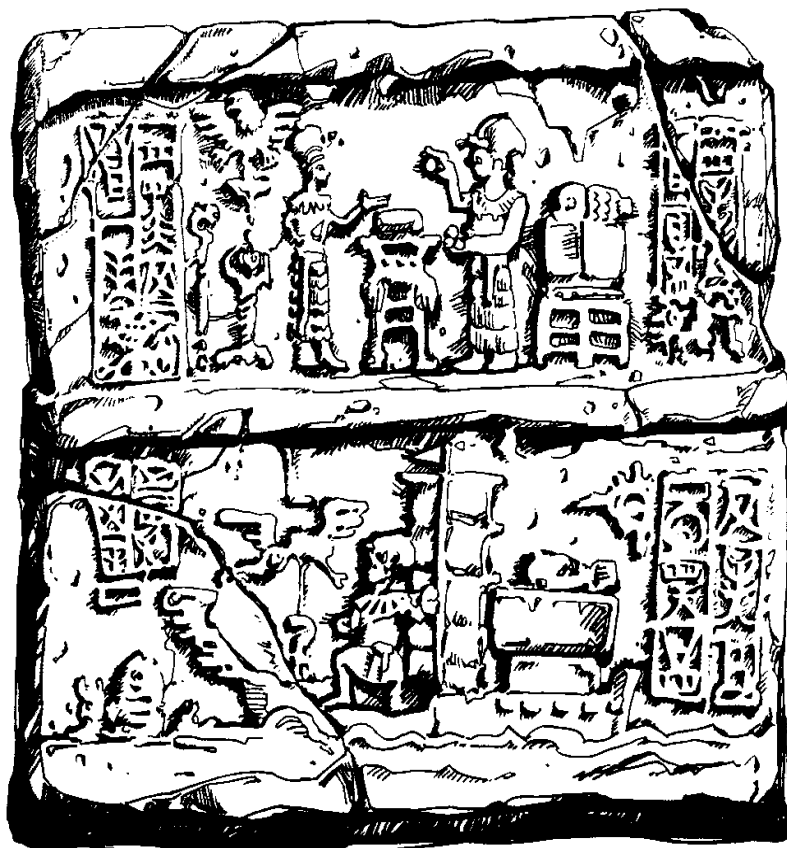
私たちは今、彼らが体験した時代よりもはるかにスケールの大きな通商の時代を迎えようとしている。ヒト、モノ、カネ、情報は国境を越えて全世界を猛スピードでかけめぐり、世界各地との距離は日に日に縮まっている。

さて、世界中がめまぐるしく変化し、一年先のことも予測しきれないこの激動の時代に自治体はどう対処すればよいのであろうか？

私たち研究チームは、この問題に着目し、21世紀に向けて自治体に求められる新たな政策を「通商」という切り口から考えることを試みたのである。

人間が豊かさを欲求するかぎり、通商の歴史は続く。

しかし、にせものの豊かさに惑わされることなく、真の豊かさとは何であるのか常に考えながら自治体は行動を起こさなくてはならないと考えている。



国際たまりばセンター



第1章 報告書の趣旨

1 報告書の目的

グローバル化の進展は、企業の経済活動だけでなく私たちの生活にまで影響を及ぼし、海外との相互依存の度合いは日ごとに深まってきている。

また、環境問題に代表される地球規模で広がる大きな課題は、国連の専門機関や国だけではなく、自治体も地球的な視点に立ち、主体的に取り組んでいかななくてはならなくなっている。

このような世界情勢の変化に対応して、自治体は常に海外とのかかわりを意識しながら新しい政策を考えていく必要があり、一方では、これからの自治体には住民生活、環境を重視し、地域の特性を活かした政策を行う義務が課せられているといえる。

そこで本報告書では、自治体には海外に向けた新たな政策が必要になってくるという考えのもとに、21世紀に向けて自治体に求められる政策のモデルを提示することを目指している。

2 報告書の特徴

新しい通商政策

(1) 「通商政策」を広い意味でとらえ直していること

「通商政策」とは主として関税、輸出輸入量規制、為替管理についての交渉と考えられているが、ここでは、海外とのモノ、カネ、情報のやりとり、ヒトの往来をスムーズにすることによって住民生活の質的向上を支援するための政策と考えている。

自由な発想

(2) はじめに将来の理想像を描き、次にそれを実現するための政策を提言していること

現実からの積み上げで政策を考えていくのではなく、まず将来の神奈川県的理想的な姿を描き出し、その理想像を実現するためにはどういう政策をとらなくてはならないのか考えている。

そのため、現在の法制度の枠を越えた自由な発想で政策提言を行うことを試みている。

地方自治のモデル

(3) 今後の地方自治のあり方を描いていること

自治体の通商政策の主体は、住民、民間団体、企業、市町村、都道府県、そしてそれらを支援する機関としての国である。

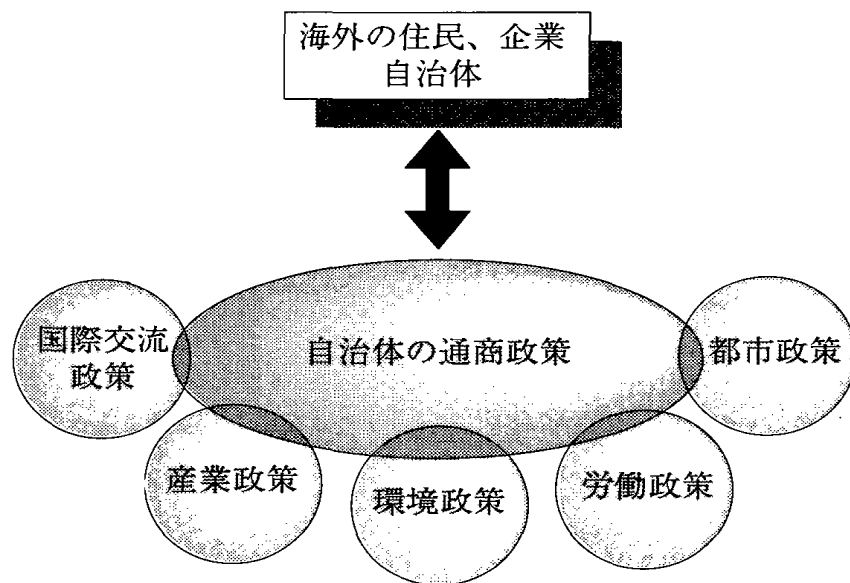
地方自治を実現するためには、それぞれの主体が地域の特性を活かして、どのように海外との関わりを持っていったらいいのか考え、話し合い、協力していくことが望まれる。

ここでは、その一つのモデルを描くこともねらっている。

3 自治体の通商政策の位置づけ

自治体の通商政策はそれだけが独立して存在するものではなく、産業政策、国際交流政策、環境政策等、自治体がすでに取り組んでいる他の政策と密接な関わりを持ち、連携をとりながら、なおかつそれらの政策の枠を越えなくてはならないと考えている。

(図1-1) 自治体の通商政策イメージ図



4 報告書の構成

本報告書の概略について述べる第1章に続いて、第2章では、グローバル化の進展と、地球的規模で広がる大きな課題を中心に私たちを取りまく世界の変化について簡単に触れる。

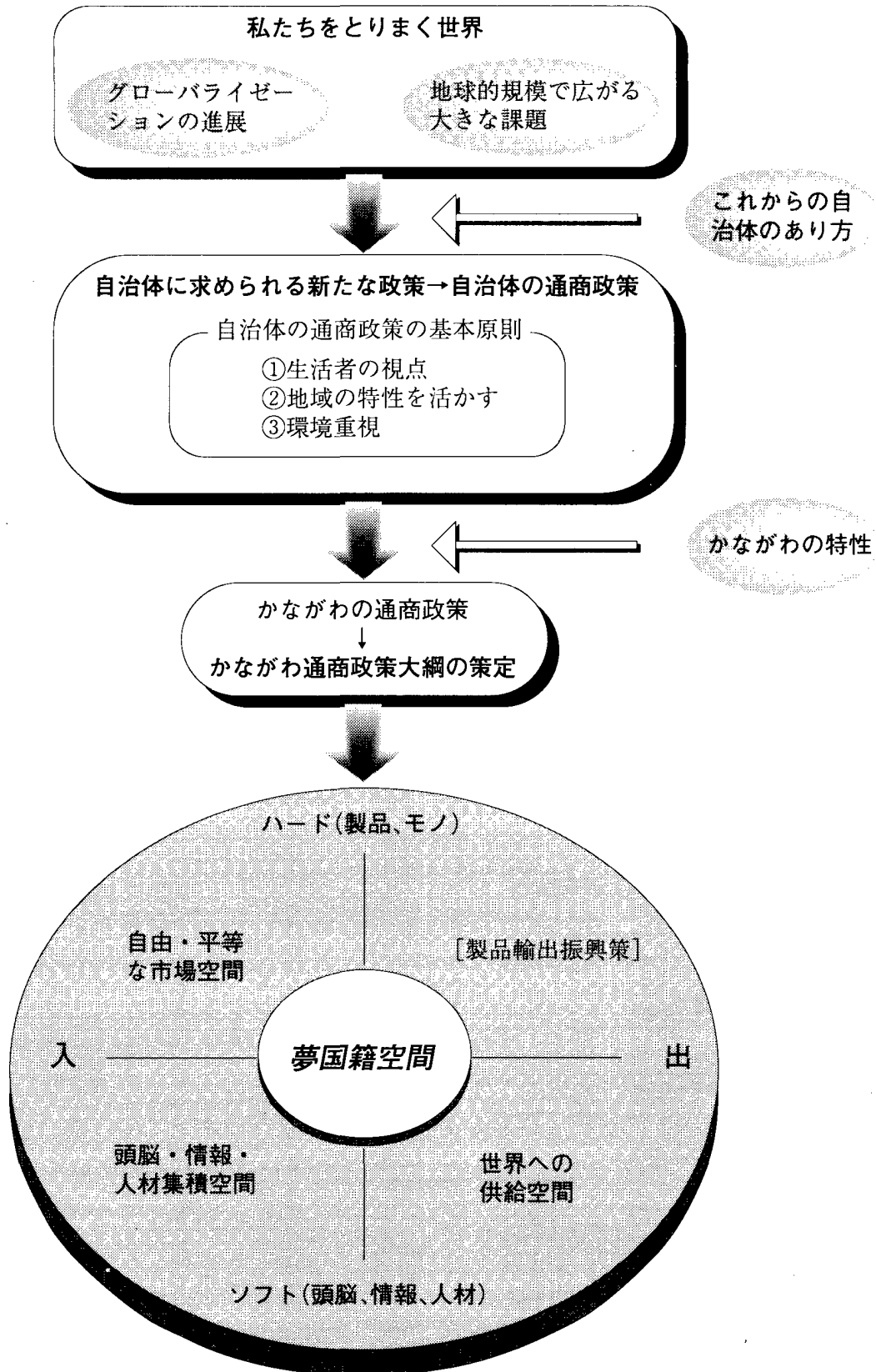
第3章では、第2章で述べた世界情勢の変化に対応して自治体は海外に向けて新たにどのような政策を必要とするのか検討する。

ここでは、これからの自治体のあり方についても考え、「自治体の通商政策の三原則」について説明する。さらに、神奈川県の特徴をふまえ、神奈川県を通商政策の基本的な姿勢ともいえる「かながわ通商政策大綱」を打ち出す。

第4章では、神奈川県を「夢国籍空間」と名付け、各政策提言については、「夢国籍空間」を3つの側面からとらえ、座標軸を使って説明する。

次ページの図は報告書全体の構成を図にしたものである。

(図 1 - 2) 「自治体の通商政策」 報告書構成図



第2章 私たちをとりまく世界

1 グローバリゼーションの進展

私たちの生活とグローバリゼーション

私たちは普段、「グローバリゼーション」ということばを特に意識しないで生活している。それはあたかも空気のようにいつのまにか私たちの身のまわりを取り囲んでしまっているものなのかもしれない。しかし、毎日の生活をよく考えてみると、確実にグローバリゼーションの波が押し寄せていることがわかるであろう。

きのうの夕食は何を食べたのだろうか。あのすき焼きの牛肉はオーストラリア産だったかもしれない。食後のデザートは真っ赤なアメリカンチェリーだった。さっき昼食に食べた天井のエビはタイで養殖したものかもしれない。であるならば、タイの環境問題に影響を与えていることになる。毎朝食べるパンだって原料の小麦粉はほとんどアメリカから輸入している。となると、アメリカ中西部の大洪水は他人事ではない。

食べることだけではなく、遊びについて考えてみても同じことが言える。時々週末にやるテニスのラケットはN I E S製品だし、ローリングストーンズはいつもマレーシア製のステレオで聴いている。衛星放送をつければ、世界各国のニュースを見ることができ、世界中の情報が入ってくる。海外旅行をすれば海外の人の生活と自分たちの生活を比べてみたくもなる。

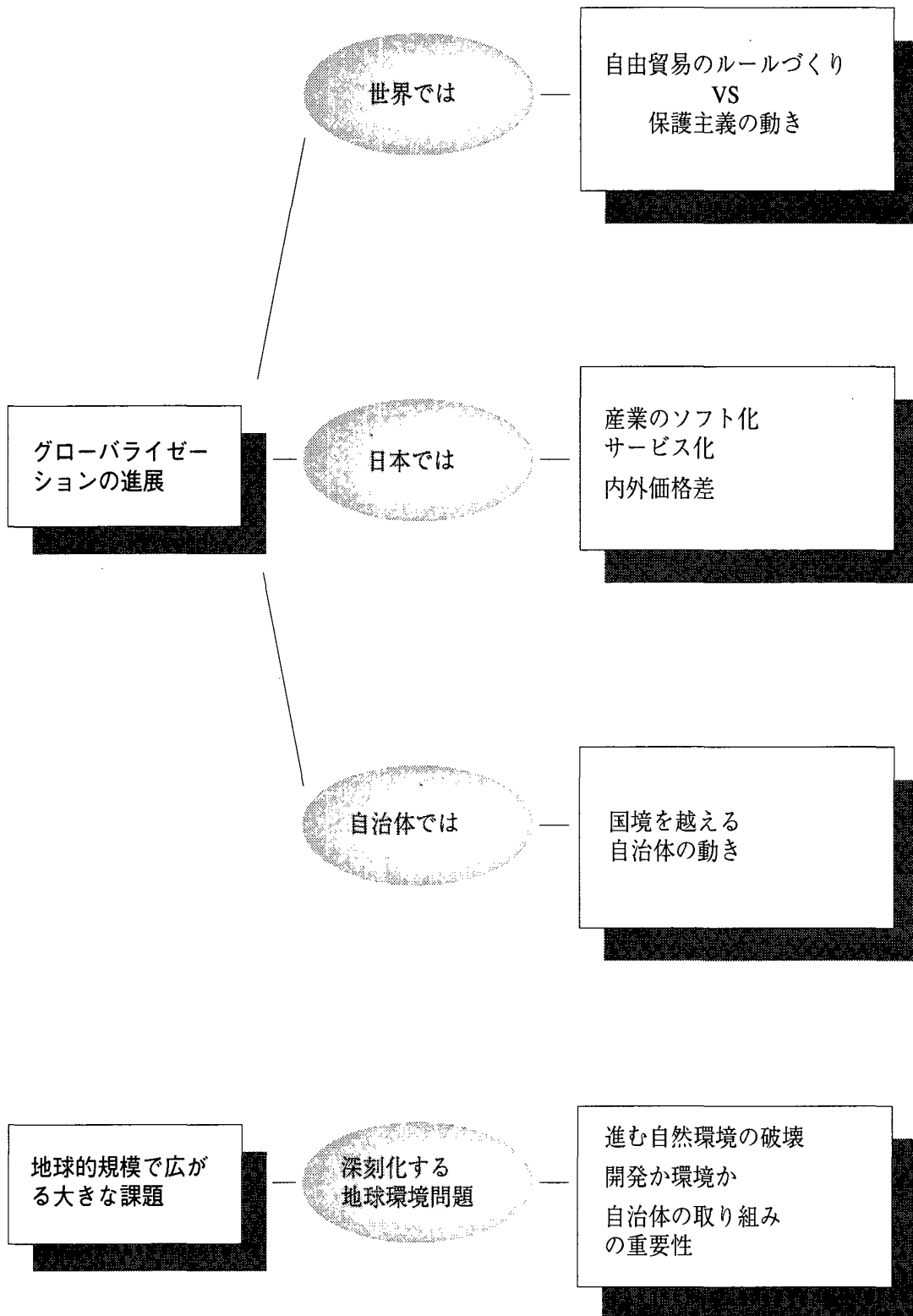
そうすれば、なぜ貿易黒字国の住人が、膨大な貿易赤字を抱え、財政赤字に悩んでる国の人たちよりも豊かな生活をすることができないのかという疑問がでてきても不思議ではない。私たちの社会のどこかが狂っているのではないかとも思えてくる。

海外からの圧力を受けて時短、時短と叫んでみても一向に残業は減らない。毎朝1時間も満員電車で揺られて通勤し、やっとの思いで手に入れたマイホームは狭くてしかたがない。

こうなってくると疑問を通り越して憤りまで感じてしまう。

このように、交通手段、通信技術の発達によって世界中をヒト、モノ、カネ、情報が行き交い、グローバリゼーションの進展によって世界情勢の変化が直接私たちの生活にまで影響を及ぼし、さらには私たちの価値観までも変えようとしている。もはや、政治、経済、文化、生活などすべての分野にわたって地球的規模で考えなくてはならない時代になっているのではないだろうか。

(図 2 1) 私たちをとりまく世界

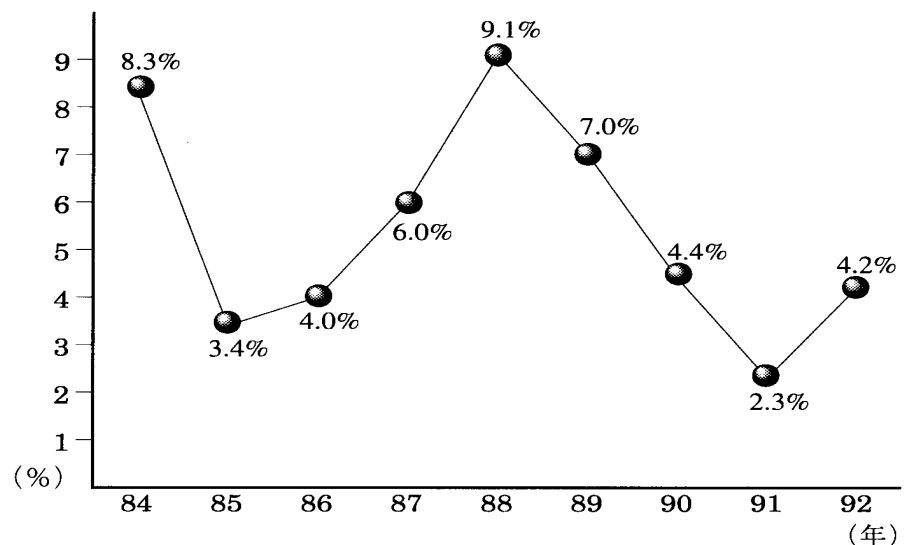


経済のグローバル化

世界経済の動きについて見てみると、他のどの分野よりいち早くグローバル化が進んでいると言えるであろう。

経済発展のためには、世界的な交易は必要不可欠のものであり、生活を豊かにするためには昔から海を越え、砂漠を越え、国境を越えなくてはならなかった。であるからこそ、古代から通商は絶えなかったわけであるし、最近の状況を見ても、冷戦の時代から世界の貿易取引は拡大し続けていたのである。

(図2-2) 世界貿易量の動向 (数量ベース対前年比)



(資料) IMF WORLD ECONOMIC OUTLOOK より作成

深まる相互依存関係

近年の景気後退により、世界貿易量の伸び率こそ落ちているものの、経済活動のグローバル化は確実に進展し、地球上の各地域間の相互依存関係は日に日に深まっている。

自由貿易体制の確立に向けて

このような状況の下で、GATTを中心として、世界的自由貿易実現のためのルールをつくる努力が続けられている。

現在進められているウルグアイ・ラウンドでは、関税の引下げだけでなく、サービス貿易の拡大、技術貿易の拡大、企業の海外直接投資の増大にともない新たに発生してきたサービス業の規制緩和、知的所有権の保護、企業の自由な投資活動の確保などの問題についてもカバーしている。

(GATTウルグアイ・ラウンドの詳細については資料編1参照)

しかし、一方では、特に先進国によって、自国産業の保護、国際競争力の獲得、雇用の確保などを目的として保護貿易措置を設ける動きもある。

(表2 - 1) 主な保護貿易措置

1 数量制限

国内産業保護を目的として輸入制限を行い、直接的に自由貿易を歪曲する措置（輸出自主規制を含む）。

2 補助金・相殺課税措置

輸出奨励のために特定の産業に補助金を出す措置。相殺課税は輸出国側の補助金による輸入国における損害を補填する措置。

3 アンチ・ダンピング課税

ある商品の輸入価格が国内価格より低廉で販売され、それにより輸入国の産業が損害を被っている場合に、価格差を上限とする関税を賦課する措置。

4 攻撃的ユニラテラリズム措置（一方的措置）

多国間での貿易における紛争処理手続を行わず、一方的判断に基づいて発動する制裁措置。

（例 アメリカのスーパー301条）

5 貿易関連投資措置

(1) ローカルコンテンツ要求

部品、原料の一定割合以上又は特産品の現地調達を義務づけること。

(2) 輸出入均等要求

輸入品の購入・使用を自社の輸出額や輸入量に応じた額に限定すること。

(3) 為替規制

自社の輸出額に応じた額に外貨の調達を制限することにより、実質的に部品等の輸入を制限すること。

(4) 国内販売要求

現地生産した製品等の輸出又は輸出のための販売を制限すること。

また、EC（ヨーロッパ共同体）、NAFTA（北米自由貿易協定）、AFTA（ASEAN自由貿易地域）などのように地域統合の動きを見せている地域もあり、それらの市場閉鎖性が指摘されている。長期的に見た場合、これら統合された地域の域内における経済が活性化すれば、その効果が域外にも及び全体として経済発展するという考えもあるが、域内経済が好転しなかった場合、域外との貿易障壁が強まり、結果として排他的な地域統合が形成され、世界経済の発展を妨げる大きな要因となることも考えられるであろう。

（表2 - 2）世界の主要な地域統合

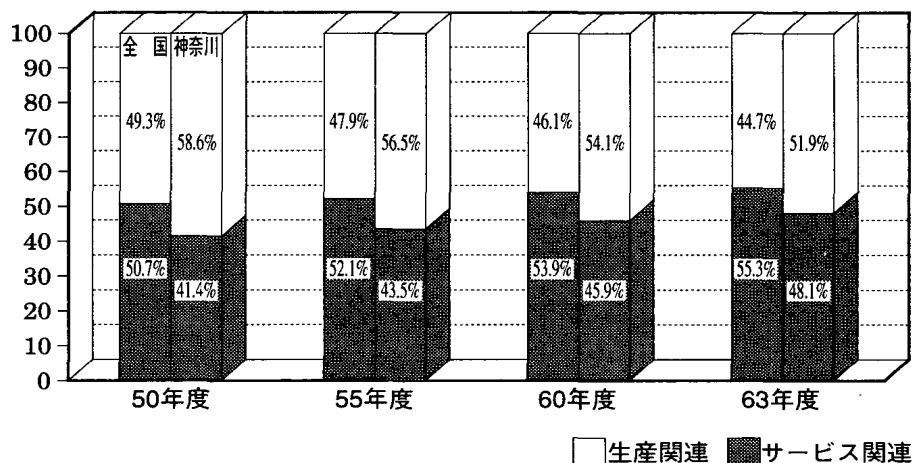
名称・種類等	主要参加国	規模	備考
EC ヨーロッパ共同体 (種類・設立年) 58年 68年関税同盟 93年共同市場	独、仏、伊、 蘭、ベルギー、 ルクセンブルク、 ギリシャ、 デンマーク、 英、アイルランド、 スペイン、ポルトガル (12カ国)	(人口) 3億2700万人 (名目GDP) 6兆270億ドル	93年より域内の関税を完全撤廃。 今後は92年に調印されたマーストリヒト条約に基づき外交・安全保障及び通貨統合を目指し、欧州連合の形成を目指している。
NAFTA 北米自由貿易協定 (種類・設立年) 自由貿易協定 94年予定	アメリカ、カナダ、メキシコ (3カ国)	(人口) 3億6300万人 (名目GDP) 6兆1160億ドル	3国間の域内貿易自由化に留まらず、直接投資やサービス貿易等の面でも自由化の枠組みを提供する非常に広範囲な協定。しかし関税同盟ではなく、域外輸入関税等域外諸国に対する通商政策は各国に権限維持。
AFTA ASEAN自由貿易地域 (種類・設立年) 自由貿易協定 93年	シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ、ブルネイ (6カ国)	(人口) 3億1800万人 (名目GDP) 3110億ドル	相互に関税等の障壁を削減し、同地域における貿易等及び投資の一層の拡大をもたらすことを目的に発足。 共通実効特惠関税制度により、15年以内に実効関税を0～5%に削減することで合意。

（資料）平成5年版「通商白書」（通商産業省編）より作成

産業のソフト化
サービス化

国内における産業構造には大きな変化が見られ、従来のモノ作りを中心とした産業は経済活動の中で次第にその比重を低下させつつあり、情報やサービスを提供する産業の比重が高まるいわゆる「産業のソフト化」が進行している。

(図2-3) ソフト化・サービス化の進展



(資料) 神奈川経済レポート平成3年度版

国民生活において衣食住がある程度のレベルに達してくると人々はスポーツやレジャーといった生活を指向し、サービス業が成長することは知られている。

しかし、こういったサービス関係の面におけるソフト化の進展の他、製造業におけるソフト化が進行していることも見逃すことができない。

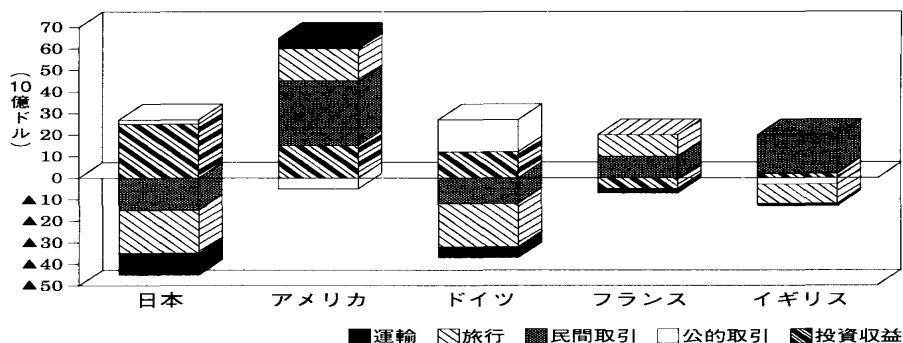
円高の進展により、生産ラインとしての製造業はその拠点を海外にシフトしつつあり、それに代わって国内では研究開発拠点としての役割に比重を置き始めている。こういったいわゆる「製造業のソフト化」はハイテク産業、情報・通信産業の発展をともないながら今後とも急速に進行するものと思われる、データベース等による情報の集積、特許・著作権をはじめとする知的所有権の重要性は益々高まると予想される。

さて、この産業のソフト化にともない、通商における日本の状況はどのようなだろうか。

ソフト面の貿易であるサービス貿易（運輸、観光、技術、コンサルティングなど）において、日本は459億ドルの赤字であり（1991年度）、この面においては世界最大の赤字国となっている。特に問題なのは技術貿易であり、特許、コンピューター・プログラム等の著作権等については依然としてアメリカをはじめとする先進国に対し輸入超過となっている。「技術立国日本」のイメージは貿易収支

面からは幻想であるのが実状である。

(図2-4) 各国の貿易外収支構造(91年)



(備考) 狭義のサービス貿易 = 運輸 + 旅行 + 民間取引
 広義のサービス貿易 = 貿易外収支全体

(資料) IMF「BOP」

知的所有権

この問題は、日本の技術力の発展にともない長期的には均衡のとれた状況になると思われるが、それにともない、各国間の競争は一層激しくなり、知的所有権問題等の今後の動きが注目されることになる。

いずれにせよ、産業のソフト化・サービス化は国内産業における問題から始まり、通商問題でも大きな比重を占めることとなる。現在討議されているGATTウルグアイ・ラウンドでは、まさにこの問題が新しい課題として取り上げられているのである。

内外価格差

消費者の立場から見てみるとどうであろうか。

確かにグローバルイゼーションの恩恵を受けて海外の高級品が身近なものになりつつあるが、海外で買うよりもはるかに高い値段で買わなくてはならない。その原因としては、関税障壁、国内における複雑な流通経路、外国企業の高価格戦略などが考えられる。消費者の嗜好が「少しでも安いものを少しでも多く」買うことから、「多少高くても質の良いもの」を求める時代になり、海外の高級品を買うことにためらいを感じなくなっているが、たとえば、日本では20万円もする高級紳士用コートが、ニューヨークでは14万円で買えることが分かれば買う気は半減してしまうのではないであろうか。

また、もっと身近な食料品についても、消費者は国産品か外国製であるかどうかにかかわらず「おいしいもの」を求める傾向にあるが、日々の生活の中でロンドンの2倍もする牛肉を買わなくてはならないのであれば、自然と食卓も寂しいものになってしまう。

国境を越える自治体の動き

このように内外価格差は依然として解消されず消費者は不利益を被っているのが現状である。

さて、私たちにとって身近な政府である自治体はどのような対応をすればよいのであろうか。

すでに、時代の流れを敏感に読み、地域の特性を活かして海外の自治体、特に韓国や中国の自治体と経済交流や技術研修生の受入れを行っている自治体も多くある。

また、F A Z（注）の制度を利用して海外との取引を積極的に行おうとする意欲に満ちた自治体も多い。

このような自治体の国境を越えた活動は、他の自治体が新たな政策を打ち出すときに大いに参考になることであろう。

〔注〕 F A Z：フォーリン・アクセス・ゾーンの略。
輸入促進のために空港、港湾及びその周辺施設の整備を行うことを目的として指定された地域。
国からの財政的支援を受けることができる。

2 地球規模で広がる大きな課題

地球環境サミット

1992年6月ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議」いわゆる「地球環境サミット」が開催されたことは記憶に新しい。

世界各国の政府代表、研究者、市民など様々な人々が集い、地球環境問題について、それぞれの立場を鮮明にしつつ激しい論戦を展開しながらも、共同で有効な処方箋を書き上げようと懸命の努力を払った。反面、環境と開発をめくり、政府と市民、マジョリティとマイノリティ、先進国と開発途上国など複雑に対立、錯綜する利害の調整という高いハードルに阻まれ、当初期待された成果をあげることはできなかった。

この模様は、連日マスメディアにより世界の多くの人々のもとに報道され、改めて、私たちに地球環境問題が、今や国境や地域、歴史や文化、民族を越えた人類共通の課題であること、またそれに人類が協力して対処、解決していくことの難しさをも深く再認識させることになったのである。

国際社会の環境に対する認識を大幅に高め、UNEP（国連環境計画）設置の契機となった1972年のストックホルム国連人間環境会議から20年目のことであった。

進む自然環境の破壊

環境保護に関する人々の関心は、1960年代の終わりから世界的な広がりを見せ、1972年のストックホルム国連人間環境会議で一つのピークに達した。だが、当時は大気や水質の汚染による健康被害や有害産業廃棄物の問題など先進工業国の抱える公害問題としての側面が強調されたこともあり、その後の汚染対策の進展とともに、環境に対する人々の危機感は、一部に地道な環境保護運動を残しながらも、一般的には薄れていった。しかし、その間に世界のいたるところ、とりわけ開発途上地域において破局的な自然環境の破壊が急速にかつ深刻に進んでいた。

1970年代後半から、様々な探査や研究調査の結果、緑の喪失が急速に進み、地球のあちこちで生態系が破壊、寸断されていることを示す情報が、続々と報じられるようになった。

1987年に50億を突破した世界人口、その4分の3を占める開発途上地域における人口の増加圧力は、無秩序な焼き畑の引き金となり、熱帯林を焼き尽くした。一方、自国の森林資源の保護のため輸入材への依存を急速に深めた先進国の消費行動は、積出地において収奪型の伐採を多数誘発させた。1970年以来の20年間で地球上から2億ha近い森林が失われ、いまもなお消失し続けている。

森林破壊と並び土壌破壊を深刻化させているのが砂漠化の問題である。開発途上地域における急激な人口増加の圧力は、農地の過剰耕作や過放牧により、土壌の生産力を著しく低下させた。肥沃な表土の消失により放棄された農地は荒廃し、砂漠化する。さらに残りの農地は酷使され、やがてまた半砂漠、砂漠化への道を進む。こうして、地球上での砂漠化は毎年600万ha、過去20年で1億2000万haにも拡大した。

森林消失と砂漠化による土壌の荒廃は、土地の保水力を喪失させ、大規模な干ばつや洪水などを引き起こし、各地でかつてないほどの被害を与えている。

人類存亡の危機

人類の営みそのものが、地球環境に対して破壊的なストレスとなり、人類だけでなく地球上の生物種全体の存亡にかかわる問題にまで深刻化している。

化石燃料の大量消費は、大気成分中の二酸化炭素を急激に増加させ、その他の温室効果気体や森林破壊による植生の消滅などと連動しながら、地球の温暖化を引き起こすと言われている。IPPC（気候変動に対する政府間パネル）の1990年8月の中間報告書は、温室効果気体の排出量が現在のまま推移すれば、2025年までに現在より約1度の平均温度の上昇があるというシナリオを示した。また、別のシナリオでは地球温暖化により海面が1m上昇すれば、世界で数千万人が「高潮難民」化すると推定されている。

異常気象の多発

地球気候の変動予測の明確なシナリオは不確定要素が多いこともあり、未だ出来上がっていない。温室効果気体排出防止のための世界的な協調体制も十分とは言えない。しかし、異常高温、異常低温といった全世界的な異常気象の多発は、私たちに最悪のシナリオが描かれつつあることを警告している。

オゾンホール

人類は現在までに様々な化学物質を地球上に生み出し、それらの多くが、今地球規模での環境悪化を引き起こしている。

それ自体が温室効果気体でもあるフロンガスは、成層圏にあって生物種に有害な太陽からの紫外線量の大部分をカットしているオゾン層を破壊し、極地でオゾンホールと呼ばれる風穴を穿った。

自動車の排気ガスや工場・火力発電の排煙などによる窒素酸化物は、大気を汚染し、酸性雨（霧）となって地表に降り注ぎ、樹木を枯死させ、湖沼に生息する生物種を死滅させるだけでなく、私たちの歴史的文化遺産や健康にまで深刻な脅威を及ぼしている。

海洋汚染も深刻である。大気中に含まれる重金属類、人口過密地域から河川を通じて流入する生活雑排水、工場や農地からの有害排水などによる複合的な汚染の慢性化は、海の生態系を根底から破壊する可能性がある。加えて、近年タンカーの海難事故による原油の大量流出という急性の海洋汚染も続発し、その被害も汚染領域も拡大する傾向にある。

国境を越える環境破壊

私たちが直面している環境に関する多くの問題は、原因と結果において相互に複雑に絡み合っている。しかも、気流や海流により汚染源の地域だけでなく、遠く国境や海洋を渡り、汚染源とは直接関係のない地域をも巻き込み、さらに被害を拡大している。東欧地域の大気汚染が西ヨーロッパの田園地帯に降りそそぐ酸性雨の原因の一つとされているのは、その典型的な例である。

開発か環境か

環境問題の解決をより一層困難にしているのが、経済開発と環境保護をどうバランスさせていくかという微妙な問題である。特に開発途上地域においては経済開発のため、資金難の中で性急な工業化を急ぐあまり、環境基準を意図的に緩め、有害廃棄物の除去設備を設けずに工場を操業させたり、先進地域では使用が認められない有害物質の処理を積極的に引き受けている事例が見られる。

公害輸出 先進国と途上国との関係

そこへ先進地域の経営効率優先の思想が重なりあい、インドネシア・ジャカルタ湾の水銀その他の重金属汚染に代表されるような、先進地域から開発途上地域への「公害輸出」を促進させている。

自治体の取り組みの
重要性

先進地域における各種資源の偏重的・浪費的な大量消費、開発途上地域での爆発的な人口増加と豊かさへの渴望が惹起する無秩序な開発行動、私たち人間の営みに、地球というこの一つの巨大な生態系の耐性は限界に達し、自然界のバランスは大きく狂いつつある。野性生物の絶滅数の激増に見られるように、私たち人間だけでなく、いまや地球上に生息する生物種すべてが脅威にさらされている。

私たちすべてが加害者であり、また被害者である。地球環境問題は、国や地域、歴史や文化、民族を越えた人類共通の難問であり、その解決のためには、国家だけでなく、様々なレベルで取り組むことが求められている。

人間の営みそのものが環境破壊の原因であるなら、生活者としての私たち住民一人ひとり、そして生活の場としての地域社会も、自治体も地球環境問題に主体的に取り組む必要があり、果たすべき役割も非常に重要になってくる。

私たちは、地球というこの巨大な生態系の輪の中で、生きとし生けるすべての者と、命の連鎖で繋がり、相互に深く依存している。かけがえのない地球環境を破壊から守り、次の世代に引き継いでいくために、今、私たちは、自らの行動様式を環境への負荷の少ないものへと変革させるため、地域ぐるみで最大限の努力をすべき時期に来ていると言えよう。

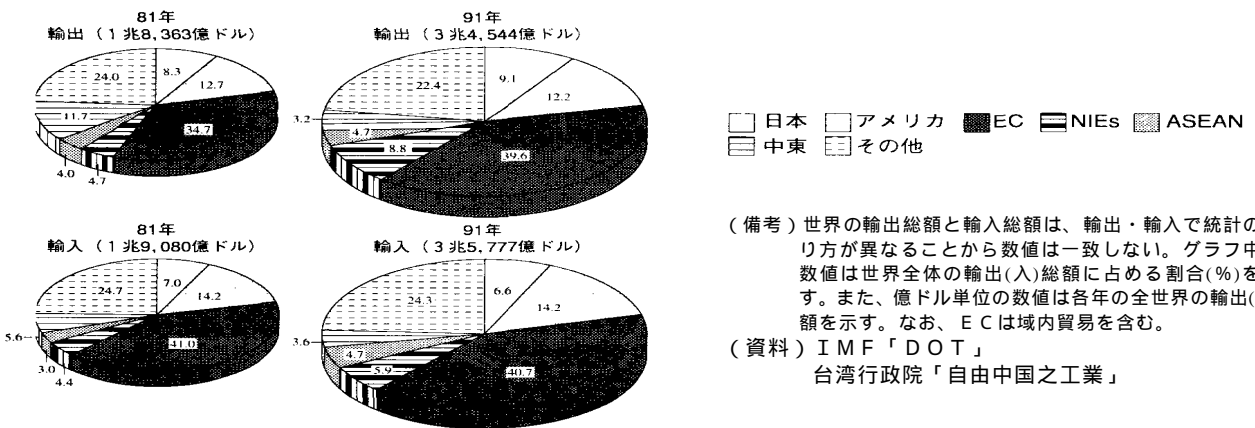
第3章 自治体に求められる新たな政策 (提言：総論)

1 自治体に求められる新たな政策

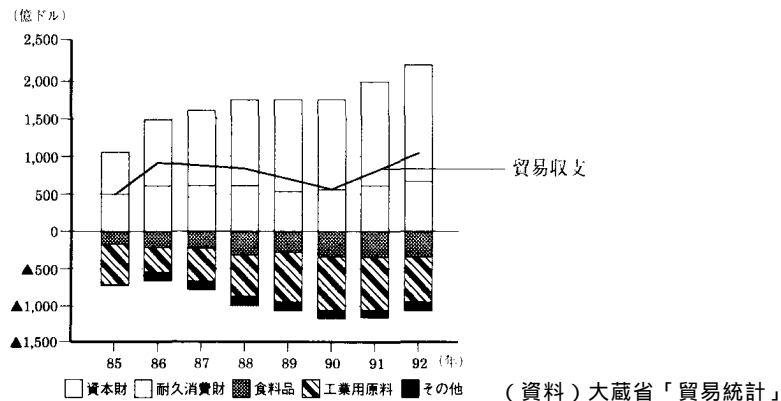
第2章で見てきたように、グローバル化の進展により、経済を考えるにあたっては、一国内で循環することを基本に据えることは適切ではなく、常に世界を視野に入れておく必要がある。特に、日本のように全世界輸出入に占める割合が1割に近い国(図3-1)の動向は、世界に及ぼす影響がたいへん大きい。日本の通商政策が各国から大きな関心を抱かれるのも当然のことである。

周知のとおり、日本の貿易収支の黒字については、従来から米国を中心とした対日赤字国から批判されているところであるが、1992年には1,066億ドルと過去最高に達している(図3-2)。ドイツが東西統一により赤字国になったことから、先進国の中で日本が突出する形になったため、今後各国からの批判がますます強くなるものと思われる。批判の中には、日米構造協議のように、日本の輸出超過の原因の一つに輸入に対する障壁があることをあげるものもあり、日本は国内制度の改善も含めて対応を迫られている。

(図3-1) 主要国・地域の全世界輸出入に占める割合



(図3-2) 日本の貿易収支の動向



このような状況の中で、国は、自由貿易体制の維持・強化が世界経済の繁栄の基盤であるとの認識のもと、GATT体制の推進と自由貿易体制の阻害要因である貿易摩擦の解消が必要であると、輸入拡大策と市場開放策を進めている。

まず、貿易摩擦の解消のためには、対外均衡を図ることが重要になる。そのため、国では、内需主導型経済成長、国際的に調和のとれた産業構造への転換の推進を図るとしており、制度面からも、市場の仕組みや各種競争政策の国際的調和、輸入品の内外価格差の解消、市場アクセスの改善などが必要であるとしている。具体的な輸入拡大策として、代表的なのがFAZ制度である（詳しくは資料編2参照）。また、最近では、食品の日付表示方式の改正など、具体的な規制緩和にも着手し始めている。

市場開放についての主な政策としては、関税引下げ、輸入制限の撤廃、基準・認証制度の改善などがある。まず、関税引下げについては、日本はすでに低い水準にある（表3-1）が、これをさらに進めることで、GATTウルグアイ・ラウンドの市場アクセス交渉を成功に導こうとするものである。輸入制限については、農産物について若干残るのみで、工業品についてはなくなっている（表3-2）。

（表3-1） 各国関税負担率の推移 （単位：％）

国名	年度	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
日本		2.5	2.6	3.3	3.4	3.4	2.9	2.7
米 国		3.6	3.6	3.7	3.9	3.8	3.5	—
E C		2.7	2.7	3.6	3.9	3.9	3.5	—
カナダ		3.9	3.7	3.7	3.6	3.5	3.4	—
オーストラリア		9.7	9.5	8.7	8.9	7.9	7.6	—

（資料）大蔵省調べ

（表3-2） 各国残存輸入制限品目の推移

国名	分類	農 産 品	鉱工業品	合 計
日本		12 (55)	0 (35)	12 (90)
アメリカ		1 (1)	6 (4)	7 (5)
西ドイツ		3 (19)	1 (20)	4 (39)
イギリス		1 (19)	2 (6)	3 (25)
フランス		19 (39)	27 (35)	46 (74)
イタリア		3 (12)	5 (8)	8 (20)
カナダ		4 (3)	1 (1)	5 (4)
ベネルックス		2 (10)	3 (4)	5 (14)
ノルウェー		48 (54)	1 (1)	49 (55)
スウェーデン		5 (2)	1 (—)	6 (2)
デンマーク		5 (62)	0 (2)	5 (64)

- （備考）1. 80年9月末現在の数値（但し日本は92年4月）
 （ ）内は70年12月末の数値。
 2. 品目数はCCCN4桁分類ベースで、農産品はCCCN1～24類。

（資料）GATT

自治体は何をするべきか

それでは自治体は何をすべきであろうか。いささか極端ではあるが、考えられる方策をいくつかあげてみた。

まず第一には、世界経済という視点では消極的な態度をとることが考えられる。自治体の国際化が叫ばれているが、これは国際親善交流に重きを置くもので、経済交流とは影が薄い場合がほとんどである。自治体の産業政策も、地場産業の発展を主体に考え、ことさら世界と向き合っ考える必要はないとする態度である。しかし、グローバル化の進んだ今日、このような考えを持つ自治体はまずないであろう。

次に考えられるのは、国の政策をフォローすることである。たとえば、F A Z制度に自治体が名乗りをあげるなどがあげられる。この方策は、自治体の産業政策と国の政策に接点が生じた場合、自治体側から積極的にとられることと思われる。

第三に考えられるのは、産業政策を世界経済の中で位置づけ、内外における経済情勢を分析しながら、産業振興を図ろうとすることである。従来の自治体の産業政策の多くは、この部類に入るものと思われる。

第四に考えられるのは、従来の国際交流政策や産業政策の枠を越えた新たな政策を持つことである。自治体の国際化を単に親善交流という狭い範疇に収めずに、住民の暮らしや地域経済の国際化という観点から考えることはもちろん、地場産業の振興だけではなく、世界へのアプローチを積極的に考え、世界の中で自地域の産業の置かれた立場を自覚し、責任を果たそうとするものである。

新たな政策

これからの自治体のあり方としては、第四の考え方をとることが妥当であろう。その理由は次のとおりである。

まず第一に、グローバル化という点について考えてみよう。私たちの身の回りには、確実にグローバル化の波が押し寄せており、世界経済情勢がダイレクトに住民生活に影響を及ぼし、価値観も変えようとしている。内外価格差の存在は、消費者に大きな不利益を与えていると言えよう。「地域住民の生活に公的責任をもつ」(兼子 仁『地方自治法』)自治体としては、世界経済に無関心でいるわけにはいかないばかりか、受け身ではなく能動的に関わる必要があるだろう。また、国際分業体制の進行や産業構造の変化は、地域経済に大きな影響を及ぼしている。したがって、自治体の産業政策を考えるに当たっても同様なことが言えるであろう。

第二に、G A T Tウルグアイ・ラウンドに見られるように、貿易に関するシステムが国際的に共通化に向けて大きく前進しつつあるという点についてはどうだろうか。これまで、G A T Tは、主とし

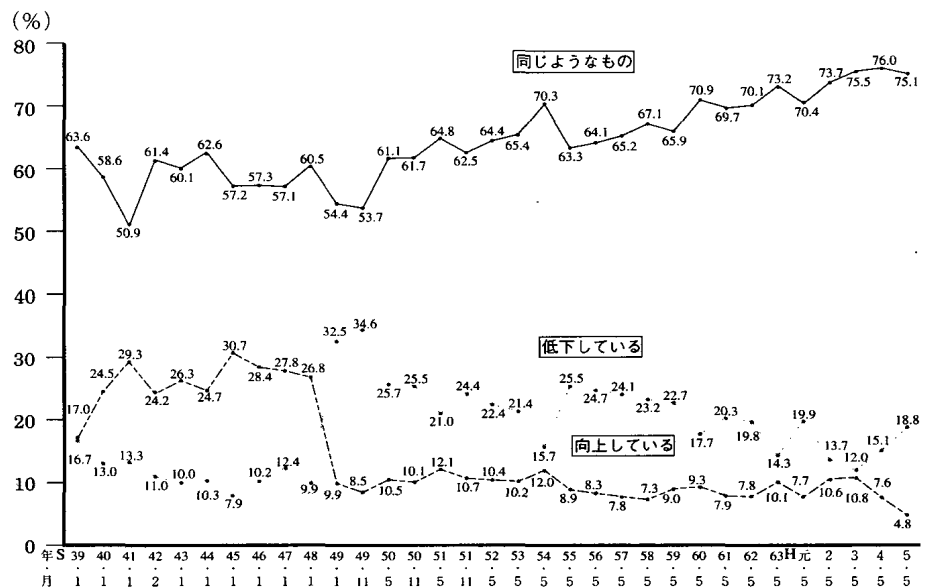
て貿易ルールの世界共通化、すなわち自由貿易の実現に向けて交渉を重ねてきたが、その対象は、関税問題など国の専管事項がほとんどであった。しかし、ウルグアイ・ラウンドでは、各国の競争政策についても交渉の対象となっている。日本の取引慣行、独占禁止政策、内外価格差など、日本のシステムに対する批判が少なくないことを考えると、競争政策の国際的なルール作りが重要になれば、国のみならず自治体の制度も改正する必要があるだろう。当然、地域経済や住民生活への影響は必至であるから、自治体としてのビジョンをもって政策実施に当たる必要がある。

第三としては、地球環境問題がある。貿易分野においても「貿易と環境」の問題はクローズアップされているところであるが、これを生産者の観点からだけでなく、人間生活の観点からもこれからはとらえることが求められるだろう。ならば、生活の場としての地域社会と自治体が主体的に取り組む必要がある。

第四としては、東北アジア経済圏構想などのように、すでにくつかの自治体において、独自の政策を展開している事例があることである。これらについては、東京一極集中に対する危機感から、まさに地域の生き残りを賭けて出てきたものが多い。このように、今や海外に目を向け、積極的に関わろうとする産業政策は、自治体にとって必須のものになりつつある。

最後に、自治体の役割は何かということである。言うまでもなく、自治体は住民の福祉の向上を目指さなければならない。この観点か

(図3-3) 去年と比べた生活の向上感



(資料) 総理府「国民生活に関する調査」

ら考えれば、自治体が分析対象としなければならないのは、国単位での貿易収支が黒字か赤字かということではなく、住民の暮らし向きである。膨大な貿易黒字が計上されたからといって、日本で暮らす人々が皆豊かになったかということ、必ずしもそうはいえない。たとえば、総理府が毎年実施している「国民生活に関する世論調査」から「去年と比べた生活の向上感」を見てみよう。貿易黒字で高い伸びを示したのは80年代前半や91年以降であるが、生活の向上感との間には、有効な相関関係が見当たらないことがわかる（図3-3）。反対に、貿易赤字のアメリカにおいて、すべてのアメリカに住む人々が失業の危機にさらされているわけではない。問題は、アメリカの中で階層別・地域別に所得分配が不平等化し、貧富の差が広がっていることと言われている。このように、国単位の貿易収支からでは、住民の暮らし向きを一般的に論じることには限界があるのである。こういった観点から見れば、貿易収支の問題とは別の角度から見た、新たな政策が求められていると言えるのであり、そして、その担い手は自治体において他にないのである。

自治体の通商政策

では、新たな自治体の政策とは何であろうか。

世界経済に能動的に携わり、住民の暮らしを豊かにすることを目指す政策 - これこそ「自治体の通商政策」と呼ぶべきではないだろうか。

通商政策というと、関税や為替管理など国の専管事項が浮かびやすいが、自治体の通商政策は、これらに係る権限を移管せよと主張するのではない。プロローグにも書いたように、通商という言葉が外国との商取引であるということを念頭に置いて考えてみれば、自治体の通商政策が何も奇を衒ったことではないことがわかるはずである。

それでは、自治体の通商政策とはどうあるべきなのだろうか。国との違いは一体どこにあるのだろうか。

自治体の通商政策の基本原則

私たち研究チームは、自治体の通商政策の基本原則として、次の3点を掲げる。

第一に、住民生活の立場を重視するということである。従来の国の通商政策が、生産者のほうに目が向いていたのに対し、生活者の視点から考えたい。一言でいえば、一人ひとりの暮らしを豊かにするにはどうすれば良いのかということである。

第二としては、地域の特性を活かすということである。地域の実情やその特性に合った、きめのこまかい、小回りのきく通商政策を考えられるのは、自治体ならではのである。

そして第三に、環境重視ということである。住民生活に基盤を置くからには、当然に地球環境保護について十分な考慮がなされていない。

具体的な政策は、第二に掲げたように、まさにその地域の実情によって考えるべきで、自治体によって様々なものが考えられるであろう。これらをふまえた上で、かながわの通商政策はいかにあるべきか検討してみたいが、その前に、かながわの特性について、簡単に触れておくことにしよう。

2 かながわの特性

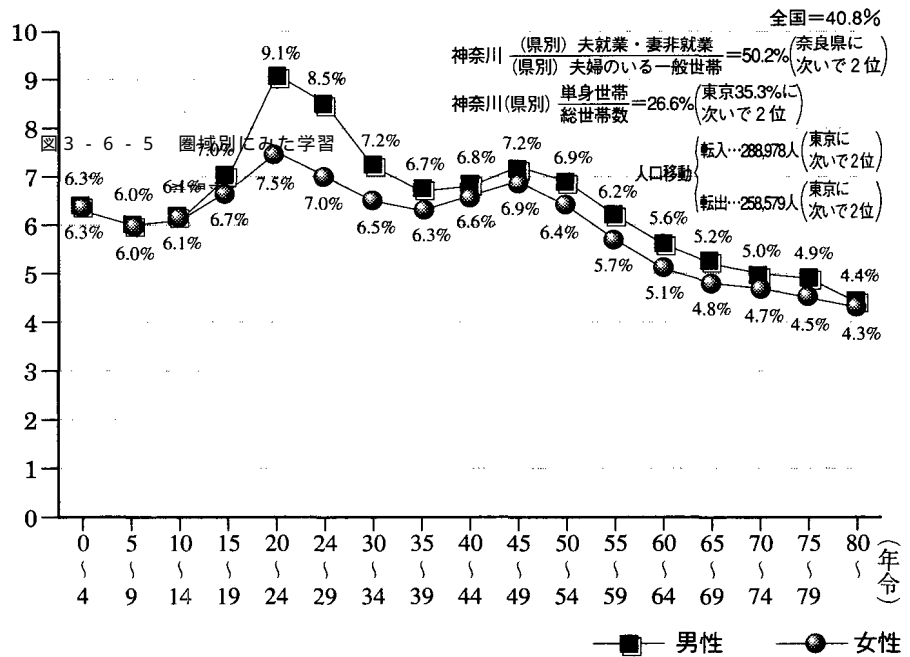
懐石風お子様ランチ

小さくて高価な器（県土）に、いろいろな種類の食べ物（要素）が盛られているのが、神奈川県だといえよう。

古都・鎌倉をはじめとする歴史的遺産も多く、加えて、自然にも恵まれ、海・山・川・湖とないものを探すのが難しい。

しかも、その県土の面積は全国のわずか0.6%しか占めていないのに、人口は全国の6.5%もの人が住んでおり、その土地の価格も極めて高い。

(図3-4) 年令別にみる全国に占める神奈川県の人口規模の割合



(資料)「1990年国勢調査」

「1991年住民基本台帳人口移動報告年報」より作成

人口

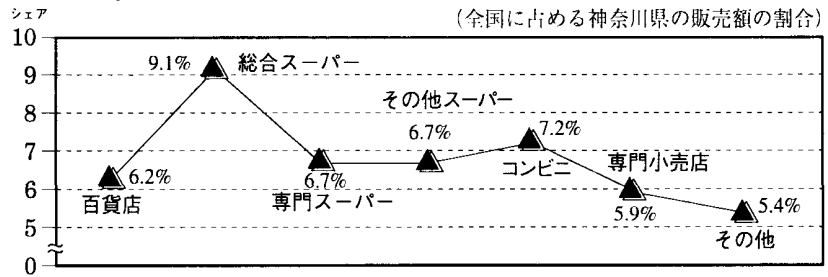
住んでいる人は、数の上では「男性上位」(他には全国でも埼玉・千葉・東京・愛知のみの現象)の県であり、しかも、20~24歳代の日本男性の約100人に9人はかながわに住んでいる計算となる(図3-4)。したがって、世帯構成別でみる単身世帯の割合も26.6%と東京の35.3%に次いで高い水準となっており、逆に持家率は53.3%と東京・大阪に次いで、低い水準である。

また、専業主婦が多いのも特徴の一つで、人口の移動も非常に激しい。昼夜間人口比率(昼間人口÷夜間人口×100)も低く(91年国勢調査によると、東京123.1%、神奈川89.4%)、いわゆるベッドタウンの地域でもある。

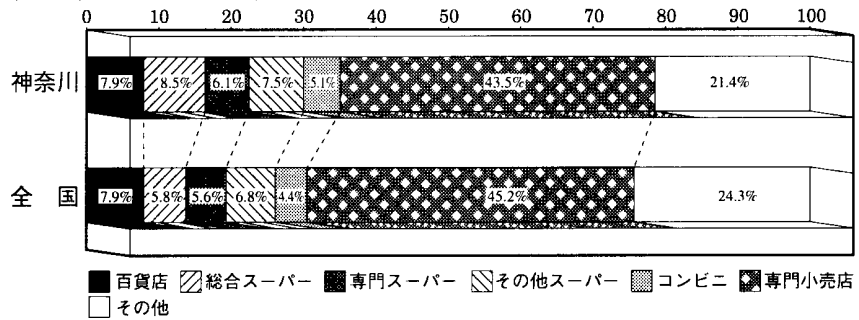
都市型の消費構造

消費構造としては、コンビニエンスストアやスーパー、あるいは自動販売機をよく利用する都市型消費者像が浮かびあがってくる。

(図3-5)消費特性



(全国平均と比較した神奈川県における業態別小売業年間販売額)



(資料)「'93民力」より作成

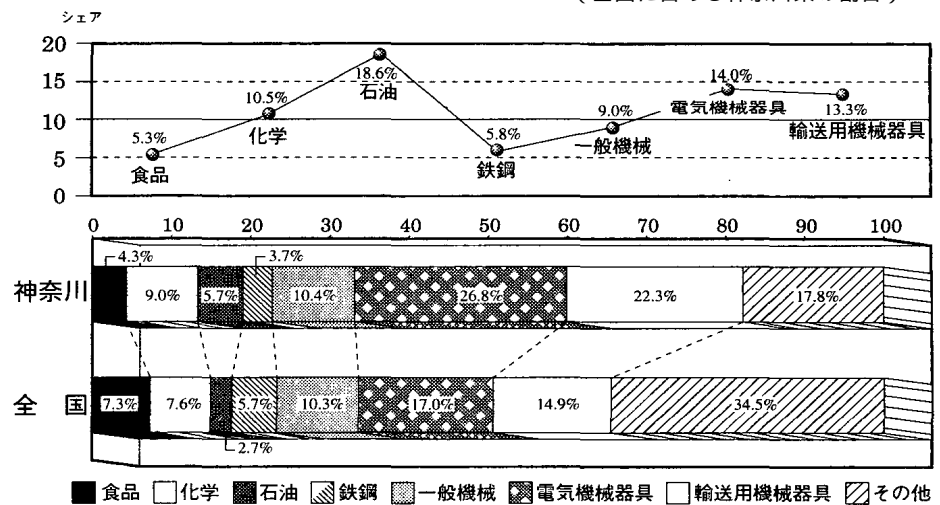
(参考)全国に占める神奈川県での種類別年間販売額の割合(%)

訪問販売 4.2 (東京 大阪 愛知 北海道 福岡 神奈川)
 通信・カタログ販売 3.8 (東京 大阪 香川 福岡 兵庫 神奈川 愛知)
 自動販売機 6.7 (東京 大阪 神奈川 愛知)

(資料)「'93民力」より作成

(図3-6) 全国平均と比較した神奈川県における品目別工業製造品年間出荷額

(全国に占める神奈川県の割合)



(資料)「1990年 工業統計表」より作成

かながわの産業

産業活動について見てみよう。まず、全国に占める県内生産額は第2次産業では7.8%、第3次産業では5.5%となっているものの、就業人口で比べると、かながわのシェアは第2次産業では6.8%、第3次産業では7.0%となっており、経済のサービス化の進展を示している(93年 県民経済計算年報)。

工場総数では、3.6%のシェアにすぎないのに、工業出荷額で見ると8.9%のシェアを誇るのも特徴の一つである。高付加価値生産が多いといえる(90年 工業統計表)。

構造については、ハイテク産業の代表といわれる電気機械器具、輸送用器具の構成比が全国平均に比べて大きいし、また、その品目別出荷額ごとのシェアも高い。

かながわの一人当たり県民所得及び労働者平均給与(男性)は、東京、大阪、愛知に次いで第4位(県民所得3,190千円、全国平均2,944千円、男性給与所得489,120円、全国平均465,720円)となっている(93年 県民経済計算年報、91毎月勤労統計要覧)。

研究機関の集積

また、研究者及び研究所の多いのもかながわの特色であり、「神奈川県科学技術白書(平成4年版)」によれば、91年4月現在の研究者の約12.4%に当たる6万2,800人がかながわに勤務しており、かながわの民間企業の実験室数は全国第1位で、労働人口1万人当たりの比率も、かながわが106.8人で全国値75.9人の1.4倍となっている。

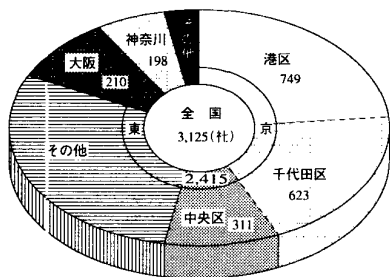
民間研究所立地件数も89年現在266件で、全国の17.3%を占め、その数は全国第1位となっている。

国際化の進展

外資系企業の分布状況について見てみると、圧倒的に東京のシェアが高いものの、かながわは大阪に次いで第3位を占めている。しかしながら第4位の兵庫の約3倍もの外資系企業がかながわにあり、進出地域の格差が大きい。

首都圏においても千葉・埼玉に比べて約4～5倍と高い水準を示している。

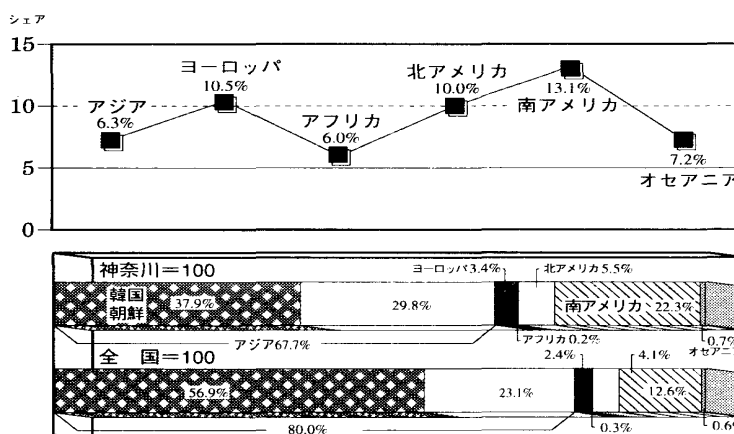
(図3-7) 外資系企業全国分布



(資料)「週刊東洋経済外資系企業総覧'93」より作成

(図3-8) 外国人登録者数の国別割合

(全国に占める神奈川県に住む外国人登録者数の割合)



資料「1992年出入国管理統計年報」より作成

外国人登録者数では、かながわの占める割合は、7.4%と東京、大阪、愛知、兵庫に次いで第5位であるが、国別の構成で見ると、全国での構成に比べ、朝鮮・韓国人の割合が比較的少ないものとなっている。いわゆる、先進諸国(英・独・仏・米・加)の人々の住んでいる地域としては、圧倒的に東京がそのシェアを誇るものの、第2位としてかながわがあげられる。

3 かながわ通商政策大綱

前節でみたかながわの特性をふまえて、かながわにおける通商政策の基本理念 - 「かながわ通商政策大綱」の策定を提言したい。

大綱のモデル案は、次ページ以下のとおりである。

かながわ通商政策大綱

生活者、勤労者の視点に立った通商政策を実現し、住民生活の質の向上に寄与する

従来の日本の通商政策は輸出振興を第一の目的とし、生産者の視点での政策実現が中心となっていました。しかし、その偏ったあり方は、貿易不均衡による大幅な国際収支の黒字により国際的な非難を浴びたばかりではなく、一向に解決しない内外価格差の問題に見られるような、生活者不在の状況が続いています。

私たち神奈川県は、グローバルイゼーションが一般市民の生活の質の向上に反映されるような政策を実現させます。そしてこれは、より良質なものをより適切な価格で提供するという物質的な面のみではなく、多彩な消費ニーズと多種多様な人材を抱える本県の特性をふまえて、環境や情報の質を高めるといった面においても実現されなくてはならないものと考えます。

世界に対して開かれた、自由で平等な地域づくりに向けて率先して行動する

国際経済における自由で公正な貿易こそが、世界全体の豊かさにつながり、私たちの暮らしを豊かにするものです。しかし、閉鎖的な日本市場への批判は年を追って激しくなり、一方で保護主義への動きも高まっています。国家間で行われてきた主に制度面における解決策は十分な実効性をあげていないのみか、相互の不信感さえも増大させつつあります。自治体はこれらの問題に対し、住民生活の視点から地に足のついた具体的な政策を行う責任があり、またその能力を発揮すべきと考えます。

私たち神奈川県は、常に日本における世界への窓口となってきたその歴史的な地位を活かしつつ、国内自治体の先鞭をきってこの問題に取り組みます。

かながわの特性を活かし、頭脳・情報・人材分野での先導的役割を担い、世界と共に発展する

経済のグローバル化が進み、国際的な地域間での水平分業体制・相互依存関係が深化するに伴い、他を省みない自分たちのみの利益追求や繁栄は許されないばかりか、それを不可能にしています。かながわには幸いにも従来より培われた高度な技術力と資本の蓄積があります。私たち神奈川県は、適切な分業体制とそれに基づく相互依存関係を確立するため、海外に対する技術移転や企業の海外進出を支援し、すべての地域が共に栄えることができる環境をつくります。

また、世界的な技術革新、生活革新の流れをより促進させるため、頭脳・情報・人材分野での先導的な立場をより一層高め、世界経済におけるかながわの地位を確立すると共に、常に世界に貢献できる体制を整備します。

世界の各地域との直接かつ多角的経済交流を促進する

経済の分野から始まったグローバル化の波は、冷戦構造の崩壊と共に政治や社会生活の分野にも急速に浸透し、華南経済圏等の繁栄に見られるような局地経済圏の形成といった状況を生みだしました。このような現実の中では、国家と国家、大企業と大企業同士といった国境の存在を前提とした従来型の太いパイプのみでは日々発生する新たな問題に対応できない状況です。

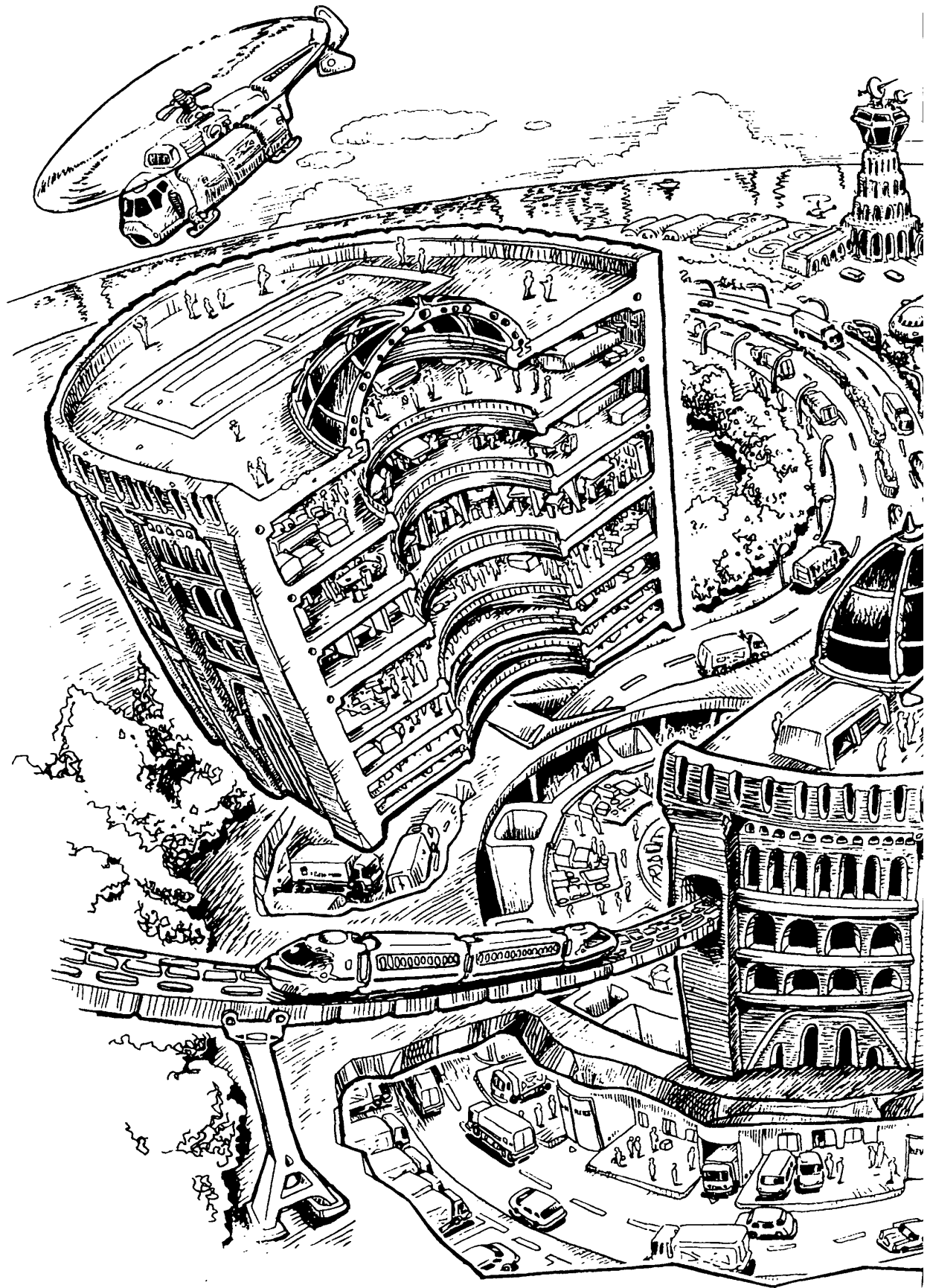
私たち神奈川県では、中小企業同士、生活者同士といったいわば毛細管的なパイプを数多くはりめぐらすネットワーク型の経済交流の仕組み作りを推進し、多角的なパートナーシップを社会に根付かせることにより、こういった新しい社会の到来に備えます。

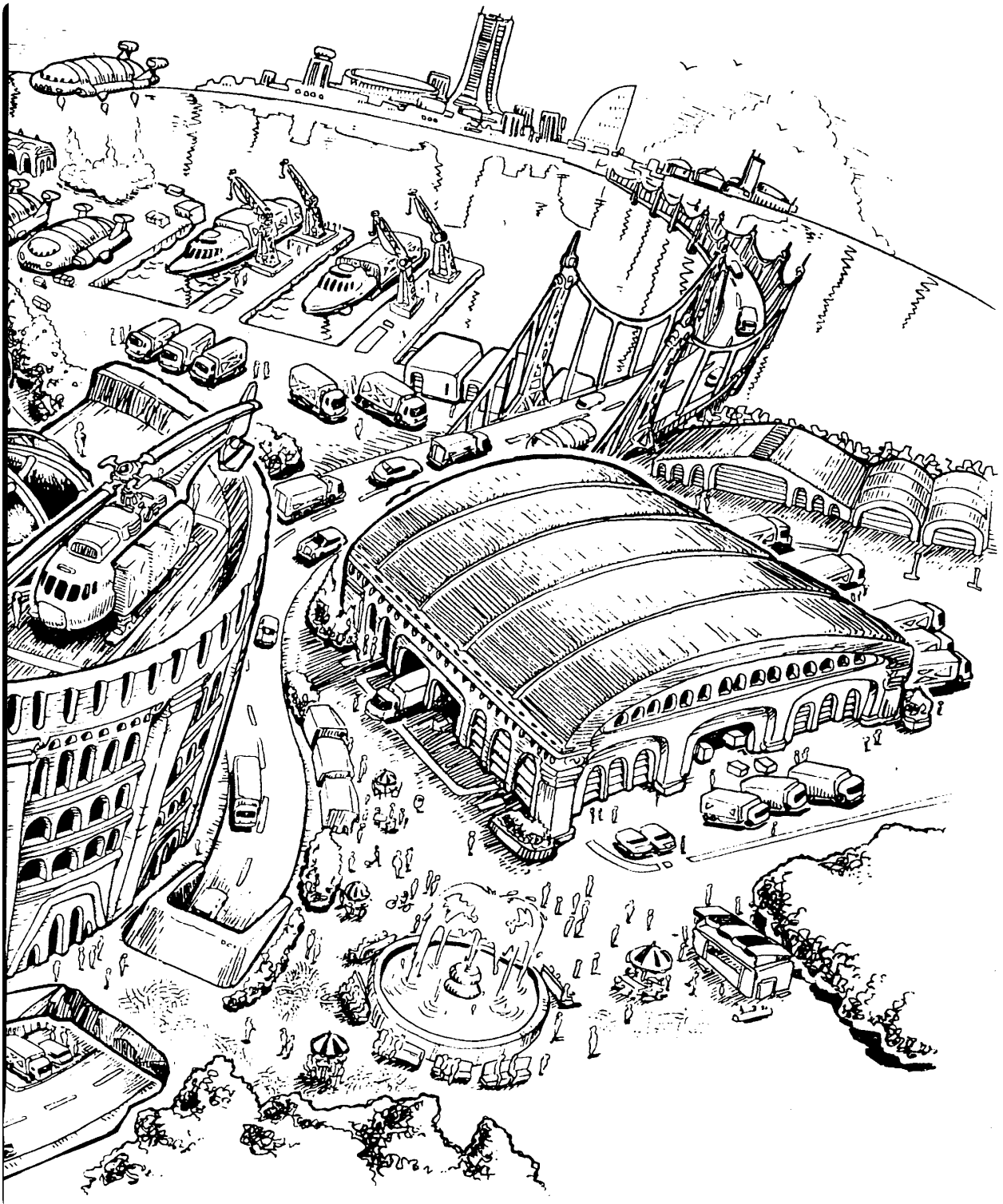
環境問題や南北問題など、地球が抱える様々な問題の解決に向けて積極的に取り組む

現在、地球的規模で問題となっている環境破壊問題をはじめとして、外国人労働者問題や難民、食料不足の問題など、世界各国、各地域が取り組むべき問題は数多く存在します。これらの問題は、単に国家間の取り決めのみで解決できる範囲を超え、それぞれの自治体や企業、市民のレベルに至るまでの一致した協力関係が求められています。

私たち神奈川県は、その技術力や経済力を活かし、たとえば公害防止技術の提供、技術研修教育などについて、国際的な見地からより積極的に取り組みます。

新・出島計画





第4章 新たな空間「夢国籍空間」の創造をめざして (提言：各論)

夢国籍空間とは

本章では、「かながわ通商政策大綱」で示した本県の通商政策の方向性をふまえて、その実現に向けての施策を提言していきたい。

夢国籍空間

私たちが夢見るかながわは、生産をし、消費をするという生活者としての住民が豊かに暮らし、地域と世界とが共存・共栄するところである。私たち研究チームは、インターナショナルで、夢とロマンのあふれる未来的な空間であるというイメージから、これを「夢国籍空間」と名付けることにした。

3つの空間

そして、この「夢国籍空間」を創造するために、次のような視点から3つの空間が必要であると考えた。

まず、通商を外国と商取引を行うことと考えれば、通商のための施策は、取引、つまり商品の「入」と「出」に関するものだけとすることができる。そこで、「入」と「出」という観点に分けて、施策を考えてみた。

自由・平等な市場空間

「入」の観点から考えると、かながわで生活する人々が、自分のニーズにあった商品を世界中から自由に適切な価格で手に入れることができるような施策や、競争政策において世界と調和した施策の導入を図ることなどが考えられる。つまり、世界中から、モノ・ヒト・情報が自由に行き交い、実力のある者なら誰でもビッグなビジネスチャンスがつかめる開かれた空間「自由・平等な市場空間」をかながわにつくるための施策が求められるだろう。

世界に向けての頭脳・情報・人材供給空間

「出」の観点からは、かながわの特性を活かした商品を、かながわで生活する人々と世界とが、共に健康で豊かになるように売り出していくような施策が必要だろう。つまり、「世界に向けての頭脳・情報・人材供給空間」をつくるための施策が求められるだろう。(ところで、「出」の観点で伝統的に重要視されてきたのはモノづくりであるが、私たち研究チームとしては、かながわの特性のうち、特に「ヒト」に着目してみたい。)

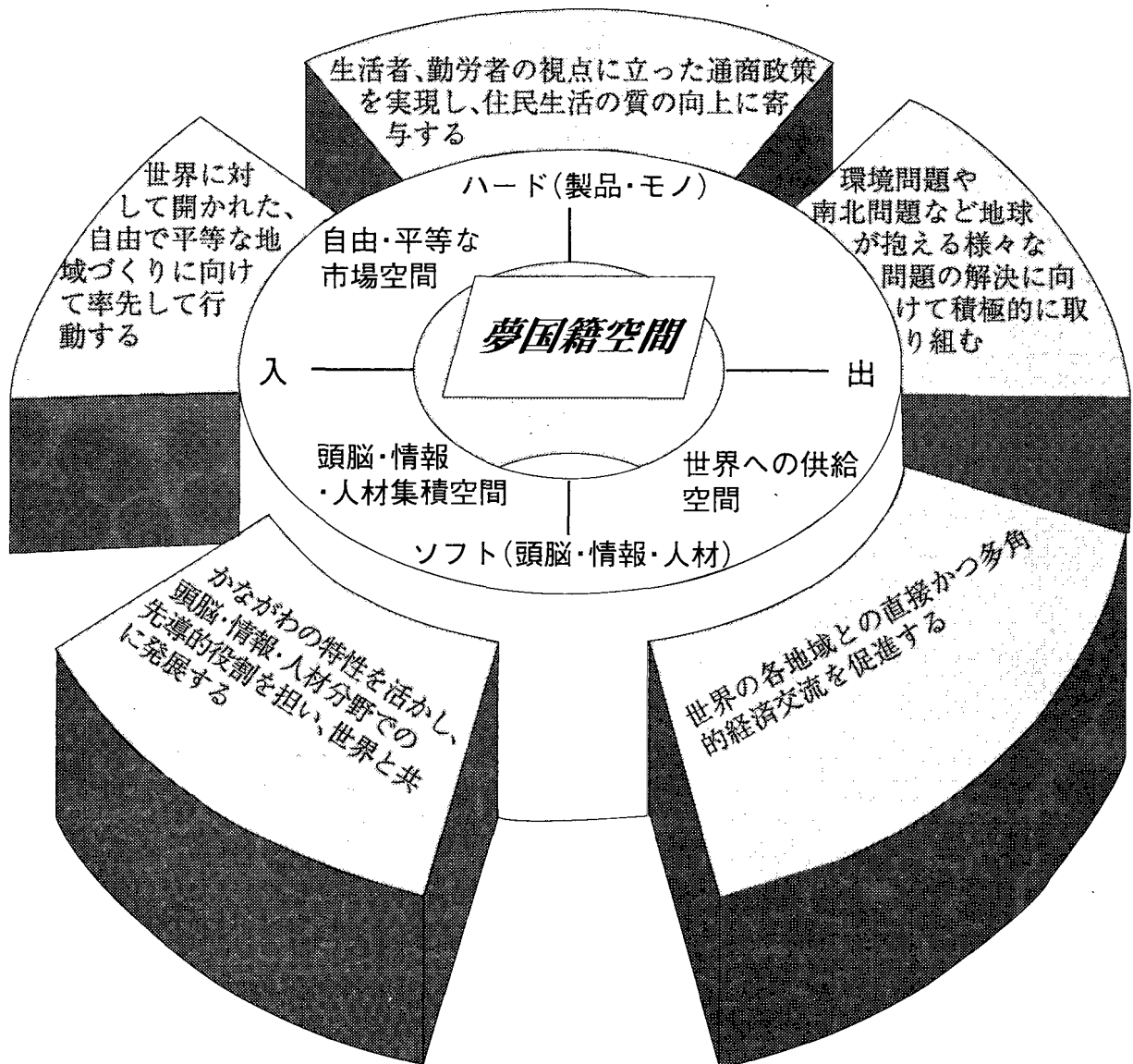
頭脳・情報・人材集積空間

さらに私たち研究チームは、この「世界に向けての頭脳・情報・人材供給空間」づくりのためには、「出」の観点だけではなく、それを支えるための「入」の施策が必要であると考えた。世界中から優秀な人材、技術、情報を集め、また、絶え間ない自己革新を図る

ような施策、つまり、「頭脳・情報・人材集積空間」をつくることも、「かながわ通商政策大綱」の実現に向けて不可欠であろう。集積することにより、いろいろな頭脳・情報・人材が融合し、発展し、そして新たな化合物を生みだして、また、世界に向けて発信していくのである。

以上のことをわかりやすくするために、取引の「出」と「入」という軸と、商品の性質である「ハード：製品、モノ」と「ソフト：頭脳、情報、人材」という軸を置いて整理すると、次のような構成になる。

(図 4 - 1) 夢国籍空間構成図



I 自由・平等な市場空間

今後予想される諸問題

生産者サイドの問題

消費者サイドの問題

世界規模の問題

諸問題の解決策としての自由平等な市場空間

自由・平等な市場空間の果たす効果

競争市場の創出

現在の世界経済の状況から以下の諸問題の発生が予想される。

円高のさらなる進行により、輸出依存型産業は国際競争力を失い、産業構造の変換を迫られる。また生産拠点の海外移転も一層促進され、その結果として産業の空洞化の問題が地域経済に大きな影響を与える。

さらに海外からの製品輸入が拡大し、また外資企業の対日進出が活発化することにより、国内市場における企業間競争が一層激化し、国内企業にとって、競争への対抗策の展開が死活問題となる。

消費者は、企業実績の低迷等により、所得の大幅な上昇は期待できない。しかしながら一方で生活嗜好の多様化、余暇時間の増大、日常生活における国際化の進展等にともない、「生活の質的向上」に対するニーズは強まっていく。

また従来型の雇用形態（終身雇用、年功序列）に変化の兆しが現れてくる。

先進諸国、発展途上国間のみならず、途上国間における経済格差が増大するとともに、経済的理由による難民問題がECを中心として一層、深刻化し、日本を含めた他地域にも大きな影響を及ぼす恐れがある。さらに先進諸国において、失業問題は今後一層、拡散化、深刻化し、世界的規模の大きな問題に発展しうる。

またアジア、南米における環境破壊問題が、経済発展の進展にともない、拡大化する恐れがある。

将来発生しうるこれらの諸問題の解消または影響の軽減化を図るためには、ヒト・モノ・カネ・情報・技術が世界中から自由に行き交う活力溢れた自由・平等な市場空間」の創出が必要となる。

この市場空間とは、世界に門戸を開き、国内外の差別を撤廃し、世界中からのアクセスを容易にし、能力ある者なら誰でもビジネスチャンスを獲得できるような競争性、開放性、効率性を最重視し、利益拡大、生活の質的向上、世界との一体化を実現させる市場空間であり、生産者、消費者、世界にとって魅力溢れる市場空間である。

生産者にとっては、市場における競争圧力の増大により、コスト減をめざして、生産性の効率化が促進される。さらに弱小部門の統廃合が進み、労働・資源・資本の最適配分及び技術革新、新製品開発等の企業努力が促進されるとともに、比較優位部門に特化するこ

とにより、国際競争力が増大する。

また消費者にとっては、市場競争の結果として、品質の向上、価格の低下などの利益を享受することが可能となる。

世界一の貿易黒字国である日本において、競争市場が創出されるということは、世界にとって、市場参入の機会、利益獲得の機会が広がるなど、経済的効果の非常に大きいものとなる。

輸入の拡大

輸入に対する阻害要因を取り除き、世界中からのモノ、サービスの流入をスムーズにすることにより、また輸入チャンネルの多角化をはかることにより、量・質的に輸入（特に製品輸入）の拡大を実現させる。これにより、世界中からより高品質でより安価な外国製品及びサービスが国内市場に大量に供給され、消費者にとって、選択の多様化と内外価格差の是正による生活の質的向上が可能となる。

さらに製品輸入の拡大により、既存の多層的、硬直的な流通構造に大きな変革が生み出されることが期待できる。

また生産者にとっても、海外から安価な原材料、部品等の輸入を拡大することにより、コスト軽減を実現させ、競争力を高めることが可能になる。

なお輸入の拡大は、外国の輸出を促進することにより、世界経済全体の成長に大きく貢献する。また突出した貿易黒字を改善することで、円高の是正を図ることが可能となる。

技術・情報の交流促進

生産者は、外国からの新技術、ノウハウ等を利用することにより、イノベーションの実現あるいは、新製品の開発などを促進することができる。さらに日本からの技術移転を促進することにより、海外地域の経済発展、経済的自立を促し、海外の地域住民の福祉向上に資することが可能となる。

安全保障の確立

世界と日本の経済的依存関係をさらに深化させることにより、安全保障体制の確立に資することが可能となる。

自由・平等な市場空間の実現に向けて

「テストケース・実験室」の導入

「自由・平等な市場空間」を実現させるための方策として以下の事項を検討したいが、私たち研究チームの基本的な考え方として、様々な方策の実行については、「テストケース・実験室」としての機能を発揮させていきたい。つまり地域、期限等を限定して、まずかながわに様々な政策を導入し、その結果を見て順次全国に展開していくという方策の導入を強く主張したい。

競争政策の導入

市場における競争を制限する諸制度の改善及び様々な規制の緩和（特にサービス、農業部門）を推進することにより、競争原理が有機的に機能するような市場環境をつくりあげる。

さらに制度面から、海外からの市場アクセスの改善をめざす。
（具体策）独禁法の規制強化、サービス、農業部門の規制緩和の実施、コメの輸入自由化等

外資企業の進出
支援

外資企業の対日投資額は、外国間のそれと比べて著しく低い水準であり、市場閉鎖性の象徴とされてきた。そこで外資企業の進出を積極的に支援することにより、市場の一層の開放化を推進するとともに、既存の市場構造にインパクトを与えることにより、市場の活性化を促進する。

（具体策）F I P A 計画（FOREIGN INVESTMENT PROMOTION AREA）
外資企業に対する支援事業、情報提供の質的量的拡大等

流通業のリストラ・国際化の支援

多重的、排他的、不透明と言われる既存の流通業のリストラを推進することにより、またグローバル化に対応した流通業の国際化を目指すことによって、効率性の向上、競争性の導入を通じて、内外価格差の是正、消費者利益の拡大を促進する。

（具体策）インポートショッピングマート構想、市場情報サービスネットワークの構築

製品輸入拡大策
の展開

直接的かつ効果的な製品輸入促進策を展開するとともに、輸入インフラの整備に努め、物流コストの低減化を図り、製品輸入の質的・量的拡大を促進することにより、また生活者がより身近に海外生活を感じられる街づくりを通じて、消費生活の多様化、質的向上をめざす。

（具体策）輸入専門商社の設立支援、新・出島計画の策定、インターナショナルタウン構想等

自由・平等な市場空間創出のための条件整備

「自由・平等な市場空間」を創出するためには、いくつかの条件整備が必要と思われる。その中で最も大切と思われるものは、国・自治体・民間の連携・協力体制の確立であろう。たとえば政策決定の段階から三者の意見を噴出させ、より実効性の高い政策を導入する必要がある。さらに政策実行の段階においても、三者の連携協力を密にしてより効果的に政策を展開していくことが肝要である。

国と自治体の機能分担

特に国と自治体の関係でいえば、その機能分担を明確にする必要がある。まず基本的な政策方針（たとえば輸入拡大）を決定し、国は必要に応じて、法・制度の改革を実行するなど、マクロ的政策を担当する。これに対し、自治体はこの政策がより有機的に機能する

自治体間の協力協調
体制

よう各地域の特性を考慮し、また地域産業と政策の整合化をはかるなど、ミクロ的政策を担当するのである。また民間も自己利益ばかりにとられることなく、グローバルな視点に立った事業活動を行う必要がある、さらに国・自治体がこれを支援していく体制が必要となる。

また自治体に関しては、政策の実効性を高めるために、行政単位（県・市町村）にとられず、より広域的な「経済圏単位」（例えば関東一都三県等）に基づいた政策を実行していく必要がある、その意味でも自治体間の協力・協調体制が不可欠となっていく。

自由・平等な市場空間の構成図

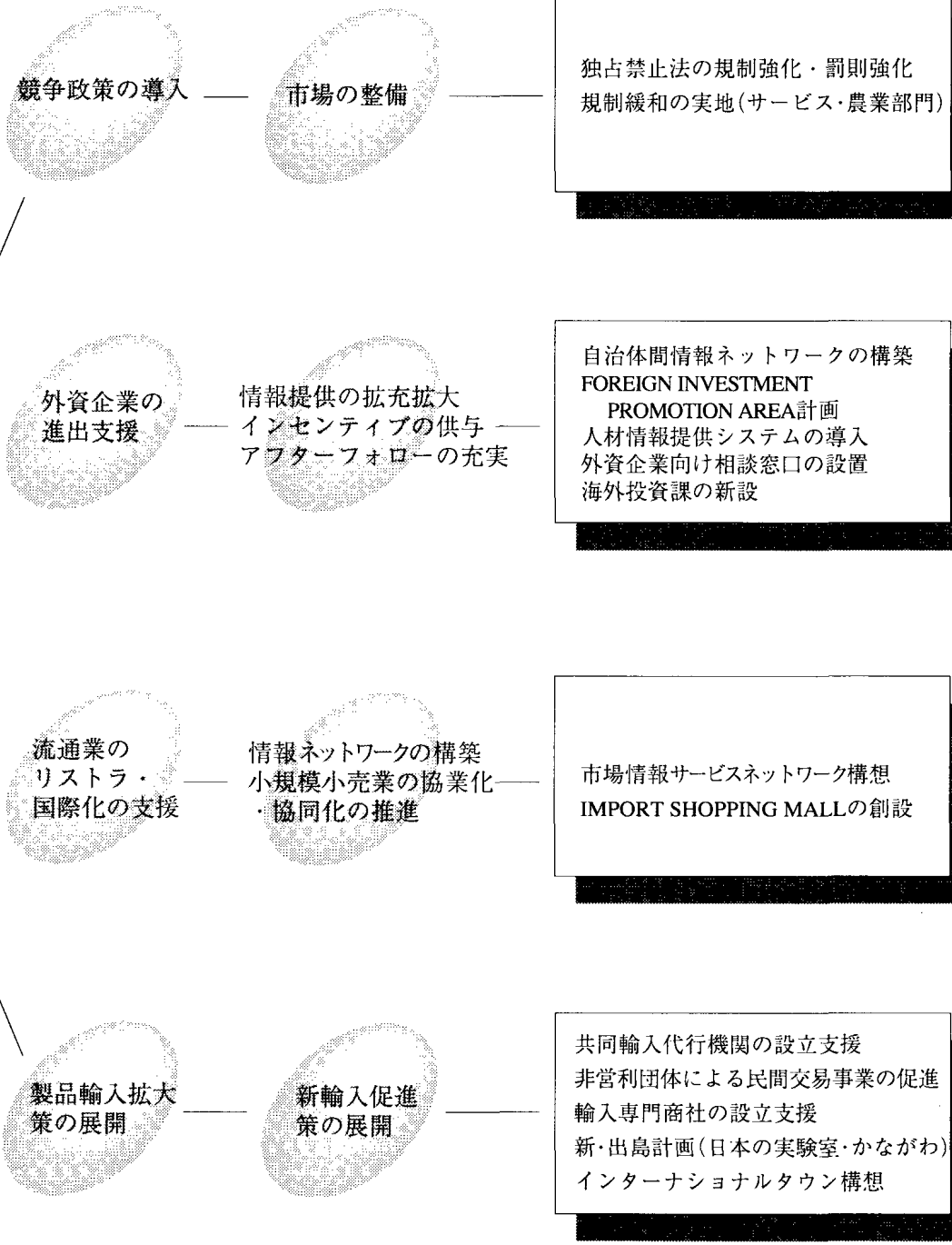
目標

方向性

方策

具体的プロジェクト

自由・平等な市場空間



具体的プロジェクトの展開

1 競争政策の導入

独占禁止法の規制強化・罰則強化

概要

自由で平等な市場を形成するためには、明確なルールに基づいた公平な競争環境が不可欠である。しかしながら現実的には、排他的取引関係、不透明な取引慣行、カルテル的企業行動など競争環境を阻害するものが非常に多い。これらの阻害要因を排除する目的の法律が独占禁止法である。近年、日米構造協議等を背景にして、競争市場の形成を目的として課徴金の引き上げ等、独占禁止法の改正が行われた（1991年）。しかし、真の競争市場をめざすためには、さらなる規制の強化、罰則の強化が必要と考え、これらの実行を提言したい。

具体的内容

対カルテル行為

公正取引委員会における1987年から1991年度までの5年間の勧告審決事件をみると、価格カルテルの件数が87年度の4件から91年度には、12件と増加している。価格カルテルは、消費者利益を脅かすばかりでなく、他の数量・販路・値引き禁止等排他的なカルテルを生み出すことにつながるものであり、これらの行為を根絶しないかぎり、真の競争市場の実現は不可能である。そこでカルテル行為に対する課徴金を現行の売上高の6%から10%に引き上げ、また罰金を現行の1億円から5億円に引き上げるなど罰則規定を強化し、また違反企業に対して業務停止等の行政処分を課すなどの新たな制裁措置を設けることにより、カルテル行為に対する独禁法の規制強化をはかる。

独禁法適用除外制度の廃止

現在の独禁法において、適用除外カルテルが約220件あるが、経済環境変化にともない、政策目的を達成する手段として有効と思われるものや、必要性が乏しくなったと思われるものがかなりある。このため、市場メカニズムの活用という観点から、適用除外項目の見直しを行い、本制度の廃止措置を積極的に導入すべきである。

また現行の再販売価格維持制度についても、市場メカニズム強化、消費者利益の拡大の観点から、積極的に廃止の措置を導入すべきと考える。

情報公開の徹底

現在、国の行政機関における情報公開制度は実施されていない。しかしながら公正取引委員会についてのみ、他機関に先駆けて、情報公開を導入すべきと考える。なぜなら、公正取引委員会による調

査、審査、処分決定等の状況を正確に、詳細に公開することによって、企業に対し、一層の注意を喚起し、違法行為の是正、解消を促す効果がある。さらに、カルテル行為等に対する事実認定等の資料を公開することにより、消費者から企業に対する損害賠償訴訟等に有効な資料を提供することが可能となる。これにより、企業に圧力が生じ、カルテル等違法行為の解消、未然防止効果が期待できる。

規制緩和の実施（サービス・農業部門）

概要

現在、国によって行われている公的規制として、農産物等に対する輸入規制、消費者米価、公共料金、各種運賃等に対する価格規制、各所公共事業、鉄道、バス・タクシー、電気通信、流通業における参入規制、牛・豚肉、乳製品等に対する価格支持制度がある。

これらの公的規制が、市場における競争環境を阻害し、非効率的な市場を形成し、自由で活発な経済活動の進展及び市場の国際化を阻害しているものと考えられる。さらにこれら規制の多くは、昭和20年代、30年代に制定されており、当時と現在の経済状況の激変により、その存在目的を達したものの、存在理由がなくなってしまうもの、グローバル化の時代にマッチしないものなどがかなりある。

そこで、経済の活性化及び市場の開放化を実現させるためには、これらの公的規制を基本的には全面廃止の方向で検討する必要があると思われる。

なお、規制の分野は多岐にわたるが、私たち研究チームとしては、特にサービス分野、農業部門における規制緩和策を重視したい。

なぜなら、これらの部門は規制によって、非効率的な市場となっており、結果として国際競争力も弱小である。規制を緩和、廃止することにより、これらの市場を活性化させるとともに、技術革新、イノベーションを誘発させることで、競争力の強化をめざすものである。

具体的内容

1 サービス部門における規制緩和

現在は、経済のサービス化、ソフト化の時代といわれるように、経済全体におけるサービス部門の占める割合が非常に大きくなってきている。特に貿易においても従来のモノの輸出入からサービスの輸出入に大きく比重が移っている状況である。このような状況下において、サービス部門に関する様々な規制が存在し、効率的な経済活動の阻害要因となっており、さらに国際的経済紛争の火種にもなっている。このためGATTウルグアイ・ラウンドにおいて各国間

の調整が図られているところである。日本は従来からサービス部門に関しては、輸入超過であり、欧米に比してサービス産業そのものが発展途上であったといえる。このため、サービス産業の各分野において、国内産業の保護育成、過当競争の防止を目的とした様々な規制が存在している。特に参入規制、価格規制の影響が大きいものとする。そこでサービス分野における規制の緩和・廃止を導入することにより、市場への新規参入を促進し、競争的市場を形成することにより、市場の活性化及び消費者利益の拡大を図るものである。

金融分野における規制緩和

具体的な分野としては、金融分野及び情報通信分野における規制緩和が急務である。特に金融分野については、従来より保護的政策がとられ、競争性を著しく阻害しており、新規参入は困難な状況である。近年、一部金利の自由化が導入されているが、現在においてもなお、金利規制、市場規制、業務規制が存在している。

これらの規制を緩和し、新規参入を容易にし、また企業の独自性を発揮させることにより、市場に競争性を導入することが必要である。特に外国銀行、証券会社、保険会社等の参入を促進することにより、他の分野の外資企業の資金調達を容易にし、進出の促進と事業の円滑化を図ることが可能となる。

また国内銀行等間の競争も活発となり、金利自由化、サービスの向上など消費者の利益が拡大する。

2 農業部門における規制緩和

なぜ規制緩和が必要なのか

農業部門については、「食糧安定供給」という観点から最も保護的規制の強い分野である。しかしながら「経済のグローバル化」の趨勢は農業部門においても顕著であり、従来の政策の転換が内外から求められている。その理由としては、農産物における内外価格差が顕著であること（特にコメ）。日本の農業が非常に非効率的であり、生産性の向上が求められていること。国内産の合理化、流通の自由化により、消費者及び食品工業の利益拡大が求められていること。農業を将来性のある魅力的な産業に変えていく必要があること、などが考えられる。

規制緩和による効果

規制緩和によって、農業に対する行政の過保護的体質を改め、市場への干渉を最小限にして、市場メカニズムが有機的に機能するよう誘導することが、長期的に見て、日本の農業にとって重要であるといえる。

つまり規制緩和による市場原理の導入によって、生産者のコスト軽減・品種改良の努力を強化し、国内生産物価格の引き下げ及び品質の向上が可能となり、結果的に、競争力の強化が図られる。また価格の引き下げにより、消費者の利益が拡大するとともに、農産物に対する需要の拡大によって、生産者の利益拡大も期待できる。

長期的には、農業の合理化・効率化によって、農業を産業として

魅力あるものに変えていくことが可能となる。

具体的内容
コメの自由化

まず第一にすべきことは、コメの輸入自由化である。これにより、既存の流通市場に風穴をあけるとともに、農業の集約化、効率化の推進を促し、農業再建のきっかけとなるものとする。当然輸入の自由化によって、消費者の直接的利益が拡大するとともに、食品工業にとってもコストダウンが可能となり、これにより物価全体の下落が期待できる。そうなれば内需拡大も導き出せるであろう。

食糧法の緩和

次にすべきことは、食糧管理制度の緩和または廃止である。具体的には、自主流通米の比重を大きくし（7割）、また生産者から消費者に直接流通するマーケットを拡大することである。これにより、コメの市場流動性を向上させ、市場メカニズムを機能させることにより、流通の効率化、コスト削減化が可能となり、消費者及び生産者の利益が拡大される。

価格支持制度の
廃止

価格支持制度を廃止することにより、生産者のコスト削減努力が市場価格に適正に反映されるようになるため、消費者の利益が拡大される。さらに生産者も市場ニーズに応じた農産物の生産が可能となるため、生産効率性が向上し、利益率の向上が期待できる。

3 規制緩和と自治体
の役割

規制緩和策の展開については、前述したところだが、これらの実施はあくまでも、国の手に委ねられている。これに対して、私たち自治体として何ができるのかについて考えてみたい。

国に対する要求

まず、自治体がすべきことは、国に対して規制緩和政策の速やかな実行を求めると、自治体の立場から、省庁間の利害関係を越えて、より効果的な規制緩和策を提言していくことであろう。規制緩和策のもたらす効果は地域経済の活性化に大きく貢献するものであり、地域住民（生産者・消費者）の生活に大きな影響を与えるものだからである。

側面的支援策の
実施

さらに自治体のなすべきことは、規制緩和策の側面的支援である。つまり規制緩和の実施によって、それまでの被保護産業は、一時的に収益の減少が発生するかもしれない。このような状況に対して自治体としては、金融的支援、技術開発の支援あるいは職業訓練の実施などを行うことによって、被保護産業の急激な衰退化を避け、規制緩和政策がスムーズに遂行されるよう側面的に支援していく必要がある。

2 外資企業の進出支援

外資企業進出によるメリット

外資企業の進出促進によるメリットとして以下のことが考えられる。

- (1) 外資企業はビジネスチャンスを広げ、利益拡大の機会が増大する。
- (2) 国内企業との競争が活発になり、品質向上や価格低下など、消費者及びユーザー生産者の利益が拡大する。
- (3) 市場における競争圧力の増加をもたらす、市場の活性化を誘発する。
- (4) 外資企業による活発な輸入拡大が展開される。
- (5) 国内企業に対する新たな技術移転の機会が生まれる。
- (6) 外資企業による雇用創出が可能となる。

このような外資企業進出によるメリットを重視し、地域経済の一層の活性化をめざして、外資企業の進出支援をはかるべきと考える。

外資企業のニーズ

県内に進出を希望する外資企業あるいは既に進出済の外資企業が進出にあたって何が障害となっているか、またその解消のために行政に対し何を望んでいるのかを検討する必要がある。

かながわの魅力

「神奈川県内産業国際化実態調査報告書」(神奈川県商工部平成2年)によると、まず既進出済の外資企業における県内進出の理由として、都心に比べ安い立地費用、都心、港湾施設に近い、下請等関連企業が多い、販路拡大が期待できる、などの順になっている。また今後の業務展開についてはほとんどの企業が業務拡大を狙っているという。しかしながら、今後の課題、問題点として、

進出のネック

地価高騰による用地取得の困難化、人材の確保難、情報収集網の不備、交通アクセスの不備等があげられている。以上の内容から、かながわはその地理的条件、産業特性から外資企業にとって進出先として魅力ある地域であり、潜在的進出ニーズはもともと大きいものと考えられる。そこで、進出にあたってのネック(用地取得等)となる部分を行政がカバー、バックアップすることにより、さらに外資企業の県内進出はより一層促進されるはずである。

自治体間情報ネットワークの構築

概要

市場に関する一般的、マクロ的情報については、様々な情報媒体を通じて獲得することは可能であるが、日本進出を目指す外資企業が本当に必要とする進出予定地域に関するローカルかつミクロな情報については、そのニーズを完全に満たしているとはいえない。そ

ここで、日本進出を希望する外資企業に対して、特にかながわの市場に関するローカルかつミクロな情報を提供することにより、外資企業の県内進出を促進する。

具体的内容

現在、日本に所在する各国の州、地方政府事務所とかながわが連携体制を強化し、自治体間情報ネットワークを構築し、相互の情報交換を活発化させる。またかながわ投資セミナーを定期的(年1回)に開催する。さらにより緊密な関係を可能とする州、地方政府に常設情報提供機関として KANAGAWA INFORMATION CENTER を設置する。なお設置にあたっては、州、地方政府と相互援助協定を結ぶことによって、維持経費の削減を可能とする。特に県内市町村との連携を密にし、市町村の友好姉妹都市も巻き込むなど、バイラテラルでなく、マルチラテラルでかつ多層的な関係づくりをめざす。さらに商工会議所等の民間団体とも協力し、機能の多様化、強化をねらう。

期待される効果

外資企業に対して、市場に関するよりローカルかつミクロな情報提供を拡大することにより、進出にあたってのマーケティング対策、製品開発等より一層の調査・研究努力を求める。これにより、市場参入を容易にするとともに、参入後の成功の可能性を向上させる。またこれらの措置は県内企業が海外進出をはかる際にも、極めて有効な手段となる。

FOREIGN INVESTMENT PROMOTION AREA 計画

概要

県内の一定地域を「FOREIGN INVESTMENT PROMOTION AREA (FIPA)」に指定し、外資企業に様々なインセンティブを供与することにより、この地域に外資企業群を積極的に誘致し、集積させ、より円滑な企業活動を支援する。また、周辺の地域産業との技術提携、協力を推進することによって、地域産業の活性化を図る。

具体的内容

- (1) 交通の利便性、地域産業の特色を考慮して地域を選定する。
- (2) 適当な地域の土地所有者たちと県が定期期限付借地契約を締結する(第三者使用許諾の特約付与)。
- (3) 当該地域の中に土地所有者の出資による共同オフィスビルを建築する。
この際、土地所有者に対して低利・長期融資を実行する。
- (4) 土地所有者と県との間でオフィスビルの賃貸借契約を締結する。

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 当該地域に進出を希望する外資企業を募集し、業種・規模・形態等により選別する。 (6) 研究所・工場として進出希望する外資企業と県との間で、期限付借地契約を締結する。また営業所・駐在事務所として進出希望する外資企業と県との間で共同オフィスビルの期限付賃貸借契約を締結する。 (7) 進出する外資企業に対し、建物建設資金・事業資金等の低利・長期融資の実施、法人事業税の減免措置等のインセンティブを供与する。 (8) 土地提供者に対しては、地元市町村の協力を得て、固定資産税の減免措置を行うことによって、事業用地の供給を可能とする。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外資企業を一定地域に集積することによって、企業間の情報交流等が盛んになり、企業活動の円滑化が期待できる。 (2) 外資企業は、事業用地及びオフィスを安価に利用でき、事業のスタートアップがスムーズに展開できる。 (3) 土地所有者は県と直接契約するため、契約に対する不安を取り除くことが可能となり、また固定資産税の減免措置が受けられるなどのメリットが得られる。 (4) 県は、土地取得費用、オフィスビル建築費用が不要になるなど、事業実施にともなう費用を最小限に抑えられる。 (5) 世界に対し「開かれたかながわ」を名実ともにPRすることができる。

人材情報提供システムの導入

概要	<p>外資企業の抱える問題の一つに人材確保難がある。そこで、外資企業のニーズを満たすような多様な人材に関する情報を集積し、これを外資企業に提供する。</p>
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外資企業に対し、求人に関するニーズをアンケート調査等により、的確に把握し、これらのデータベース化をはかる。 (2) 外資企業への就職を希望する求職者データを蓄積し、データベース化をはかる。 (3) 上記各データをパソコンネットの利用により、相互に提供する。 (4) 上記データについては、常時更新可能とする。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外資企業は、この情報システムにより、よりの確な人材情報を

- 随時取り出すことが可能となり、人材確保が促進される。
- (2) 求職者はより正確な企業データを随時取り出すことが可能となり、外資企業への就職が促進される。

外資企業向け相談窓口の設置

概要

外資企業の進出準備時、またはスタートアップ時における不満の一つに、許認可手続きの複雑さと関係する役所窓口の多さがあげられる。

そこで、許認可手続きに関する相談窓口を一箇所に集中させ、外資企業の利便を向上させる。なお、スタート時のみならず、外資企業が企業活動を行っていくうえでの様々な問題、苦情に関する受け皿を設け、これを具体的施策にフィードバックしていく。

具体的内容

県のみならず、関係する国・市町村の機関から許認可手続きに関する情報を集積し、少なくとも許認可手続きについては窓口一ヶ所で全ての用が足せるようなワン・ストップ・センターをめざす。

設置場所は一ヶ所とせず、県域全体に広がるよう配慮するとともに縦割りでない横断的機能を発揮させる。

期待される効果

- (1) 外資企業の利便性が向上することにより、参入が容易になる。
- (2) 外資企業からの苦情、相談内容を検討することにより、行政施策の改善が図れる。
- (3) 外資企業のみならず、県内企業にとっても同様の利便性が向上する。

海外投資課の新設

概要

今後の経済交流の主流はモノの貿易から、直接投資・業務提携・M&A（企業買収）など投資問題にウエイトが移っていくものと思われる。そこで、県としてこのニーズを行政に的確に反映させるため、投資問題を専門に担当する「海外投資課」を商工部に設置し、的確なアドバイスを行う。なおこの場合、海外に向かったの投資と県内への投資誘致の両方向を対象とする。

具体的内容

- (1) 人材については、経験豊かな民間からの出向者を主とする。

期待される効果

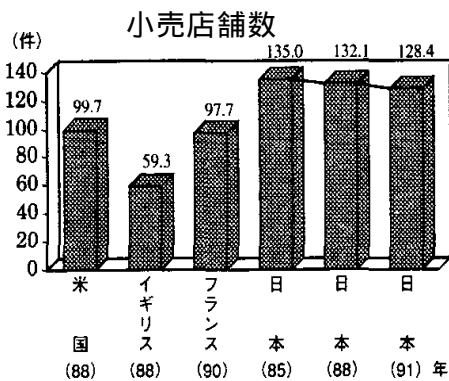
- (2) 海外にも連絡事務所を設置する。ただし、県単独の事務所とせず、民間企業事務所の一部を間借りする形態にする。人材も現地日本人を委託契約で採用する。
- (1) 民間人、民間企業を利用することにより、投資問題に関する的確なアドバイスが可能となる。
- (2) 外資企業のみならず、県内企業にとっても有用となる。
- (3) 投資進出と投資誘致の両方を促進することにより、一層の市場開放化・活性化が促進される。

3 流通業のリストラ、国際化の支援

現状の問題点

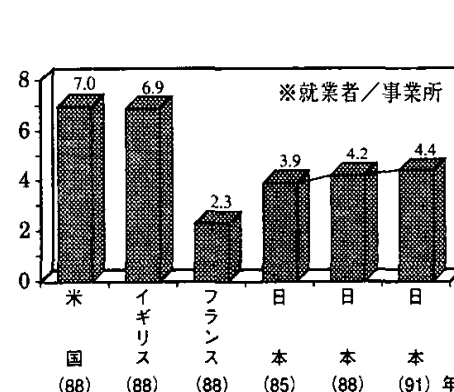
日本の流通機構に関しては、海外から、特にアメリカからその排他性、不透明性、非効率性が指摘されるとともに、これらが市場閉鎖性の大きな原因であるとされてきた。日本の流通業は、地理的条件、消費者購買性向、商慣行等により、小規模小売業が非常に多いこと、また2次・3次卸が存在することなど多層性がある特徴と言える。

(図4-1) 各国の人口一人あたり



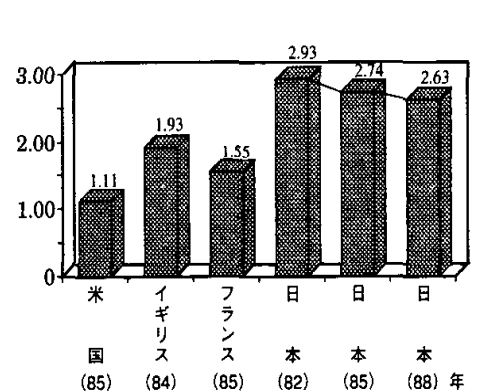
(資料) 「中小企業白書平成4年版」

(図4-2) 各国の小売業の平均規模



(資料) 「中小企業白書平成4年版」

(図4-3) W/R比率の国際比較



(注) W/R比率 = 卸売販売額 / 小売販売額
 (資料) 国際連合「Statistical Yearbook」
 通称産業省「商業統計表」

さらにメーカー主導による小売店の系列化、価格支配が進んできた。これらの問題は、貿易上の問題のみならず、消費者の利益にかかわる大きな問題である。そこで自治体としても、消費者利益の拡大、流通業の活性化、市場の効率化という観点から、経済のグローバル化に対応すべき流通業のリストラ、国際化を推進する必要があると考える。

市場情報サービスネットワーク構想

概要

県内の中小小売業者、中小卸売業者及び輸入業者、海外メーカーとの間に情報ネットワークを構築し、県内の地域流通業に関するデータを集積させる。これらの情報に付加価値を与えることによって、リアルタイムな市場情報を各者に提供する。また共同物流センターによる共同配送システムを導入することによって、効率性を向上させ流通コストの低減化を図る。

これらによって、中小流通業者の活性化と国際化をめざす。

具体的内容

- (1) 県内中小小売業者と中小卸売業者の間に、情報センターを中心とした情報通信網を整備する。具体的には、既存の付加価値通信網（VAN）を回線として利用し、パソコンを端末機として設置する。
- (2) 情報センターにおいて、両者間の受発注システムを一元化し、効率化を図る。また情報センターは在庫データ、発注データを加工し、付加価値をつけた情報を小売業者及び卸売業者に提供する。
- (3) この情報網と輸入業者及び海外メーカーを結びつける。
- (4) 共同物流センターを設け、これと情報ネットワークを結びつけ、各小売業者に対する共同配送を行う。
- (5) この情報ネットワークに金融機関を取り込み、通信回線を利用したホームバンキングシステムを導入し、決済手段に利用する。
- (6) 自治体としては、情報ネットワークの構築について助成するとともに、中小小売業者、卸売業者の情報機器整備に関する費用を助成することにより積極的に支援する。

期待される効果

- (1) 出荷状況、在庫状況、入荷状況、売筋状況等の市場情報をリアルタイムで把握することにより、的確な販売予測及び適正な在庫管理が可能となり、ロスを省くことが可能となる。
- (2) 共同配送システムにより、効率性が向上し、流通コストの低減化が可能となる。
- (3) 輸出・輸入に関するデータを一元化することにより、顧客ニーズにマッチした品揃えが可能となる。
- (4) 小売業者は幅広い商品情報及び販売促進情報を得ることができる。
- (5) 卸売業者は、従来の取引関係を超えて新たな取引先を開拓することができる。
- (6) 流通コストが削減されることで、価格の低下が生まれ、消費者の利益拡大につながる。

- (7) 卸売業者と輸入業者、海外メーカーが市場データを共有することで、輸入品に対するニーズの拡大が期待される。
- (8) 情報ネットワークの利用により、取引関係の透明性が向上し、流通業の効率化、開放化が促進される。

IMPORT SHOPPING MALLの創設

概要

小規模小売業者の協業化、共同化の推進により、従来の商店街を一大ショッピングモールへと発展させる。さらに輸入品を取り扱う店舗を多く導入し、輸入の拡大を図る。

具体的内容

- (1) ショッピングモール建設計画を打ち出し、出店希望する小売業者を募る。
- (2) 大店法の運用を緩和し、出店審査期間を大幅に短縮する。
- (3) 外資小売業者の参入を支援、促進する。
- (4) ホールセールマーケット、ファクトリーアウトレット等を併設する。
- (5) 建設資金を自治体が低利長期で融資する。
- (6) 共同物流センターを併設し、物流コストを削減する。
- (7) 一部公的支援によるアンテナショップを併設する。

期待される効果

- (1) 小規模小売業者の活性化が図れる。
- (2) 外資小売業者の市場参入が促進される。
- (3) 協業化、共同化によりスケールメリットが生まれ、効率性が向上する。
- (4) 消費者の利便性が向上する。
- (5) 既存の流通機構にインパクトを与え、リストラの動機づけとなる。

4 製品輸入拡大策の展開

製品輸入の現状

日本の製品輸入は1985年以降、急速に拡大した。85年には402億ドルであった製品輸入額は6年間でほぼ3倍に急拡大して91年には1200億ドルを記録した（平成五年版 通商白書）。

日本の製品輸入の水準

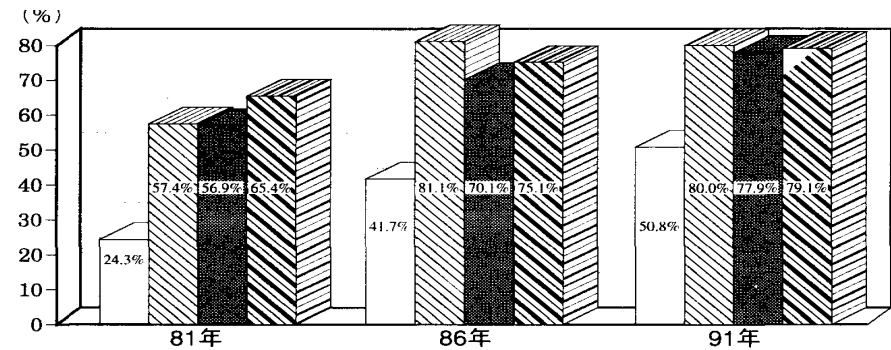
総輸入に占める製品輸入の比率で見ると、85年の31.0%から91年には50.8%へと上昇した。これは、円高の結果、交易条件が改善し、日本の消費者の購買力が増大したことと、日本企業の海外生産がす

すんで、逆輸入や開発輸入が本格的に伸びたことによるものである。しかしながら、日本の製品輸入比率は欧米先進諸国に比べるとまだ低水準である（図4-4）。

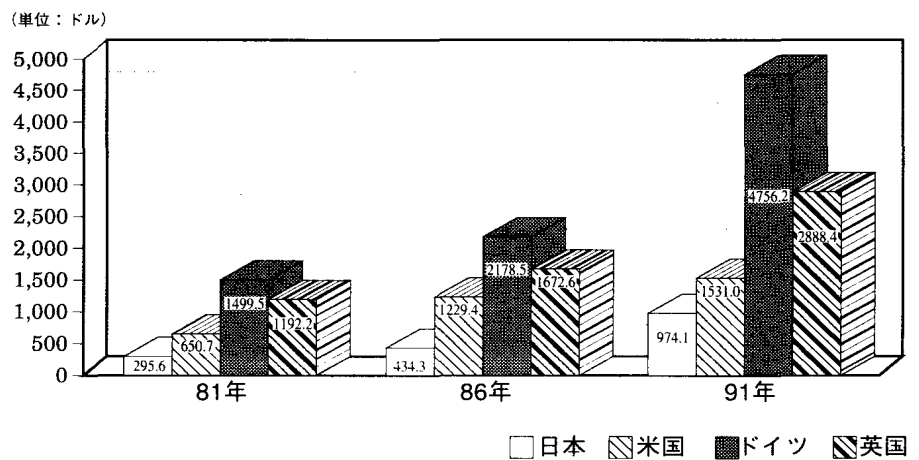
さらに日本の場合、GNPに占める総輸入の割合が低いため、GNPに占める製品輸入の割合（製品輸入浸透率）は4.3%と一層低いものになってしまっている。

また、国民一人当たりの製品輸入額においても、日本は974ドルと最も低い（図4-5）。

（図4-4）製品輸入比率の推移



（図4-5）一人当たり製品輸入額の推移



（資料）OECD「National Accounts」

拡大する内外価格差

製品輸入拡大の効果

一方、最近の急激な円高の進展により、内外価格差は以前より増して拡大しており、世界最大の債権国でありながら国民生活は一向に豊かさを享受できない状況である。

製品輸入の拡大は、まず第一に内外価格差の是正をもたらし、消費者の利益を拡大させる。次に生産者に対しては競争圧力を強めるので、産業構造の調整と労働の適正再配置を起こす引き金となる。さらに原材料、部品等の価格低下によるコスト削減のメリットも生み出すのである。

コンシューマリズム の発想転換

つまり、製品輸入の拡大は消費と生産の両面に対して貢献するのである。加えて製品輸出の経済発展、成長に大きく寄与し、特に東アジア地域の経済発展の大きな推進力になる。

私たち自治体としては、地域経済の活性化、消費者利益の拡大を目指して、具体的な製品輸入拡大策を展開していく必要がある。

市場メカニズムは次々に新しい企業が参入することにより生み出される。多数の企業が市場に参入するからこそ商品価格が下落し、消費者の経済厚生が高まる。ところが、内外価格差の存在が端的に示すように現実には市場メカニズムが十分に機能しているとは到底言えない。

今後の消費者の行動は、市場メカニズムの活用を出発点として、経済規制の撤廃、縮小を求める方向に活動の重点を移していくべきである。複雑な流通機構や安全規制も運用いかんでは輸入制限的措置になってしまう恐れがある。消費者保護をうたう規制もそれが一旦導入されてしまうとやがて既得権保護の隠れ蓑になってしまうことも多い。消費者自身が自分たちにとって、どのような規制が必要なのか、何が不要なのかを見極める必要がある。

自治体による直接的な消費者保護も必要だが、これからは、自己責任の原則を重視し、関連情報の公開の促進によって、消費者個人の判断、選択の範囲を拡大すべきである。

自由な取引と正しい情報こそ消費者の利益にもっとも奉仕するものであるという認識を出発点にして、消費者の発想転換・意識改革が求められる。さらにこのような発想転換・意識改革が企業活動に対し、最も直接的に影響を及ぼすことを忘れてはならない。

共同輸入代行機関設立支援

概要

従来、中小小売業者は、経費的、時間的、人材的問題から、自らが直接に、製品の輸入を行うことは困難であった。しかしながら今後は、顧客ニーズをダイレクトに掴んでいる中小小売業者が海外に向かって、より顧客のニーズにマッチした製品をより多く海外から輸入する必要性が増してくる。このため、中小小売業者が自ら直接輸入を行えるように支援する共同輸入代行機関を設置して、中小小売業者による輸入品販売拡大を目指す。

具体的内容

- (1) 県の出資による第三セクター（輸入代行センター）を設立し、ここが事業主体となる。
- (2) ここで通関手続の代行業務を一括して行い、省力化を図る。

期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> (3) 輸入品情報を公開し、商品ニーズを掘り起こす。 (4) 小売業者からのニーズを集積し、この情報を海外に提供することにより、新たな輸出元を発掘する。 (5) 小売業者の望む商品の開発、製造を請け負う海外メーカーを探し、開発輸入を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 小売業者は顧客のニーズに合致した製品を手軽にかつ安価に輸入することができる。 (2) 小売業者は新たな輸入品、輸入ルートを開拓できる。 (3) 共同化により、コスト削減が可能となる。 (4) 輸出業者は、小売業者のニーズに合致した製品の輸出ができ、ロスが省ける。 (5) 開発輸入の拡大が期待できる。 (6) 輸入品の拡大により、選択肢が広がるなど消費者の利益が拡大する。
---------	--

非営利団体による民間交易事業の促進

概要	<p>生協等住民サイド、消費者サイドに立った非営利団体による民間交易事業を支援し、安全で良質な製品等の輸入を促進する。</p> <p>また相手側地域の経済的発展の寄与という観点に立った事業展開を支援していく。</p>
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 民間交易事業を促進するための人材派遣、情報提供 (2) 事業に対する金融支援（短期・長期貸付） (3) 海外事務所等による事業支援（海外地域における協力支援）
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全で良質な製品の購入が可能となる。 (2) 海外地域住民の福祉向上が期待できる。 (3) 一般住民の意識向上に資することが可能となる。

輸入専門商社の設立支援

概要	<p>輸入専門商社の設立を支援し、海外の優良な商品の積極的な輸入を促進する。また、最近盛んになってきた個人輸入の促進のために代行サービス等消費者中心の輸入活動を行う。</p>
----	---

具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設立時における金融支援策の実施 (2) 関係機関との連絡調整による支援 (3) 海外事務所による輸入に関する情報の提供 (4) 現地政府との協力関係による円滑な事業支援
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> (1) 優良な海外製品の輸入が促進される。 (2) 経験豊かなシルバー人材を活用することにより、高齢者雇用が促進される。 (3) 個人輸入が手軽に行え、円高によるメリットを直接、享受できる。

新・出島計画（日本の実験室・かながわ）

概 要	<p>かながわに、ヒト・モノ・カネが自由に動けるモデル空間を作り、その地域を介して海外諸国との交流を活発化させる。</p>
目 的	<p>かながわを先駆けとして市場開放を行い、経済のグローバル化に対応できる体質の強化と消費者利益の拡大を図る。</p>
具体的内容 新段階を迎える 市場開放	<p>日本の市場開放問題のこれまでの焦点は、基本的に財、サービスの自由化であった。しかし、今や市場開放の対象は、ヒト、カネ、情報、技術などへとひろがっている。同時に、制度そのものの改革から、その運用、慣行、構造へと海外からの批判の矛先が向けられている。</p> <p>経済が急速にグローバル化する時代にあって、日本は自由貿易のメカニズムをさらに徹底的に追求することが必要である。</p> <p>市場機構の活用によって生産性を高め、透明性を確保し、世界に開かれた市場経済を実現することが急務である。</p> <p>自由貿易の推進により、消費者利益を実現し、真の豊かさが実感できるものと思われる。</p>
新・出島計画	<p>かながわにおける新・出島計画は、かながわの持つ優位性を活かして、国際化への対応をより積極的に押し進めることにより、21世紀を見通したかながわの成長・発展の強固な基盤を作る具体的な手立てとして、そして重要な社会資本のひとつとして推進するものである。</p> <p>また、かながわをその先進性により日本の実験室、テストケースとし、国レベルでは即実行が難しいと思われる諸政策について、地域・期間を限定して導入し、その結果次第で、全国に拡大させる足</p>

掛かりの地として活用するものである。

設置場所は国際交通の要衝とする。空港、港湾の隣接地域は、重要な交通の拠点地域として、数多くの関係者に利用価値が高く集中的に投資し、多くの利用に供することが費用対効果の点でも望まれている。

新・出島にはその機能強化のため、「国際物流センター」と「国際自由バザール」とを一体化させた「国際産直センター」を有機的に配置、運営する。

国際産直センター

概要

「国際物流センター」と「国際自由バザール」とが一体化した消費者対応型物流施設

目的

物流の円滑化、迅速化を進めることにより、製品輸入の拡大、コスト削減、取引機会の拡大、消費者の利益拡大を実現させるとともに、地域経済の国際化、活性化の起爆剤とする。

期待される効果

物流センターは自由バザール在庫保管機能を果たすものでもあり、密接な連携体制を構築する必要がある。

輸入の拡大は、資本蓄積や技術進歩を促進し、また国内市場をより競争的にすると思われる。その結果、産業や企業の効率性を高めることになる。

輸入の拡大による国際分業への参加は企業や産業の生産効率を高めることにつながる。輸入品が増えれば、国産品の質も良くなる。また、消費者は商品の選択範囲が広がれば、それだけ満足水準を高めることができるのであるが、輸入はこのような消費者の多様なニーズに応えることができる。

市場開放については商品市場のみでなく、資本市場についても、その開放度と透明度を高めていくのが時代の趨勢であり、同時に日本の、そしてかながわの国際的な責務ではないだろうか。

国際物流センター（製品輸入対応型物流施設）

概要

製品輸入にシフトした物流センターを設置し、関係省庁の製品輸入審査・検査業務の一元化、また24時間稼働体制、事前申告制を採

用するなど輸入貨物の流通の円滑化を図る。

目的

- (1) 物流機能の近代化と透明性の確保
- (2) 貨物の早期引き渡しによるコスト減の消費者還元
- (3) 国際経済交流の拡大と輸入促進

現状の問題点

製品輸入は製品輸出に比べ輸入する側にとって少量・多品種・多頻度出荷であること、商品市場の需給情勢との関わりから保管期間が長くなること、品質管理や流通加工を要すること等の特色がある。この点、日本の製品貿易が伝統的に輸出志向であったため港湾の貨物取扱い施設は輸出業務や輸入原料の取扱いに便利な構造になっており、輸入製品の取扱いには必ずしも適した構造になっていない。

したがって、製品輸入が急増すると、貨物取扱い施設の不足をきたし、それが引き渡し遅延や物流コスト増の要因になる。

また、国内配送のための交通アクセスが悪化し、迅速な引き渡しと経済的な物流コストの達成に障害となってしまう。

このように、日本の製品輸入に伴う国内物流体系は貨物取扱い施設能力及び国内配送の交通アクセスに多くの問題点を抱えており、受入れ態勢の整備拡充が緊急に必要なものとなっている。

今後、製品輸入の拡大傾向を維持するためにも海上貨物および航空貨物の国内物流面の能率と経済性を向上させることが必要である。

具体的内容

効率的な作業時間の配分によるターミナルの弾力的な稼働体制

欧米の一部埠頭ターミナルでは、本船荷役ターミナル内作業が24時間体制で運営されている。かながわでも、もしシフト性の勤務体制に基づく「24時間稼働体制」を採用し、ゲートでの引渡し時間帯の延長ができれば、現在のようなターミナルの作業時間帯からの影響を回避し、貨物の早期引き渡しを実現できる。また、貨物のターミナル滞留時間を最少化することもできるので、ターミナルの単位面積当たりの貨物取扱い量を増加させ、施設の不足状態を大幅に改善できる。

そのためには、これに対応してターミナルに接続する他の物流段階の作業時間帯の調整がなければならない。製品輸入に伴う物流を根本的に能率化・効率化しようとするならば、各物流段階の弾力的な作業時間の配分が必須条件となる。関係者が貨物ターミナル施設の柔軟な稼働体制を目指して努力することが望まれる。

即時引取り制度の導入

「予備審査性」を一步前進させて、アメリカにその例を見るように「事前申告制」にし、貨物の現物検査以外のすべての通関手続きを輸入貨物の到着前に実施できるような通関制度を導入する。

法令関連手続き
簡素化と並行処
理

物流機能の近代
化と輸入関連イ
ンフラの整備

輸入製品がターミナルに陸揚げされた時点で輸入許可され、内貨として処理できることによって、貨物滞留時間を最少化して早期引き渡しを実現できる。

また少額輸入貨物に対する簡易税率制度により、輸入通関の迅速化を図る。

法令関連の検査等の手続きもルーティン的なものは通関手続きと同じように事前審査とし、通関手続きと同時並行して処理する。さらに、関係省庁の製品輸入審査・検査業務を一元化し、通関手続きと他法令関連手続きを一本化する。

荷捌き・保管施設等の建設、機械化・自動化の推進、国内物流各段階相互の有機的連携体制の確立等により物流機能の近代化と輸入関連インフラの整備を図る。

取引業務の迅速化、効率化、経費の削減を図るため、情報機器の導入の指導や融資制度の強化をすすめる。

国際自由バザール（特別免税地区）

概 要

「国際産直センター」内に特別免税地区を設け、輸入品の常設展示、全国の小売業者・消費者への直接販売・情報提供を行い、気軽に輸入品と接することのできる創造型の輸入促進拠点を整備する。

目 的

- (1) 輸入品需要の拡大と国際商品取引市場の形成
- (2) 輸入品市場参画企業の発掘・拡大
- (3) 消費者利益の拡大

具体的内容

- (1) 近年、諸外国で大型化しつつある免税ショップは無視できない存在となっている。国際自由バザールも特別免税地区とし、消費者の利益の拡大を図る。
- (2) 1か所で様々な輸入品が手にはいるワンストップバイイング体制の確立を目指し、利便を図り輸入を促進する。
- (3) 消費者対応窓口を設け、輸入品についてのアフターサービス、サイズ、表示、品質、性能等の不安解消に役立てる。PL法の専門家を配置する。
- (4) 個人輸入を支援・促進する窓口を設け、各種手続きの相談代行業務を行う。
- (5) 海外からの商品を売り込む場合あるいは買い入れる場合のニーズ調査にも利用できる、短期仮設ブース（アンテナショップ）を

設けて、輸入製品の開拓を支援する。

- (6) 輸入品市場へのアクセスを容易にするための貿易関連情報の提供、貿易相談コーナーの開設、輸入手続き・決済手続きの代行、通訳翻訳の斡旋等を行う情報支援事業及び業務支援事業、技術提携情報、デザイナーリスト等の商品開発支援情報を提供する商品開発支援事業を行う。
- (7) 消費者ニーズに適合した製品の輸入や海外製品を日本の消費者ニーズにあったものに改良してから輸入する開発輸入の取組みを支援する。
- (8) かながわブランドに輸入製品を一部加工した製品を加えて国内外の需要拡大を図る。
- (9) 欧米の先進的な福祉物品を紹介し、高齢者の生活充実に資する。
- (10) 国際レベルでのリサイクル活動の基地として、耐久消費財、自動車、衣料品等の中古品の再利用を考える。
- (11) 草の根輸入・共同輸入を支援する。

現状の問題点
文化の輸入

輸出入とは通常、モノの動きを指しているが、これからは物品の輸入だけでなく、それに付随する文化の輸入を組み合わせることが大切である。文化の輸入がなければ、輸入品が定着し、社会にとけ込むことは不可能である。消費財は文化というソフトとともに輸入されることが重要である。輸入を長続きさせるためには、輸入品だけではなく、その上手な使い方も一緒に普及させるべきである。こうした努力がなければ、消費者にとって輸入品は使いづらく、生活に馴染まないままに終わってしまうと思われる。

輸入品の普及促進に関する提案

(1) ニーズを反映した商品開発

消費の高度化・多様化が進展する日本のマーケットにおいて、消費者の意識の中では次第に国産/輸入の区別が稀薄になってきており、外国メーカーは一層の情報収集活動を行い、日本人のニーズに合わせた商品開発が必要となってくる。

日本市場におけるその商品のポジショニングを正確に把握し、目に見えない商品の価値（付帯サービス、ブランドイメージ等）を高め、質の良いものを適正な価格で販売することが今後の日本の市場での普及促進に強く影響すると考えられる。

(2) 複数のメディアを利用した宣伝広報活動

消費者の輸入品に関する情報源としては、広告主要四媒体（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌）の他、最近では、家族や友人などの人間媒体や、店舗・商品展示会などの小規模空間媒体等が重視される傾向にある。したがって、主要四媒体に、その他複数の媒体

(販売員、生活者、店舗、展示会、イベント、映画、屋外広告、交通広告、カタログ、折込、DM、POP(購買時点広告)等)を巧みに交えた宣伝広告活動が効果的と考えられる。

(3) 販売チャンネルの開発

既存の流通チャンネルの整備・拡大、または新たなタイプの販売チャンネル(企画展示会、イベント、ライフスタイル提案型店舗等)の開発を行い、競争力をつける必要がある。

消費者は価格のみで購入店舗を決定するのではない。消費者の総購買コストは店頭価格+買物コスト(買物時間×労働価格+交通費)であり、品揃え、店舗立地、アフターサービス、情報等は非価格の消費決定要因であり、重要な鍵を握っている。

インターナショナルタウン構想

概要
世界の街をかな
がわに

インターナショナルタウン構想は自治体が住民を巻き込んだ通商政策を展開するため、地域住民が、その日常生活の中でもっと世界の国々を身近に感じ、世界に対しての自分たちの立場を理解し、その役割をはたす義務を感じていくための意識改革を促し、通商政策の基盤となるものを作ることを目指すものである。

目的

住民を巻き込んだ通商政策を展開するための基盤となるものを作るために、外国文化に対して馴染みの薄い人々たちがもっと世界の国々との関係を自分たちの日常生活の中でとらえ、身近な視点で、通商の相手国、地域、さらには世界の国々に対しての関心、理解が高められ、お互いの国、地域の発展のために不必要な誤解や軋轢を招くことがないように生活習慣、文化までの理解を容易にしやすいような外国の文化を体験できるエリアをつくる。

具体的内容

一般の地域住民が一番身近に感じる外国は、住んでいる自治体の友好・姉妹都市であり、それらの街並みの一部を再現する。

たとえば、県央の厚木市ではアメリカのコネチカット州ニューブリテン市、中国の江蘇省揚州と友好都市提携を結んでいる。これらの都市の街並みの一部を単なるテーマパークではなく、実際に人々が暮らしている機能している街のまま再現する。その街は外国人にとっても暮らしやすいものとなるであろう。

外国人が自国にいるときと同様にそのエリアに暮らすことによっ

て、私たちはそこを訪れたとき、そこで暮らしている人々の文化を感じることができる。

また、地域住民にとってもそのエリアは自分たちが生活していくうえで、あるととても便利である、というような観光目的以外での価値をもったものとする。横浜、神戸などの中華街のように衣・食・住に関するショッピングセンターなどがあるのもよい。そこで働くのは、もちろんその国の人間である。外国人とのフェイストゥーフェイスのふれあいにより、相手国の立場に立った考え方もできるようになるのである。このように外国の文化を理解し、意識することにより、お互いを尊重し、お互いの繁栄を目指した通商政策を展開していく土台としてのまちづくりを進めていくのである。本物の外国の街をいくつか点在させて一般の地域住民の生活レベルからの視点に立った通商政策を理解しやすいような生活環境をつくる。

現状の問題点

一般住民である、わたしたちの衣・食・住にまで影響を及ぼして国際化の波に対して、私たちはほとんど意識せずに日々の生活を過ごしている。私たちは知らず知らずのうちに外国製の衣服を着て、外国製の食料品を食べている。しかし、意識するしないにかかわらず、私たちの日常生活は世界の国々と密接な関わりをもっている。しかしながら、国際化社会を意識できるような都市に住み、暮らしているのはごく一部の人たちにすぎない。大多数は国際化社会を意識できない生活環境をもった都市に住んでいるのが現状であろう。世界情勢に対して、関心を持っていない人たちも少なくない。そのような人々は自分たちの暮らしている国が経済大国であることは認識していても、その役割をはたす義務を感じてはいない。そこで国際化社会を意識して活動している人たちを集めることにより、国際化社会を意識できるような都市を作る必要がある。

またそのような都市を作ることによりさらに国境を越えて活動している人たちが集まり、その人たちとともに国境を越えてモノ、カネ、情報が集まる。当然、外国人も多数訪れるであろう。このような街を目指すために、ヒト、モノ、カネ、情報が集まりやすいような基礎的な生活環境を整えていく、ということが重要となる。

生活環境づくりには、一般住民の意識の持ちかたがとても大切な要因となってくる。特に自治体が通商政策を行うにあたり、主役の一人は一般住民である消費者である。

通商にはひとり勝ちはありえないという考え方がある。通商を行うことによってお互いが利益を得て、繁栄していくというのが望ましい形である。それには主役のひとりである一般の消費者がもっと世界を、また、日本に住む自分たちの役割をもっと認識する必要が

あるのではないか。

住民を巻き込んだ通商政策を展開するにはまず、自分たちの日常生活の中でもっと世界の国々を身近に感じてもらうことが必要である。住民の身近に感じる外国のひとつにはそれらの人々が暮らしている市町村、あるいは都道府県の友好・姉妹都市が考えられる。これらの都市とさらに積極的な交流関係を進めていくことにより地域住民の相手国に対する関心を持つようになる。とくに現在のおもな交流活動のなかで、積極的に行われていない経済交流を発展させることによって自治体の通商政策の土台を作り上げ、お互いが利益を得て、繁栄していくのではないかと思われる。

II 世界に向けての頭脳・情報・人材供給空間

何を売り物にするのか

世界的村おこしの視点

前節の「自由・平等な市場空間」では、取引における「入」の方向について、考え方と具体的な施策の提言を行った。本節では、「出」の方向について、述べてみたい。

まず、考えたいのは、これからのかながわは何を「売り物」にしていけば良いかということである。「商業は、基本的にはその品物が欠乏してこまっている地域にそれを運んで渴きを癒す行為である」（司馬遼太郎『菜の花の沖』）という表現を借りれば、何をもって渴きを癒し、世界に貢献すれば良いのであろうか。

この問題については、次のような視点から考えてみたい。

(1) かながわの特性を活かすということ

かながわには、世界に誇る技術や人材の集積が見られる。「売り物」として、十分なものである。

(2) 「ゼロサム・ゲーム」から「ウイン&ウイン 『世界的村おこし』」へ

仮にある国であらゆる種類の工業製品を生産し、しかもすべての面で国際競争力が優れていたらどうなるだろうか。きっとその国は膨大な貿易黒字が記録され、超輸出大国になることだろう。しかし、他の国々にとってはたまったものではない。

駅前デパートの商戦ならば、売れない店が潰れるのは仕方ないことだが、国同士ではそのようなことはあってはならない。上のような状態が続けば、世界の中でその国は孤立してしまうだろう。

このようなことから、一人勝ちを避け、相互に依存する国際分業を推進するという動きが進められている。

しかし、現在各地でくりひろげられている商品戦略は、意識しているとしていないとにかかわらず、「ゼロサム・ゲーム」理論に基づくものが少なくない。一方の利得が必ずどちらかの損失になるというこの理論からは、南北問題や地球規模の環境問題の解決に何ら寄与するところがない。結果的に、各国が自国のみの利益追求に力を注ぎ、貿易障壁を高くし、ひいては軍備の拡張につながり、悲惨な結末を招くことになる。このことは、歴史がよく物語っているところである。

かながわの「売り物」を考えるにあたっては、「ゼロサム・ゲー

ム」理論ではなく、地球全体に豊かさを与え、南北問題や地球規模の環境問題などの解決に寄与できるような「ウィン＆ウィン」の視点 私たち研究チームは「世界的村おこし」と名付けた を持ちたい。

頭脳・情報・人材供給空間

以上の視点から、これからのかながわの「売り物」は、市場配分される量が限定された「製品」ではなく、さまざまな問題、ニーズを発見し、その解決策や対処方法を生み出し、また、媒介する「頭脳・情報・人材」である。そこで、かながわを「世界に向けての頭脳・情報・人材供給空間」と位置づけ、具体的な施策を検討していくこととした。

どのようにして供給するのか

コンセプトは世界的村おこし

「頭脳・情報・人材」は、無限のものであって、独占とはなじまないものである。他を犠牲にして自らの福祉を向上する性格のものではない。たとえば、ある技術分野でかながわが優秀なものを持ったとしよう。このことによって、他の地域の技術の進歩が妨げられるかといえはそうはならない。むしろ逆で、かながわがこの技術分野で活躍すればするほど、他の地域の技術も進歩する。また、別の技術との出会いが、新たな技術を創りだすことだろう。

したがって、世界全体の福祉をより向上させるには、このような流れを円滑にする必要がある。また、特に地球規模で深刻な問題となっている環境問題と南北問題に対しては、重点的な施策を採るべきだろう。

P Rその他

商品は、それをある地域に運ぶことによって初めてその地域の「渴きを癒す」ことができる。「頭脳・情報・人材」も、象牙の塔の租界を形成したのでは、ビジネスは生まれにくいし、世界に対して何ら貢献をしないことになってしまう。P Rその他を行い、積極的に売り出していく努力をしなければならない。

知的所有権

「頭脳・情報・人材」を供給することによって世界と共に発展していくためには、資金、交通、通信そしてアイデア、技術などについての貿易障壁が取り除かれなくてはならない。したがって、サービス貿易や知的所有権について、新たな国際的枠組みをつくることを目指すG A T Tウルグアイ・ラウンドの成立を支援することが、まず求められる。その中で、知的所有権に関する施策は、自治体として積極的に関与するべきものと考えられる。

(なお、第4章I「自由・平等な市場空間」も参照。)

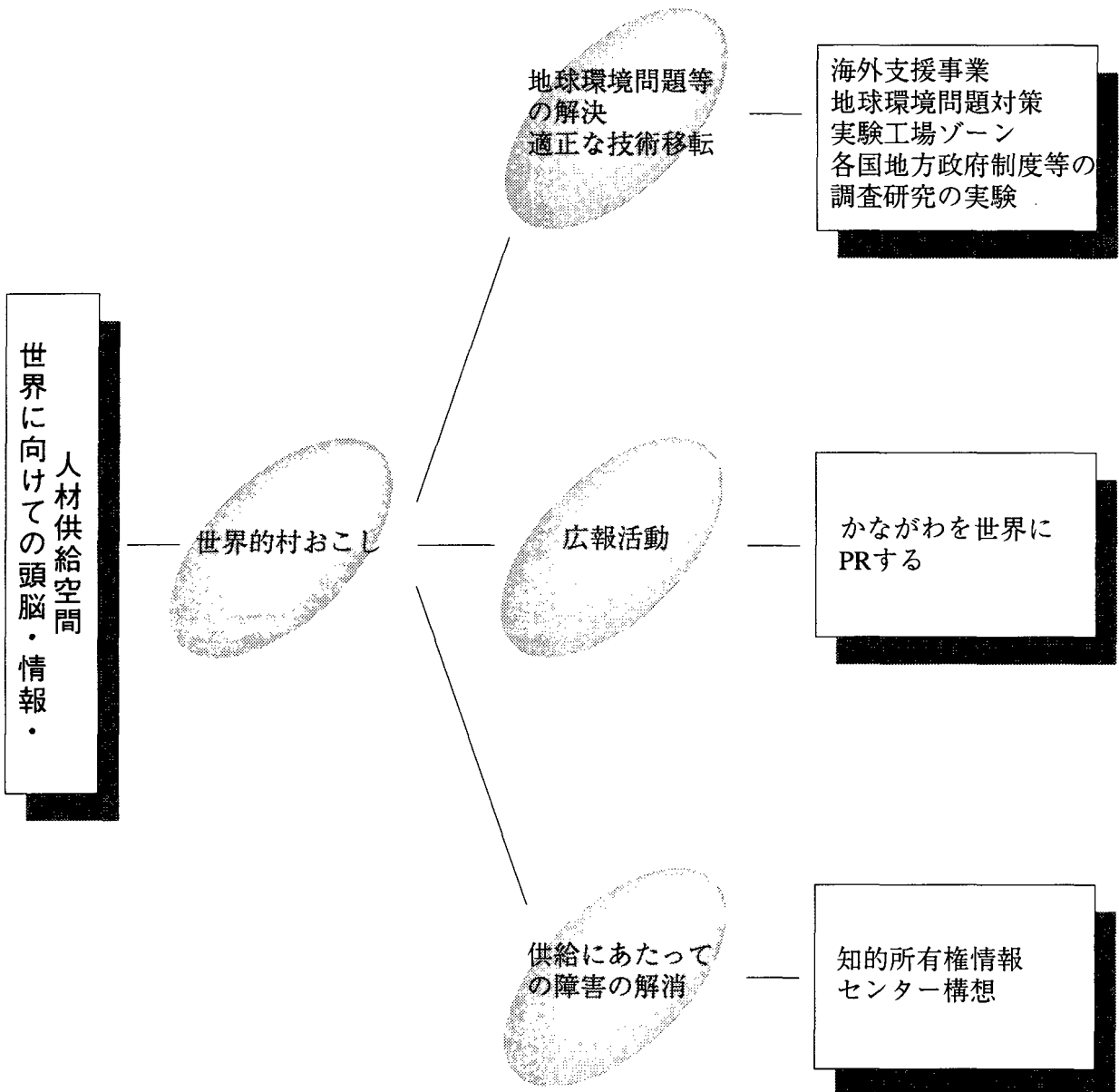
世界に向けての頭脳・情報・人材供給空間の構成図

目 標

方向性

方 策

具体的プロジェクト



具体的プロジェクトの展開

海外支援事業

海外プロジェクト支援事業

目的	海外自治体の地域プロジェクトを支援し、自治体の政策能力の向上と地域経済の活性化を図る。
具体的内容	(1) 人材派遣 (2) 政策交流会議の開催 (3) 人材受け入れ
	例 特定の海外自治体と提携し、工業団地造成について人材派遣等を行うことにより指導助言する。 また、県内事業者にも周知し、進出の後押しを行う。さらに該当する事業への参加に際し、特別融資等を行う。

海外中小企業育成事業

目的	大企業中心の企業構成で、部品産業等を中心とする中小企業の育成が遅れている途上国に対し、その育成を指導する。このことにより日本からの部品購入に依存することによる貿易赤字を減少させ、工程間分業をより進展させる。
具体的内容	(1) 自治体による中小企業育成策の指導 (2) 人材派遣による中小企業診断等の実施 (3) 国内中小企業等との技術交流支援
	例 ・ 県の中小企業診断士の派遣による経営指導 ・ 金融支援等の実施 ・ 中小企業技術交流会議の実施

国際人材育成センター

目的	人の輸出入という視点や、国際労働力移動をふまえた研修プログラムの実施の他、外国人労働者に関する情報収集や通商問題から捉えた政策提言についても研究を行う。
具体的内容	<ul style="list-style-type: none">(1) 研修機能<ul style="list-style-type: none">・相手国の経済発展レベルに合わせた産業発展に役立つ研修の実施・企業内研修との有効な組み合わせにより一定の収入を確保し、自費・自力での研修体制を整える・語学研修の実施・雇用者側への管理研修の実施(2) 研究機能<ul style="list-style-type: none">・相手国側の制度研究・外国人労働者の人権問題の検討・発展途上国側の人材利用システムの構築(3) 情報発信機能<ul style="list-style-type: none">・人材情報の提供・技術情報の提供(4) 外国人労働者支援機能<ul style="list-style-type: none">・臨時宿泊施設の整備（かけ込み寺）・各種相談（雇用条件、住宅、法律、教育）

自治体間通商条約

目的	従来の姉妹都市関係を発展させ、特定の地域間での通商に係る取り決めを条約（自治体間契約）の形で締結し、新たな地域間経済活動を行う。
具体的内容	<p>たとえば東南アジアの特定の自治体と提携し、次の政策について実行する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 通商代表部の相互の設置(2) 双方にビジネス情報センターを設け、相手国側の情報が国内において自由かつ短時間に入手できるように体制整備する。(3) 共同で東南アジア地域での工業団地の造成を企画し、日本企業を誘致する。

(4) 共同で神奈川県内に研究開発型オフィスを建設し、海外企業を誘致する。

地球環境問題対策

地球環境保護の問題は、いまや全人類的な課題であり、日本もその経済力や技術力で、世界の中で主導的な役割を果たすことが期待されている。

日本は、1960年代後半以降、環境汚染防止や省エネルギーのための技術革新を産官を中心に進めてきた。現在では、脱硫酸などの汚染防止、省エネルギーの特定の分野では、世界でもトップクラスの技術水準を誇っている。

その技術力を活用し、地球規模の環境問題の解決のために有用な、国際的にも高い付加価値を持った新しい財やサービスを持続的に創造していくという、新しい価値の創造軸を形成していくことが、今必要だと思われる。

そして、新しい価値の創造軸の形成を、地域から下支えしていくためには、地域レベルにおいても、「地球環境の保護」という視座をしっかりと固定させることが重要である。つまり、優れた環境保全技術やサービスを研究・開発するとともに、開発途上地域における環境に配慮した持続的な経済発展を支援するような国際的な経済活動を地域レベルで展開するということである。

地球環境保護技術立
県かながわ

そこで、私たち研究チームは「地球環境保護技術立県かながわ」をキーワードとして、次のとおり提言する。

かながわエコロジーバンクの設置

概 要

地球環境保護技術企業を対象にした、「かながわエコロジーバンク」を設置し、地球環境保護技術の研究・開発に対し、低利かつ長期の融資を行う。

目 的

国際市場で高い競争力を持つ、新しい地球環境保護技術などの研究・開発を促進するための経済的インセンティブを、金融面から企業に与え、「地球環境保護技術立県かながわ」の実現を目指す。

具体的内容	<p>融資対象 地球環境保護技術の研究及び開発のための投資資金</p> <p>融資方法 金融機関への預託方式や利子補給制度などを併用し、低金利により資金を提供する。</p> <p>融資決定の審査は、県、環境保全技術の専門家及び金融機関などで構成する融資資格審査会を設置し、適正な資格審査を図る。</p>
-------	---

地球環境保護に配慮した企業活動に対する税制上の優遇

概要	地球環境保護技術を装備した製品や環境技術の輸出、あるいは日本に比較して環境保全規制の緩い外国での操業に際して、日本の基準に準じて操業を行う場合に、その企業活動から生じた利益に関しては、税制面の軽減を図る。
目的	国際市場において、高い競争力を持つ日本の地球環境保護技術の輸出を促進するとともに、開発途上地域に対する環境保護技術の適正移転を積極的に図るため、企業に対して、税制面から経済的インセンティブを与え、「地球環境保護技術立県かながわ」の実現を目指す。
具体的内容	<p>輸出品目の仕様や海外での操業環境基準など一定要件を満たす企業の利益に対して、法人事業税及び法人県民税について、軽減税率を適用する。</p> <p>あわせて国に対しても法人税の軽減等の措置を連動して適用するよう要望していく。</p>

実験工場ゾーン

概要	世界に向けての製品開発・試作品の供給基地を目指す。
目的	日本の中でも特異な「生産開発機能」の集積が進んでいる地域をさらに特化させ、集積が集積を生むメカニズムを守り、育てていく姿勢を自治体が強固に示すことで、世界全体に対して価値の高い地域を目指し、あわせて、かながわの売り物とする。
具体的内容	生産開発機能の集積をさらに発展させ、世界に対しての「ものづ

開発・試作・実験・検査等に必要
な技能集団のデータベース

くり」の苗床となりえる地域とし、外国企業などの参入も積極的に
図っていくため「開かれた情報網づくり」を目指す。すなわち、開
発・試作・実験・検査等に必要の技能を提供できる中小企業群のデ
ータベース化を図る。

現在でも、京浜工業地帯に存在する2万の中小企業群は、その中
で営々として構築されてきた独自のネットワークを使って、顧客か
らの特殊なニーズに対しても、それに応え得る企業なりをそれぞれ
に紹介できる状況にあると聞く。技術のレベル、あるいはこなせる
量的な問題なども、それなりに、棲み分けができていっていると
言われている。それはそれで顧客側にとれば、企業戦略上の強みの部分か
もしれない。しかしながら、技能を持つ中小企業群からはビジネスチ
ャンスの拡大につながるとの観点から、そして通商政策としては、
この地域を世界に対して価値の高い「ものづくり」実験工場ゾーン
としていくとの観点から「ものづくり」に関してのデータベースを
作成することが重要だろう。

具体的には、「どこで、何を、いつまで」できるのかなどの企業
情報について、誰でもアクセスできる状況を目指す。このデータベ
ースの利用の場所は、たとえば「国際たまりばセンター」(第4章
III「頭脳・情報・人材集積空間」を参照)の技術交流エリアなど
を考えている。

研究開発機能を支えている大切な要素である2万の中小企業群の
存在する地域は「神奈川県」だけでない。機能の集積として捉えた
ときは、極めて高い一体性が川崎、横浜の一部及び多摩川をはさん
だ城南地域(大田区、品川区)で示されるのである。

したがって、ここでは、単なる行政区画の線引きの違いだけでそ
の政策を分けるべきではないと考える。

互いの自治体が連携して、行政区域をまたがる2万の中小企業群
を守り、育て、統一の政策を施すべきであろう。少なくともコンセ
プトの統一は必要であると考えられる。

ここでは、京浜工業地帯の2万の中小企業群のデータも行政区画
にかかわらず、機能上の一体性に注目して、戦略的利用を図るもの
とする。

かながわにおける集積の深化している分野として5つほどあげら
れる。

- (1) 母工場の集積
- (2) 研究開発型研究所の集積
- (3) 開発・試作を支える技術を持った専門集団の中小企業の集積
- (4) 研究者・技術者の集積
- (5) ソフトウェア工場の集積

現状の分析

本社機能の集積
地・東京に隣接
しているかなが
わの5つの集積

母工場の集積

企業が労働力需給の逼迫や地価の高騰からコスト追求を求め企業内地域間（国際）分業体制を推し進めていった結果、かつてかながわに展開されていた、いわゆる画一的な量産工場は、その機能を変化させなくてはならなかった。すなわち、より一層の技術の高度化が図られ、製品化研究や開発・量産試作機能を担う研究開発型工場（母工場と呼ぶ）となったのである。いわゆる中枢機能（応用化研究・試作）が集約された母工場の集積が見られる。

研究開発型研究所の集積

研究の種類を大きく分けると、基礎研究と応用研究（製品化研究）になるが、かながわに集積している研究所は主に応用研究を中心とするものである。しかもこれらの研究所は、先に述べたような製品化研究・開発・量産試作機能を担いつつあり、母工場との境目が不鮮明になってきている。

筑波研究学園都市には基礎研究型の研究所が集積し、かながわには研究開発型研究所の集積が見られる。

開発・試作を支える技術を持った専門集団の中小企業の集積

かながわには個別化・専門化された得意な技術を核にする優秀な中小企業の集積がある。

構成は 京浜工業地帯に存在する約2万の中小企業群（川崎、横浜と多摩川をはさんで隣接する大田区、品川区からなる東京城南地域に集積）を中心にして、母工場などからスピンアウトした技術者などが興した中小企業と、地価の高騰により工場を拡大する余地のなくなった、中小企業の東京方面からの転入組があげられよう。

中でも特筆すべきは、である。すなわち、製品の研究・開発に必要な特殊な試験、検査設備の製作、試作のために必要な多様な加工機能の組み合わせ、といったニーズに対して、はすべてを満たし得る存在なのである。つまり、機械工作に関するあらゆる加工機能を持ち、かつ、高度な技術を蓄積している中小企業が集積している。

加えて、これらの中小企業の中からは、自らの専門技術・特化された技能を武器に、単なる下請けの存在から脱して、研究開発型企业に脱皮するところも現れている。

また、研究所や母工場から独立して培った技術を活かして、新たに企業を興す研究者も多い。

研究者・技術者の集積

「鶏が先か、卵が先か」の議論ではないが、母工場・研究所の集積の結果、それらを支える人材が集積したともいえるし、逆に人材が豊富で採用しやすかったという状況であったればこそ、母工場・研究所の集積が進んだともいえる。

研究活動においても、同業の研究者や技術者の集積度が高いこと

ソフトウェア工場の 集積

から、交流や競争のしやすい環境であるし、また、各種情報も中枢機能を持つ東京に近いことから、入手しやすい。加えて、子どもの教育についてもまったく不安はない。

一定の成果を既に示している地域であればこそ、集積が集積を生むメカニズムが働き、より一層の研究者・技術者の厚みが増す。

時代の先駆けであるコンピューター化を進めていくうえで欠かせないソフトウェアの開発を担うソフトウェア工場の集積が進んでいる。発注先の東京本社（ユーザー）に近く、技術者の集積も進んでいるかながわに、経済のサービス化を顕著にみることができる。

以上のように、すでにながわには他の地域には見られないほどの高度な集積が5分野にまたがって進んでいる。ゼロから集積を図ろうと画策しても、一朝一夕で集積は生まれるものではない。この集積している事実に着目し、財産であるとの認識のもと、さらなる集積を図ることで、「実験工場ゾーン・試作品のメッカ、かながわ」を世界に売出し、加えて、世界にとっても価値の高い地域に誘導していく。

各国地方政府制度等の調査研究の実施

概要	各国の地方政府の制度や地域レベルの風土等の調査研究を実施し、情報提供を行う。
目的	(1) きめの細かい異文化の理解 (2) 多角的な経済交流の促進
具体的内容	交流都市や姉妹都市を手始めに、各国の地方政府の制度や地域レベルの風土、慣習や抱えている問題点の調査研究を行う。 自治体間ネットワークを利用し、国内の自治体や各国地方政府が持っている情報を共有化する。 得られた情報は、積極的に企業などに利用してもらい、また、調査の成果は、自治体の海外支援事業などに役立てる。
現状の問題点	通商を行おうとするとき、相手国がどのような状況にあるのか知っておくことは必要不可欠である。特に、「頭脳・情報・人材の供給空間」という立場からは、どこにどのようなニーズがあり、どのような問題点を抱えているかということについて、常に把握しておくことは重要な課題である。 従来、国家間での制度や風土等の研究については、かなりの程度まで進んでおり、相当の成果をあげている。しかし、特に冷戦構造の終結後、国家という枠組みが弱くなり、地域や民族が前面に現れている昨今の状況を考えると、今後は国単位ではなく、よりきめの細かい地域レベルでの調査研究が必要になってくると思われる。 「餅は餅屋」という言葉があるように、この分野で役割を果たすのは自治体を置いて他にない。特に、本県は、全国に先駆けて「民際外交」を提唱した、実績のある先進国際自治体として、積極的な役割を果たしていくべきだろう。

かながわを世界にPRする

概要	世界に向かってかながわの存在、特長などをPRする。
目的	「頭脳・情報・人材集積空間」としてのかながわの知名度を世界的に高め、「日本といえばかながわ」と言われることを目指す。

具体的内容

- (1) 世界の大衆紙・全国紙にかながわPRを掲載する。
- (2) 世界の有名経済誌にかながわPRを掲載する。
- (3) 世界の主要空港で、かながわPRボードやリーフレットなどによりPR作戦を展開する。
- (4) 友好提携都市等を活用する。
- (5) 自治体間ネットワークを活用する。

友好提携都市を二国間から多国間関係へと発展させ、国内の自治体間の協力体制とドッキングすることにより、情報の共有化を図る。かながわの売り物をこの情報ネットワークに乗せることにより、世界へのPRを狙う。

現状の問題点

商売には、イメージが大事である。「 といえば 」というイメージが定着すれば、これほど心強いものはない。地名の場合も、一定のイメージが伴うことによって、世界から志のある者が多数集まり、またその相乗効果で世界に対して発信する情報は計り知れないであろう。

たとえば、映画に関心のある者ならだれでも、ハリウッドに憧れ、訪ねてみたいと思うに違いない。なぜなら、そこは「映画のハリウッド」としてあまりに有名だからである。意欲ある研究者なら、「研究のボストン」に憧れ、そこで研究活動をしてみたいと思うだろう。

それでは、かながわはどうであろうか。

日本ではかながわという名前を知らない者はいないだろう。知名度は高く、そのイメージを聞かれれば、たいてい好意的な回答が寄せられるのではないか。

しかし、世界的に見た場合はどうだろうか。おそらく、世界各地では日本といえばまず東京が思い起こされるだろうし、あとは順不同で横浜、京都、大阪、神戸といった地名が出てくるのではないだろうか。最近では、オリンピックの長野の知名度も低くないかもしれない。が残念ながら、かながわという地名は聞かれないだろう。

かながわが、「頭脳・情報・人材集積空間」となり、「世界に向けての供給空間」となるためには、世界的にかながわの知名度を高め、「頭脳・情報・人材のかながわ」というイメージが抱かれることが不可欠である。かながわは、知名度という点で出遅れの観は否めないし、また、こういったイメージは短期間で定着するものではないので、効果的で息の長いPR作戦を展開する必要がある。

知的所有権情報センター構想

概要

知的所有権に関する情報を集積・整理し、これを企業に提供することにより、知的所有権に絡む損害賠償訴訟を未然に回避し、またこの情報を海外にも提供することによって、技術、ノウハウの適正な使用を促す。

具体的内容

- (1) 特許など知的所有権に関する情報のデータベースを構築する。
- (2) 知的所有権訴訟に関する判例をデータベースに組み入れる。
- (3) 世界各国の知的所有権に関するデータを集め、データベースに組み入れる。
- (4) これらの情報をパソコン通信などで県内企業に公開、提供する。
- (5) 同じく海外に対しても公開、提供する。
- (6) 知的所有権に関する相談、アドバイス業務を行う。損害賠償訴訟に詳しい弁護士を顧問として配置する。
- (7) 損害賠償基金を設立し、自治体が基金を拠出し、また損保会社と協力体制をつくり、これを原資にした損害賠償に対する保証制度の導入をはかる。
- (8) 海外特許申請に関する援助を行う。

期待される効果

- (1) 知的所有権に関する情報を的確に把握することにより、損害賠償訴訟を未然に回避することができる。
- (2) 知的所有権を海外に知らしめることにより、権利の侵害を防止するとともに、適正なパテント料の支払いによる適正な技術、ノウハウの使用を認めることにより、手軽に情報にアクセスできる。
- (3) パソコン通信により、手軽に情報にアクセスできる。
- (4) 万が一、損害賠償訴訟が発生した場合にも、専門家から適切な助言が受けられる。
- (5) 賠償責任が生じた場合にも、保証制度により負担が軽減される。
- (6) 技術のみを売る新しい業種が出現する可能性がある。
- (7) 海外に対する特許申請がスムーズに展開され、知的所有権の保護が促進される。

現状の問題点

グローバル化が進展している企業にとって、知的所有権の問題は今後ますますウエイトが大きくなり、一步誤れば企業生命に係わる事態となってしまう。

具体的な問題として、まず第一には、欧米、特にアメリカの企業から知的所有権の侵害を理由とした損害賠償請求事件が後を絶たず、しかもアメリカ企業の申立てを認める判決例が多い。この場合、賠

償額は極めて莫大なものとなり、企業生命を左右してしまうかもしれない。

次の問題としては、日本企業の技術、ノウハウが主に東南アジア諸国において不法に模倣されるなどの知的所有権が侵害される事例があげられている。この場合も、日本企業が多大の損害を被る恐れは十分にある。

企業が安心して技術開発、新製品の販売または海外生産を行うためには、知的所有権の保護がなされていなければならない。このため、GATTウルグアイ・ラウンドにおいて、国際的ハーモナイゼーションを目指して各国間で協議・調整が行われているところだが、利害関係の衝突により、未だ合意には至っていない。

このような状況において、自治体として何ができるのか考えてみたい。当然、国際的ハーモナイゼーションの形成には関与しがたいが、地域企業に対して何らかの援助、保護策はないものかとさぐってみた。その結果として生まれたのが、「知的所有権情報センター構想」である。

III 頭脳・情報・人材集積空間

現状分析

経済のグローバル化の進展

従来は産業活動や労働力の成果を国家単位とした基準でのみ考えてきた。たとえば、「GNPで見ると世界第何位」であるとか、「米国の赤字だ、日本の黒字だ」と新聞を広げてもこれらの文字が並んでいない日はないといってよい。市場を限られたものとして捉え、だからこそ、勝った、負けたの視点で見てしまう。当然そこには国家間の争いが起こる。

しかし翻って現状を見てみると、企業による国境を越えた経済活動が頻繁に行われている。円高対策や、安価な労働力を求めて生産拠点を海外にシフトさせる企業があいついで現れた。OEM（相手先ブランドによる供給）も多く見られる。その後、大量生産では競争相手が多すぎて収益があげられない企業が、いわゆる高付加価値型企業に成長し、顧客のニーズにこたえられるよう、世界中に張りめぐらせた企業（グループも含む）あるいは、人的なネットワークを通じて、そのときに最適な解決策をとるべく活動している。すなわち、企画やマーケティング、製造、運搬（物流）保険、資金調達、販売などが最適な組み合わせで運用され、世界各国に散らばる人間や企業を通じて、一つに編み上げられ、製品が完成していく。だから製品一つとっても、完全に純粋な「国産品」を見つけるのは難しい状況にある。経済活動においては、国境という地理的境界線はなくなりかけているのである。

たとえば、「第26回外資系企業の動向 - 通産省発行」によれば、日本に進出している外資系企業へのアンケート調査（有効回答1341社）による1991年度の輸入額は5兆3811億円となっており、日本の輸入総額30兆9603億円の実に17.4%を占めている。輸出額は1兆9218億円であり、日本の輸出総額42兆3599億円の4.5%を占めている。ところが逆にこういった数値は通常の統計数字の中に埋もれてしまっており、特別な調査をしなければ推測できないのである。国境を越える有機的一体性を持った経済上のつながりを見落としていると言ってしまうだろう。

これからの自治体の歩むべき方向性について

限られた市場を奪い合う「ゼロ・サムゲーム」の考え方に拘泥している限りは、勝つか負けるか、相手を食うか食われるかの狭い範囲での争いになってしまう。その市場で勝つためには競争相手を叩くといった考え方しか出てこないことになり、やがて、争いが激化していくだろう。どちらかといえば、国家対国家の通商に対する態度もこれに近いものがあるのではないだろうか。

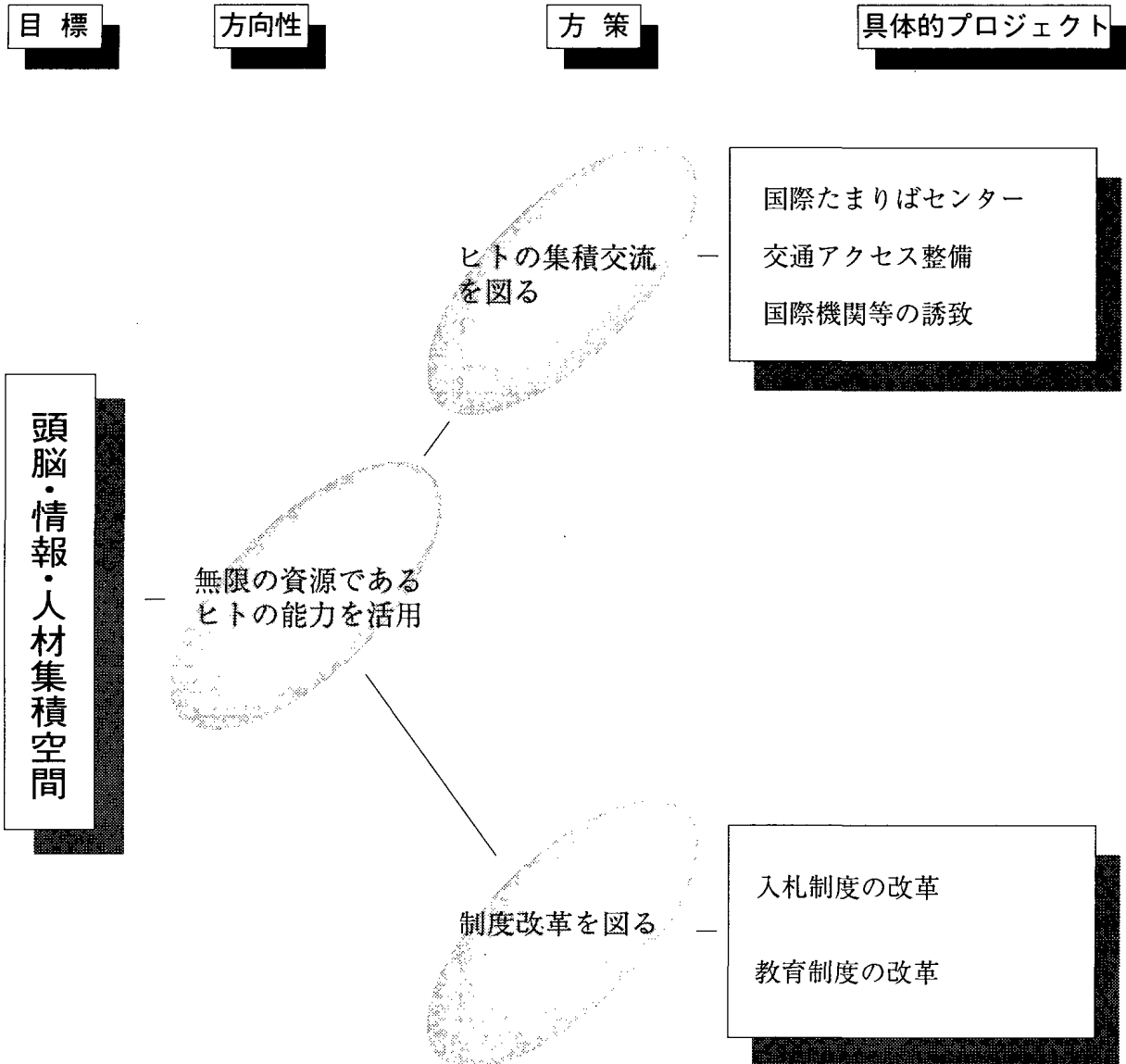
自治体としてはそうではなくて、物やサービスのやり取り、生産

物から生まれる利益の結果を国家単位でのみ捉えすぎる不合理さ、実態経済状況との乖離を認識したうえで、「ウィン＆ウィン」社会を提唱していくべきではないか。すなわち、技術革新や知識の発見・構築を基本に据えた「新たな価値の創出」による生活の質の向上こそを目指す社会とすることである。

この「新たな価値の創出」とは、人間の頭脳こそが担い得るものである。世界経済の繁栄をもたらしていくためには、いろいろなニーズに対しての解決策（技術・知識）を発見し、応用する技能を持つ、人間の頭脳、しかも枯れ果てることのないばかりか、むしろ使えば使うほど経験という財産が増えていく無限の資源である人間の頭脳にこそ、自治体は注目していくべきである。

そこで、新たな価値を見出し得る人々（高感度人間）が集まり、自由に活動できる場所づくりを考え、かながわの地を頭脳・情報・人材の集積空間にすることを考えた。

頭脳・情報・人材集積空間の構成図



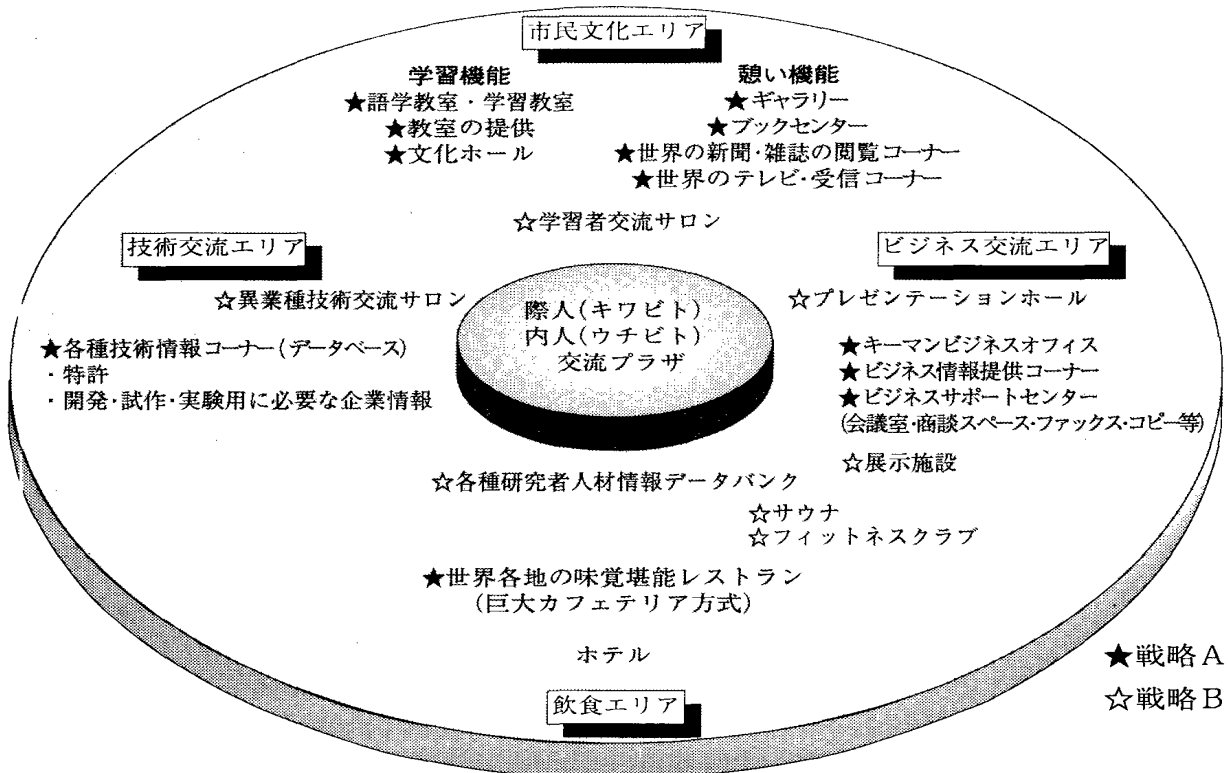
国際たまりばセンター

概要	交通網の結節点、たとえば鉄道の駅ビルの上、高速道路のインターチェンジのすぐそば、あるいは、集客効果の高い巨大デパートの上部などに設置する交流空間。				
目的	際人（キワビト）、あるいは内人（ウチビト）の対面交流による「新たな価値の創造」空間を目指す。いうなれば、際人（キワビト）・内人（ウチビト）を融合させる触媒を行政が仕掛けることで、思いもかけなかった化学反応が起き、劇的な化合物の誕生をうながす。				
具体的内容	大きく分けて、以下の二つの内容から構成される。 多種多様な人たちを一つの拠点となる「国際たまりばセンター」に引き寄せる仕掛けづくり（戦略Aとする） 一つに集まった際人（異業種）、内人（同業種）たちの交流を促進させる仕掛けづくり（戦略Bとする）				
ビジネス交流エリア	新たにビジネスを起こそうとする人たちやビジネスマンにとって有益なデータ及びアドバイスを提供するエリア <table><thead><tr><th>戦略A</th><th>戦略B</th></tr></thead><tbody><tr><td>キーマンビジネスオフィス （予め選んだキーマンの常住または連絡先としての機能をもたせ、接触の窓口とする） 各種ビジネス情報の提供コーナーの設置</td><td>プレゼンテーションホール 展示施設</td></tr></tbody></table> <p>全体を支えるサポート機能 ・会議室 ・商談スペース ・サポートコーナー （FAX、コピーなど）</p>	戦略A	戦略B	キーマンビジネスオフィス （予め選んだキーマンの常住または連絡先としての機能をもたせ、接触の窓口とする） 各種ビジネス情報の提供コーナーの設置	プレゼンテーションホール 展示施設
戦略A	戦略B				
キーマンビジネスオフィス （予め選んだキーマンの常住または連絡先としての機能をもたせ、接触の窓口とする） 各種ビジネス情報の提供コーナーの設置	プレゼンテーションホール 展示施設				
技術交流エリア	技術開発などに携わる人たちに有益なデータおよびアドバイスを提供するエリア				

市民文化エリア

戦略 A	戦略 B
各種技術情報の提供コーナー 特許情報データベース 開発・試作・実験用に必要情報のデータベース	端末操作に高度な能力を持った人材（たとえば、有能な退職者など）を配置し、対面交流を図る。
各種研究員の人材データベース	異業種技術交流サロン
知的パワーにあふれた主婦層、経験豊かな退職者の能力を有効に活用し、学生の高い潜在能力を提供させるエリア	
戦略 A	戦略 B
学習の視点	
語学教室の開催 （センター主催） 学習教室の開催、教室の提供 （企業の公開講座） （県内大学の公開講座） （自治体主催の生涯学習講座） 文化ホール	懇親会の開催 学習者交流サロン 際人・内人交流人材バンク （外国人を含む老若男女・センター利用者の同意に基づく登録制のボランティアを含む交流・人材紹介・斡旋組織）
憩いの視点	
世界各国のTV（衛星放送） 雑誌・新聞の閲覧コーナー ギャラリー 各国の本がとりそろえてある本屋街	フィットネスクラブ サウナ

国際たまりばセンター



国際たまりばセンター・具体例

Aさんは、アメリカ人の研究者。主に日本市場をターゲットとした新製品の開発を行う目的で、かながわの地にやってきた。

仕事の上で壁にぶつかったとき、フト心に浮かんだのが研究者仲間でも、評判になっている「国際たまりばセンター」。なんでもそこに出かけていくと、多種多様な人に出会い、しかも、交流できるという。駅ビルや高速道路のインターチェンジの側という交通の便の良い所にあるので、初めてでも迷わずに行けるのはありがたい。

Aさんは、勤め先の研究所から同僚と2人で最寄り駅から鉄道に乗り、出かけていった。洋書専門店もあるし、ユニークなギャラリーもある。そこをのぞくだけでもいく価値があると思った。

いろいろなカウンターに、老若男女がとりまざって座っている。熱心に話し込んでいるところもある中、同僚は空いている一つに連れていってくれた。親しみやすいアメリカ人が対応してくれる。「若い学生のグループとディスカッションがしたいので紹介してほしい」と希望を伝えたところ、すぐその場で端末をたたいて、翻訳・通訳に登録されている人の中から10人ほどリスト・アップしてくれた。たまたまそのうちの何人かは、国際たまりばセンター主催の語学教室に来ているという。さっそくAさんが教室をのぞいたところ、その場で、次回の語学講座の特別講師を引き受けさせられてしまった。際人(キワビット)・内人(ウチビット)交流プラザとは、輪を広げるユニークなシステムなのだと知った。

Aさんはその後、ディスカッションを通じて知り合った学生との何気ない会話から、製品開発のヒントをつかみ、実用化に向けたプロジェクトをスタートさせたのである。

現状分析

情報のとらえ方

通信技術の発展には目を見張るものがあり、その技術は日進月歩で進んでいる。各種通信機器類を通じて、瞬時に大量の情報を世界各地に送り込めるようになったし、受け取ることもできるようになった。通信技術の発達には経済のグローバル化をもたらした大きな要因の一つである。

しかしながら、情報インフラ整備自体を目的化してしまい、情報の質をある意味で歪曲していないだろうか。情報とは使いこなす人間がいてこそ意味のあるものだし、逆に本当に必要とする、大切な情報は生の一次情報であることが多い。また、特定のキーマンから聞き出すオーソライズされる前の情報に価値が高いことも見逃せない。

専門家同士の何気ない日常会話、たとえば、食事やお酒を飲みながら、あるいは、ゴルフやスポーツジムで汗を流しながら、といったコミュニケーションの中から思わぬヒントを与えられ、抱えている問題の解決に役立ったりすることもままあることだ。単なる噂話から知りえなかった状況を把握できたり、商売のチャンスに気がついたり、あるいは新技術の発見につながることもさえないだろう。

結局は「人間」と「人間」の対面交流が「無」から「有」を生み出す源の一つであると考えられる。しかも、いろいろなタイプの人間たとえば、理科系・文科系のそれぞれの学者、技術者、経営者、ビジネスマン、あるいは学生や主婦、定年退職者など老若男女を取り混ぜた異業種の人たち この多種多様な人の持つ能力・感性・情報の交流から、新たな価値の生まれていくチャンスが広がっていくのではないだろうか。

複雑多岐に渡る問題は、複数の人間（いつもの同僚や友人、あるいはたまたま知り合った人たちなど）とディスカッションや世間話に興じているうちに、突然一人では思いつかなかった点に気がついたり、可能性を発見することもあるものだ。

しかも、かながわこそは、多種多様な人間が数多くおり、この交流を図る地としては最適であろう。かながわの売り物はこの「際人・きわびと」交流・「内人・うちびと」交流から生まれる新しい価値にも見出せるのではないだろうか。世界経済への富を増すことが、結局は住民の生活の質の向上につながっていくことを理解し、自治体の政策として「人の交流」に注目した。

外国人との共生

また、新たな価値を見出し得る人々は、世界各地にいることだろう。無限の資源である「人間の頭脳」を集積させる空間を目指すのであるから、当然、その地域社会自体が、ビジネスの場としても、生活の場としても外国人にとって開放された空間であることが不可欠である。

それは、在日韓国・朝鮮人や中国人のように古くから居住している人々、さらに新たにその他の国々からやって来る人々、こうした日本国籍を持たない地域住民について、言語、文化、宗教や習俗に関わりなく、その尊厳と平等を尊重する地域社会を創造していくことに他ならない。

外国籍を持つ住民に開放された地域社会の望ましいあり方については、神奈川県自治総合研究センターの「国際化に対応した地域社会のあり方研究チーム報告書」(1983年8月)、神奈川県人権問題懇話会の「国際人権問題懇話会報告書」(1989年7月)など過去にいくつかの報告書が出され、多くの優れた提言が出されている。

それらの内のいくつかをここで紹介してみると、

- ・外国籍住民の権利に関する(神奈川)宣言
- ・国際人権条例の制定
- ・外国籍住民差別オンブズマンの設置
- ・外国籍住民の地方政府参政権の保障
- ・地方政府職員採用時の国籍条項の全面撤廃
- ・外国籍住民の文化活動に対する支援

などが提言されている。

これらの提言の中には、参政権の問題など国の法令等との調整が必要なものもある。しかし、地域が独自に通商活動を展開していく中で、その一方の担い手となる外国籍を持つ住民にとって、真に開放的で自由な地域社会を実現することが、高感度人間が世界各地から集まり、自由に活動できる場所づくりの視点にとって欠かせないであろう。

そこで、私たちは、過去の優れた提言にもう一度光をあて、行政と住民が、これらの提言の趣旨を尊重し、その一日も早い実現のために共に手を携えていくことが必要であると考えます。

交通アクセス整備

概要

かながわに立地の優位性を持たせるためには、首都圏空港にスーパーハブを形成すること、また、かながわから首都圏空港を利用する旅客、貨物の利便性を確保するため、高速性、定時性に優れたアクセス交通を整備する。

目的

「国際たまりばセンター」のキーワードはヒトであり、有能な人材を日本の他の地域及び世界中から引き付けるために、交通や情報の結接点となることを目指す。

具体的内容

スーパーハブの 形成

スーパーハブとは2,500マイル(約4,000km)以上の長距離を飛行するジャンボ・ジェットなどの飛行機をほぼ専門に収容する空港である。このような定期便の旅客及び貨物は支線航空機を通じて利用者の最終的な発着地間サービスを行うことになる。一般にこれらの空港では国際線サービスが優先的に扱われる。スーパーハブが形成されると、それに近接する地域は確実に世界的情報発信基地となり、知的資源の消費者また創出者となる。

アクセスルート の整備

(1) 海上アクセス・ルートの整備

「国際たまりばセンター」と首都圏空港とを直結する定期高速艇(テクノスーパーライナー等)による海上交通ネットワークを整備する。

(2) 空のアクセス・ルートの整備

海上アクセス・ルートと合わせて、高速性に優れたヘリコプターによる空のアクセス・ルートを整備する。

(3) 陸上アクセス・ルートの整備

湾岸道路、鉄道等の整備を促進し、陸上アクセス・ルートを整備する。

「国際たまりばセンター」を有機的に機能させ、国際的なビジネスゾーンに向上させるためには、かながわを核に、世界的なネットワークを形成する必要がある。そのためには空港を中心とした交通など国際的な産業活動のためのインフラを総合的に整備することが欠かせない。また、高い生活環境も不可欠の条件である。

インフラ整備は環境保全と生活の質等に配慮して、計画設計の基準は高く置かれるべきであろう。

現状の問題点

国際空港から都心まで66km、かながわまで約100kmあり、鉄道の特急でも約90分かかる。これは、たとえばJ・F・ケネディ空港からニューヨーク市内まで22.5km、ヒースロー空港からロンドン市内まで24km等と比較してかなり遠く、利便性に劣っている。

国際機関等の誘致

概要

国際機関等の誘致は、世界貢献といった枠組みで捉えることと同時に世界各国の優秀な頭脳・人材を集積するためのひとつの方法としても大いに意義があると考えられる。実際にスイスのジュネーブやベルギーのブリュッセルは国際機関を多く誘致し、世界から優秀な頭脳・人材を集積している。また、その地域自体も国際都市としての様々なノウハウの集積が行われ、都市としての格を高めることができる。

このように、国際機関等の集積には今後あるべき通商といった観点から考えても、様々な意義があり、経済的に豊かとなった日本にとって目指すべき事業の一つであると思われる。

A P E C の誘致

目的

アジア太平洋地域の新しい経済関係を協議するアジア太平洋協力（A P E C）の本部・事務局をかながわに誘致し、もって当該地域の経済協議の中心とする。

また、研究機能も誘致し、人材の育成・集積をも図る。

具体的内容

- (1) 本部機能及び事務局機能の設置
- (2) 研究・教育機能

例

- (1) A P E C 本部を県内適地に誘致する。
- (2) 事務局機能についても人的、資金的援助を行う。
- (3) 研究機関においては各国の経済状況、それに対する提言等を行う機能を設け、併せて研究者の教育も行う。

国際機関ビレッジ

目的

現在東京の地価は高騰し、特に途上国を中心に十分な規模の事務所が開設できない状況が見られる。そこで、地代等の条件を緩和し、世界各国の大使館、領事館、広報センター、通商代表部等を特定の敷地内に誘致・集積する。そして、まちづくりは各国の自治にまか

具体的内容

せ、街並みに各国の風俗を取り入れることで国際的街並みを再現する。

- (1) 敷地の長期無料賃貸
- (2) 集中情報サービス
- (3) 共同会議室

例

県内の特定地に土地を用意し、無償賃貸方式で敷地を提供する。建物の設計や建築は各国の自主性に委ね、なるべく各国の個性が出せる街並みを作る。

なお、進出国がかながわに対し無償で場所の提供をすることを交換条件とする。

国際芸術村の建設

目的

世界各国の芸術家（美術、音楽、演劇等）が集まり創作活動が行える基盤を整備する。このことにより将来性のある芸術家を養成し、国際文化に貢献するとともに知的財産でもある芸術分野の一大集積拠点を目指す。

たとえば、演劇界におけるブロードウェイ、音楽におけるウイーン、デザインにおけるパリやミラノのようなまちづくりを指向する。

具体的内容

- (1) 芸術家の集積
- (2) 芸術家の養成
- (3) 活動への支援

例

- (1) 各国の有名な劇団、オーケストラ等を誘致し、拠点をかながわに移す。
- (2) 芸術学院を創設し、国際的な芸術家を養成する。
- (3) 芸術家育成のための資金補助を行う。
- (4) 創作活動、練習の場を提供するため、練習用コンサートホール・劇場を設置する。

入札制度の改革

概要	指名競争入札制度をやめ、合理的な一般競争入札制度を導入する。
目的	優秀な人材・企業にとって魅力のある市場を目指し、伝統的な上下関係や親会社・下請けの系列化を除去し、「自由な競争・平等なチャンスのあるかながわ」をつくる。
具体的内容	<p>価格のみを判断基準としない合理的な一般競争入札制度を導入する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 入札は、どの業者でも自由に参加できることとする。(2) 参加を希望した業者のうち技術力、経営力、過去の実績・経歴などの点で不適格なものを形式的に審査し、入札から排除する。審査基準は、公開とする。(3) 工事説明会に要する費用は参加者の実費負担とする。(4) 入札に必要な資料の作成に要する費用は補償しない。(5) 入札価格に一定の割合（20%程度）を乗じた入札保証金の提出を義務づける。保証金は、公正な第三者機関が引き受ける。(6) 入札審査は、経済的観点のほか技術的観点も加味して行う。
現状の問題点	<p>親会社 下請け関係が強い地域では、親会社の技術水準に応えるという意味では、ある程度の技術力を備えていなければならないが、独自の取引ルートを開拓し、発展していく可能性は少ないだろう。このような地域では、優秀な頭脳・情報・人材が大きく育つことはないし、また、閉鎖的な市場であるから優秀な人材にとっては親しみにくく、敬遠されてしまう。これに対し、企業間で規模の大小はあるものの、横のつながりが強い、すなわちネットワーク型の地域ではどうだろうか。ここでは、親会社という保護者がいないかわりに、自らの技術力を抛り所に、自由に事業展開を図ることができ、どの企業でもチャンスが平等に与えられていると言える。このような地域こそ、優秀な頭脳・情報・人材が大きく育つところであり、また、その目に魅力的なところと映ることだろう。</p> <p>要するに、優秀な頭脳・情報・人材を持とうとするならば、真に優秀なものが上へ登っていくことができる社会をつくる必要があるのである。</p>
指名競争入札制度の問題点	このような観点で、現在の指名競争入札を検討してみると、次のような問題点がある。

指名競争入札制度をめぐり最近の動き

建前を見れば、指名競争入札制度は競争原理に基づく公正さと必要最小限の行政コストの両方の要求をある程度実現させる合理的な制度とも言えるが、実態は「入札の場にやって来る業者はいつも同じ顔触れ」ということが少なくない。「同じ顔触れ」ということは、公共事業に対する新規の業者の参入が実質的に困難な状況にあることを示しており、また、競争が「井の中の蛙」のようなもので、刺激の少ないものになるおそれがある。

また、親会社 下請け関係も改まらず、真に優秀なものが上へ登っていくことを援助する制度とは言えないであろう。

したがって、指名競争入札は、優秀な頭脳・情報・人材作りにふさわしい制度とは言いがたい。また、このことは、ひいては公共事業によって恩恵を受けるべき住民のためにもプラスにはならないと言えるのではないだろうか。

指名競争入札制度については、かねてアメリカを中心とし諸外国から、公共事業市場で外国企業の受注がないのは、不透明な指名基準により外国企業が締め出されているからであるという見方から、一般競争入札を導入するように強い働きかけがなされている。また、最近起きた公共事業の発注をめぐり汚職事件を契機に、業者指名をめぐって政・官・業の癒着を引き起こす原因になっているとの批判や、談合の温床であるという声が増しに高くなっている。これら内外の批判を受けて、建設省やいくつかの自治体では、入札制度の見直しに取り組み始めている。神奈川県でも、1993年7月20日に「入札・契約制度検討委員会」が設置され、検討を開始したところである（表4-1参照）。

これらについては、見直しの方向としては本報告書の提言に近いものがあるが、見直しに臨む態度としては、全体的にどちらかという受け身であり消極的な対応をしている観がある。私たち研究チームは、優秀な人材・情報・頭脳の集積を進めるという観点から、積極的に一般競争入札制度の導入を提言するものである。

（表4-1）入札制度見直しをめぐり最近の動き

93年3月30日	宮沢首相が入札制度の見直しを表明
4月5日	建設省が直轄公共事業の一部に新方式の指名競争入札（技術情報募集型及び施工方法提案型）の導入を決定
4月30日	米国通商代表部が公共事業入札問題で通商法を対日発動する方針を決定
5月10日	建設省入札手続き改善検討委員会が業者指名基準の具体化や意向確認方式の導入などを盛り込んだ入札制度の改善策を発表

- 7～8月 仙台市、茨城県などで大手総合建設会社をめぐる汚職事件発覚
- 7月20日 神奈川県が入札・契約制度検討委員会を設置
- 8月2日 埼玉県が入札制度改善策の一環として、意向反映型指名競争入札を試験的に導入
- 8月10日 横浜市が入札・契約制度改善検討会議の設置を発表
- 8月16日 千葉県が大規模事業に制限付き一般競争入札導入を決定
- 8月17日 仙台市が制限付き一般競争入札の試験的導入を決定
茨城県が制限付き一般競争入札の導入に向けての検討委員会設置を決定
- 8月24日 神奈川県と県市長会、県町村会の三者が入札・契約制度検討県・市町村連絡協議会を発足
- 9月7日 大阪府が制限付き一般競争入札の試行を決定
- 9月8日 建設省が条件付き一般競争入札を直轄13事業で試験的に実施することを発表

教育制度の改革

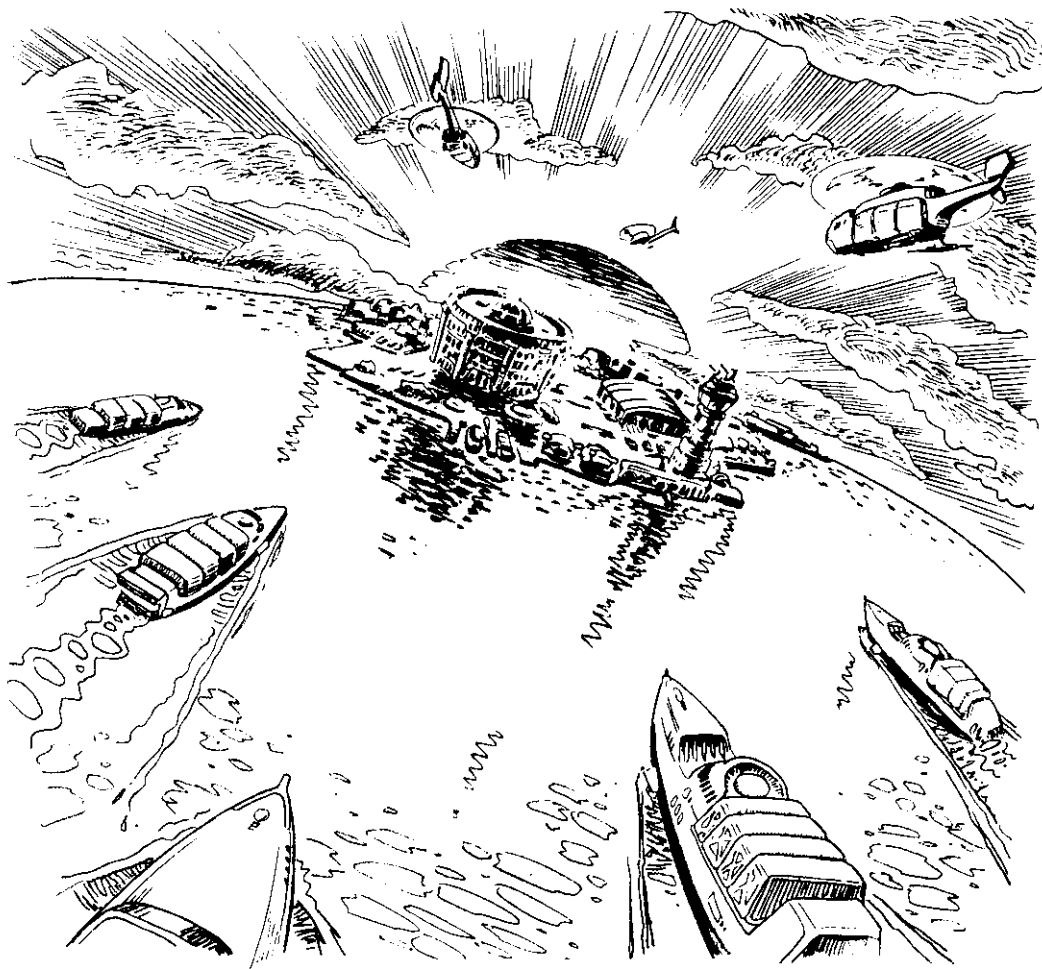
概要	画一的な教育カリキュラム、偏差値偏重・暗記主義式の教育評価を改め、多様性・創造性に富んだ教育の実践を目指す。
目的	将来の創造的な技術者、問題発見者、問題解決者、戦略的媒介者などを育てる。また、育てる環境づくりをすることによって、世界中から創造的な技術者、問題発見者、問題解決者、戦略的媒介者などの集積を図る。
具体的内容	<p>公立の高等学校のカリキュラムを、画一的・暗記主義的なものから、創造力を重視したものに改善する。</p> <p>(1) 知識の伝達型から、主体的に判断と解釈を行う教育を進める。 (2) 問題発見と問題解決のための体系的思考の習得を進める。 (3) 実験による学習を大々的にとり入れる。 (4) 共同作業の能力習得を進める。</p>
現状の問題点	頭脳・情報・人材の集積を生み出すためには、教育のあり方が大きな問題になる。周知のとおり、日本の公立高校の画一的な教育は、この点で最大の弱点を持つと言われている。

エピローグ

21世紀の夢国籍空間かながわをめざして

通商の歴史をひもといてみると、そこには人の果てのない夢とロマンがあったことがわかる。だからこそ、通商をめぐる人々の活躍はドラマ化され、数多くの小説や映画になった。

かながわの通商政策も、小説や映画というわけにはいかないが、そこに夢とロマンを胸に抱くという想いを忘れたくない。近い将来世界中からかながわに夢とロマンを求めて人がやって来る、そして世界に夢とロマンを求めてかながわから人が旅立っていく、このような「夢国籍空間」が現実のものになることを夢見て、ペンを置きたいと思う。



G A T T ウルグアイ・ラウンドの概要

〔ウルグアイ・ラウンドの経緯〕

世界の自由貿易体制の構築に向けて、G A T Tではこれまで7回にわたり、多角的貿易交渉（ラウンド）が行われ、関税引き下げ等の成果をあげてきた。1979年の東京ラウンドまでは、関税引き下げが最重要課題として取り上げられてきた。

その後、世界的経済停滞を背景にした保護主義化の動き及び経済のグローバル化の進展、さらにモノ以外の貿易の増大化（サービス・投資等）などにより、G A T Tルールの強化及び対象範囲の拡大の必要性が生じてきた。このような要請に応じる形で、86年9月にウルグアイ・ラウンドが開始された。

〔ウルグアイ・ラウンドの特徴〕

従来、G A T Tはモノの貿易のみを対象にしていたが、ウルグアイ・ラウンドはモノ以外であるサービス、投資措置、知的所有権に関する分野における新たな多国間ルールづくり（ハーモナイゼーション）を目指しているところに、その特徴がある。

さらに相次ぐ地域経済統合化（ブロック化）、一方的報復措置の出現、非関税障壁の存続等、いわゆる保護貿易主義の動きに対抗するために、G A T Tルールの規制強化、紛争処理手続きの明確化、迅速化が交渉対象に含まれている点も特徴といえる。

〔ウルグアイ・ラウンドの動き〕

ウルグアイ・ラウンドは当初、大きく分けて3つの分野に分かれていた。

まず第一は、「新交渉分野」である。これはいままでのラウンドにおいては交渉対象となっていなかった分野で、サービス交渉に関する分野、知的所有権に関する分野（T R I P）、貿易関連投資に関する分野がある

第二は、「市場アクセスの改善に関する分野」であり、関税、非関税障壁（原産地規制）、繊維農業に関するものである。

第三は、「ルールに関する分野」であり、セーフガード、アンチダンピング規制、補助金規制、紛争処理、G A T T機能の強化等があげられる。

ところが、農業分野における輸出補助金削減をめぐる、アメリカとE Cとの対立が表面化するなど、交渉は暗礁に乗り上げてしまい、当初の交渉期限である90年末を92年末まで延長したにもかかわらず、妥結の見通しが立たなくなってしまった。

そこで、91年11月に当時のドンケル・ガット事務局長が、局面打開のため、包括協定案（ドンケル・ペーパー）を提示し、新たな交渉段階に入った。

ドンケル・ペーパーは、あらゆる非関税障壁を取り除くため、「例外なき関税化」を基本原則としているが、アメリカ、E C、日本等から修正要求が相次いで提出されるなど、交渉は難航している。

〔主な交渉分野の内容〕

1 新分野

(1) サービス貿易

経済のサービス化に伴い、サービス貿易の比重が大きくなっているが、G A T Tにおいてカバーされていなかったため、サービス貿易をめぐる各国間の対立も激化している。

このため、多国間協定の策定及び各国におけるサービス業の規制緩和を目指して交渉が行われている。なお最終合意案として「サービス貿易自由化のための一般協定 (G A T S : General Agreement on Trade in Services)」が提示された。

内容としては サービスそのものの国境を越えた提供、 サービス提供のための企業進出、 サービス提供のための自然人の移動、 一般的義務として最恵国待遇、を規定している。なお現在、各国が行うべき個別措置について交渉が行われている。

(2) T R I P (知的所有権の貿易関連側面)

技術革新の急激な発達、技術貿易の拡大、不正商品の国際問題化などに伴い、従来、貿易とは無関係と思われていた知的所有権についても、G A T Tの場で協議する必要性が生まれてきた。

本来、知的所有権の保護については、パリ条約 (特許、意匠、商標等の工業所有権)、ベルヌ条約 (著作権) 等で国際的規範が定められ、W I P O (世界知的所有権機関) において国際的調整が進められてきたが、ウルグアイ・ラウンドにおいて、はじめて貿易に関する問題として取り上げられた。

しかしながら各国の制度上の問題 (特許の出願方式等) もあり、交渉は難航している。

(3) T R I M (貿易関連投資措置)

海外直接投資の飛躍的拡大に伴い、各国が自国経済保護を目的として、投資に関して制限的措置を行うケースが増大している。このため、貿易とリンクさせて、G A T Tでの協議が必要となった。

最終合意案では、ローカル・コンテスト、輸出入均衡要求等に関する規律を明確化させることにより、企業の自由な投資活動を確保しようとしている。

2 市場アクセスの改善に関する分野

(1) 関税

鉱工業品については、各国が最低33%引き下げを約束し、さらに特定の品目分野においては、さらなる関税引き下げ、撤廃、上限の統一化をめぐる主要国間で交渉が行われている。

(2) 原産地規則

原産地規則については、国際的ルールがないことから、恣意的な運用により、貿易を不当に歪曲する問題が発生したため、G A T Tにおいて、国際的規律の策定を目指して交渉が進められている。

(3) 繊維

M F A（多国間繊維取極）では、数量規制を認め、輸入制限に対する代償措置を定めないなど G A T T の規定と反するルールが認められている。このため、既存の M F A を撤廃、自由化を進める方向で交渉が行われているが、アメリカ・E C 間の交渉は難航している。

(4) 農業

補助金による輸出振興策、輸入制限措置等をめぐる各国間の対立が激化するようになったため、ウルグアイ・ラウンドにおいては、農業保護の削減、G A T T ルールの規制強化を目指して交渉が行われている。しかしながら補助金の削減をめぐって、アメリカ・E C の対立が激化しており、交渉は予断を許さない状況である。

また日本に対しては、コメの関税化（輸入自由化）の要求が出ているが、政府はこれを固辞し続けている。

3 ルールに関する交渉分野

(1) 紛争処理

最終合意案では 一方的措置の禁止、 常設の上訴機関の設置、 対抗措置の発動対象の拡大等が盛り込まれている。

特に一方的措置については、通商紛争の解決手段にはならないものとし、多国間における紛争処理機能を強化することにより、問題の解決を図ろうとしている。

(2) アンチ・ダンピング措置

アンチ・ダンピング措置そのものは G A T T に規定されているが、その恣意的運用により、新たな貿易問題を引き起こしている。そこで、アンチ・ダンピング措置の運用基準の明確化及び規律強化に向けて交渉が行われている。

〔ウルグアイ・ラウンドの効果・影響〕

ウルグアイ・ラウンド交渉の成功がもたらす効果・影響は非常に広範囲にわたるとともに、世界経済全体の今後の行方を左右するものといえる。

まず第一に貿易自由化措置（関税引き下げ、非関税障壁の撤廃）は資源再配分をより効率的にし、その結果として消費者はより多くの輸入品をより安く購買できるとともに、企業も輸出入に関連したビジネス・チャンスが大きく広がる。これにより経済厚生が世界的に高まり、世界経済全体の活性化を導き出す。

第二に、サービス貿易の自由化、海外直接投資の自由化及び知的所有権の国際的移動の自由化により、ニュービジネスの誕生が期待されるとともに、発展途上国も含めた世界全体における経済発展が可能となる。

第三に、国際的ハーモナイゼーションの下支えにより、企業が安心して新たな事業展開ができ、かつ経費的・時間的ロスが最小限となる環境づくりが可能となり、企業活動が活発化し、競争的市場が創出される。

また万が一、ウルグアイ・ラウンドが不調に終わってしまった場合には、各国における保護貿易的措置がエスカレートするとともに、これに対する報復的措置も激化するものと思われ、ひいては世界経済全体の低迷化、停滞化を引き起こす

結果となってしまうものと思われる。

貿易に立脚する日本の将来にとっては、ウルグアイ・ラウンドの早期妥結は不可欠であり、ウルグアイ・ラウンドの行方に日本の命運がかかっているといっても過言ではない。また世界各国からも、ウルグアイ・ラウンドの妥結に向けての日本の積極的な対応、行動が求められており、日本として最大限の努力を払う必要が生じている。

資料 2 F A Z 制度について

〔概要〕

F A Z (フォーリン・アクセス・ゾーン: Foreign Access Zone) は、1992年7月に施行された「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に基づき、港湾や空港の周辺地域に輸入に関連する施設、事業、活動などを集積させる輸入促進地域である。通産、運輸、農水、自治の4省が指定する。指定されると、第3セクターが事業主体となり、輸入品保管施設や輸入品加工施設を整備する際、税制上の優遇措置を受けたり、輸入品加工業者のための施設整備に中小企業事業団から低利融資がある。

指定要件は、輸入貨物が相当程度流通し、または流通することが見込まれる地域、指定による整備で輸入促進が相当程度図られると認められる地域など。

F A Z の事業実施までの流れは、F A Z 候補地ヒアリング、調査地区の指定、J E T R O による調査、F A Z 指定、都道府県による計画策定、国の承認。92年度には7地域が指定された。

〔日本の貿易制度の現状〕

1 基本フレーム

区分	輸 出	輸 入
基本的考え方	原則自由 必要最低限の輸出管理 ・ 国際的安全保障 ・ 輸出秩序の維持 ・ 輸出秩序の維持 ・ 国際的義務の履行の確保 ・ 輸出禁制品	輸入拡大 ・ F A Z ・ 総合的輸入拡大策 市場開放 ・ 輸入協議会 ・ 関税引下げなど ・ 輸入制限品目の撤廃など ・ O.T.O. (市場開放問題苦情処理推進本部) 設置
法規	外国為替及び外国貿易管理法	関税法
国際協定	関税と貿易に関する一般協定 (GATT) ワシントン条約	

2 F A Z

(1) 目的

輸入拡大を通じた貿易拡大均衡を図るため、全国の国際空港、港湾及びその周辺地域において、輸入に関連するインフラを整備し、各種の輸入支援事業の実施や保税地域制度の活用により、輸入品に係る物流・取引活動の円滑化を図る。

(2) 根拠法令

- ・ 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法
- ・ 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（民活法）

(3) 整備計画

- ・ 92年度を初年度として、96年度までに十数か所を指定する予定
- ・ 92年度に指定を受けたのは7か所
北海道、大阪府、大阪市、神戸市、愛媛県、北九州市、長崎県

(4) F A Z 指定のための基本条件

空港、港湾の周辺地域であること、第3セクター方式で運営すること

F A Z の概要と具体的支援策

区分	内容	具体的支援策
輸 入 イ ン フ ラ の 整 備	第3セクター等が中心となり次の施設を整備 輸入手続き支援施設 （消毒・くん蒸施設など） 輸入ビジネス支援施設 （展示施設、情報センター、デザイン・イン・センターなど） 輸入品物流支援施設 （保管・荷捌き施設など） 輸入品加入・卸業務用施設など輸入促進に資する施設	設備を実施する第3セクター等に対する支援 産業基盤設備基金による出資 民活法による支援 補助金 建設事業費（土地取得費を除く）の5%補助 税制 ・ 建物、付属施設の特別償却 （償却率：13%） ・ 地方税（特別土地保有税、事業所税）の減免 N T T 無利子融資 融資比率：50%以内 財政投融資 ・ 日本開発銀行、北海道東北開発公庫から出融資 ・ 融資比率：NTT 無利子融資と合わせ70%以内 ・ 金利：5.6% 産業基盤整備基金による債務保証 中小企業事業団からの高度化融資 ・ 融資比率：70%または80% ・ 金利：2.7%または無利子

		F A Zにおいて輸入関連事業を行う者に対する支援 日本開発銀行からの低利融資 ・融資比率：50%以内 ・金利：5.6% 中小企業信用保険の特例 付保限度額の別枠設定
支援事業	F A Zにおける内外の事業者に対する J E T R Oによる各種支援事業の実施	輸入関連の情報提供、相談等の実施 展示会、商談会の開催等 外国人ビジネスマン等の招聘 ミッションの派遣、受入等
保税地域の活動度	総合保税地域制度の活用による F A Z 地域内での保税手続きの簡素化	F A Z 地域内の倉庫、工場、展示場について包括的に保税の許可を付与 許可地域内における自主的な貨物管理 許可地域内の運送における、保税運送の手続き免除

3 F T Z (フリー・トレード・ゾーン：Free Trade Zone)

現在、全世界94か国にほぼ600のフリー・トレード・ゾーンがあり、その数は年々増加している。それらは国際貿易を増大させるという共通の目的を持っているが、またそれぞれ独自の特徴を持っている。それぞれの立地、市場、労働力、天然資源、国家の政策など地域的ファクターを考慮しなければならないからである。そのために、これらのゾーンは、様々な名前で呼ばれている。例えばフリー・トレード・ゾーン(自由貿易地域)、外国貿易地域、輸出加工区、自由港などである。

一般的には、フリー・トレード・ゾーンは現地労働者を雇用し輸出品を加工するために外国からの投資を奨励する方法として利用される。これは外貨獲得の手段となるので、大部分の発展途上国の開発計画の重要な一部となっている。そしてこの顕著な例外が輸入基盤の改善の促進を目的としている日本のF A Zである。

資料3 各自治体の動き

資料3 - 1

長崎県の産業政策と長崎空港

調査の概要

訪問先 長崎県経済部物産振興課
調査項目 長崎県の産業政策について
長崎県地域輸入促進計画について

長崎県の産業政策

「売り物」は何か

水産 近海ものは望み薄。
中国からの輸入品に主力が移行している。
造船・重機 長崎、佐世保、その他の沿岸地区で現在も盛んである。船舶の代替の時期が来ていることや、船体
が変化していることなどから、好調である。
観光 成長している分野である。

九州各県は、IC関係の工場を誘致するなど、「売り物」を変化させようとしている。長崎県は、平地が少なく、水資源に恵まれていないので、工場誘致を図ることは困難である。

造船・重機、観光部門が好調なので、県内に不況感はない。

国際化に対応した施策
= 「長崎エアフロント計画」

長崎空港を拠点に、人、物、情報、文化を県内全域にネットワークし、空港や航空の特性を最大限に活かした臨空都市として総合的都市システムの構築を目指すもの。トータルコンセプトとしてのキーワードは「ワールドコミュニティナガサキ・21」。

全体を、長崎空港、空港島、臨空都市、エアフロントアクセスの4つに分け、次の3つの視点のもとに12のプロジェクトから成る。

[視点]

国際ハブ空港として長崎空港が機能・拡大すること
長崎県が21世紀の航空宇宙時代のニーズとともに発展すること
長崎県全体の発展と県民のゆたかな暮らしに結びつくこと

[プロジェクト]

長崎空港国際物流センター
長崎エアポートフリートレードゾーン計画
航空関連産業基地
国際ビジネスパーク
ナガサキテクノポリス

大村総合リゾート・ゲート・エリア
長崎空港マリポートプラザ
プロムナードブリッジタウン
大村湾エコロジーセンター
長崎空港（国際ハブ空港）
中心商業業務活性化計画
グリーンレジデンス・オオムラ

（注 「長崎エアフロント計画」は、F A Z制度より以前に策定されたものである。）

長崎県の戦略

世界で成長が著しいのは、アジア各国である。長崎空港は、アジアに近い（東京よりも上海のほうが近い！）という地の利を大いに活かし、中国、韓国、東南アジアから日本にやってくる人・モノ・情報の拠点になることをねらう。

たとえば、長崎空港国際物流センターについていえば、県内消費は少ないかもしれない。しかし、目指すのは、中国や韓国から九州、西日本、中国各地方に送られる生鮮食品の拠点になることである。その結果、地域経済への波及効果が生じ、ニュービジネスがそこに生まれることを期待している。

長崎空港は24時間稼働が可能である。関西新空港のサポート機能をもねらっている。

ちなみに、長崎港は入江が深く、狭い。昔は適していたかもしれないが、現代では使いづらい。人工島などの整備を進めているが、目下のところ港としては沈滞している。

長崎は、国交回復以前から中国とやりとりがある。九州で一番最初に中国の総領事館ができたのは長崎である。よく、中国とのミッションはたいへんと聞くが、長崎にとっては中国が一番やりやすい相手である。一昨年、上海に事務所を設立したところ、県内中小企業が頻繁に訪れている。

長崎県地域輸入促進計画（長崎県フォーリン・アクセス拠点整備事業）

輸入促進地域

1993年3月に国からF A Zに指定されたこの計画は、88年から計画された「長崎空港国際物流センター」を核にしている。概要は次のとおりである。

長崎県大村市（長崎空港及び周辺地域）

大村市 長崎県のほぼ中央に位置する人口7万5千人の都市。長崎空港、九州横断自動車道、一般国道34号、JR大村線などで各地と結ばれ、また新幹線の計画もあるなど交通の要衝であり、近年先端産業の立地が進んでいる。

長崎空港 大村湾に浮かぶ箕島に建設された 3,000mの滑走路を持つ第二種空港（注）である。東京、大阪など国内各地、また中国（上海）、韓国への国際定期航空路を有している。

〔注 第二種空港：日本の空港は、空港整備法の規定により、三種類に分けられており、第二種空港は、主要な国内航空路線に必要な飛行場のことをいう。ちなみに第一種空港は国際航空路線に必要な飛行場、第三種空港は地方的な航空輸送を確保するために必要な飛行場をいう。〕

輸入促進基盤整備事業

(1) 施設整備計画

当面の計画は、空港島に航空会社上屋、貨物代理店棟、共同利用施設を、94年度稼働を目指して整備する。

将来計画として、空港島対岸地区に生鮮貨物保管、仕分け、流通加工、配送棟、輸入支援施設などを98年度以降に整備する。

(2) 事業費

当面の計画（長崎空港国際物流センター）については、約15億円。

(3) 用地計画

空港島地区 1ha

対岸地区 1.3ha

(4) 施設の設置、運営方法

長崎国際航空貨物ターミナル株式会社で行うことを基本的方向とする。

(5) 支援事業

輸入・通関手続きの支援、相談業務、展示会の開催、情報提供などの支援事業を実施する。

総合保税地域制度

空港島の施設については、当面、保税上屋などの保税地域制度を活用するが、対岸地区の整備とあわせて総合保税地域制度の導入を図る。

資料 3 - 2

北九州市の技術協力 - K I T A の活動を中心として -

意 義

北九州市においては、製鉄を中心とする素材型産業の海外シフトに伴い、産業構造の転換を余儀なくされた。こういった状況において同市では蓄積された工業技術力を海外に移転させることを通じ地域の国際化を進展させ、経済的な浮揚をも図ろうと考え、後述する K I T A の設立や J I C A の九州国際センター誘致等を行い、実績を上げてきている。

このような試みは、産業の空洞化への対応や技術移転の問題を「国際化」というキーワードを中心に再構築し、海外との共存と地域の活性化を併せて実現しようとするものであり、今後の日本と海外との協力関係の在り方を考える上で先見性のある事例として大いに参考とすべき点がある。

K I T A (カイト： (財)北九州国際技術 協力協会) の概要 沿 革

1978年に北九州青年会議所が中心となって「北九州の産業経済を考える会」が発足。ここを中心として J I C A (国際協力事業団) 国際研修センターの誘致構想が生まれた。そして、同センターの業務を実施面において支援する機関として80年7月に前身の(財)北九州国際研修協会 (K I T A : Kitakyushu I nternational T raining A ssociation) が設立された。

89年10月に J I C A 九州国際センターが開所し、それとともに更に研修内容を充実させ、国連環境計画「グローバル500」を受賞するなどの実績を積み上げた。

92年8月にはそれまでの研修を通じて得た途上国の工業事情の認識と地域の技術ネットワークを生かし、「 K I T A 環境協力センター」及び「 K I T A メンテナンス協力センター」を組織し、従来の研修中心の事業から技術情報の提供や開発支援に至る幅広い事業を行うこととなった。これを機会に名称を(財)北九州国際技術協会 (K I T A : K itakyushu I nternational T echnocooperative A ssociation) に改め現在に至っている。

組 織

(1) 支援団体

(社)北九州青年会議所、北九州商工会議所、(社)西日本工業倶楽部、北九州市、福岡県

(2) 基本財産

1億5千万円（民間7千万円、市6千万円、県2千万円）
なお、93年度に更に2億8千万円増資を計画

(3) 内部機構

研修部 [研修事業の実施]

技術協力部 [コンサルティング、国際技術協力事業]

事務局 [企画、人事、庶務、経理、交際親善交流]

I T Aメンテナンス協力センター

K I T A環境協力センター

業務内容

(1) 研修（主として工業技術研修）

国際協力事業団（J I C A）の集団個別研修コース受託・実施
北九州市、地域経済団体の要請による研修の受託・実施
海外からの要請による受入研修

(2) 技術協力

技術協力のための予備調査

技術協力のために必要な海外技術者の受入研修

技術協力のための技術者派遣

技術調査・研究

(3) K I T Aメンテナンス協力センター

開発途上国メンテナンスセンター構想の促進、計画支援

開発途上国メンテナンスセンター運営に必要な人材育成協力

メンテナンス活動に必要な情報提供、試験・検査サービス

(4) K I T A環境協力センター

開発途上国の環境保全に係る人材養成への協力

開発途上国における環境保全対策への協力

持続可能な開発に係る研究、開発、成果の提供

(5) 国際親善交流

海外研修生等に日本文化、伝統、習慣、考え方等を知る機会を提供する。

各国と日本との相互理解、友好を促進させ、世界平和に寄与する。

(6) その他の業務

環境・メンテナンス・その他の生産技術、並びに整備に関する展示会、シンポジウム等の企画

技術人材等のダイレクトリーの著作・編集

海外との技術交流事業

特 長

(1) 地域の特性を活かした研修の実施

研修コースは現在までに20コースが設けられている。内容は「鋼材の加工と加工特性」、「プラントメンテナンス技術」、「大

気汚染源モニタリング実習」等、北九州市の産業界がかつて取り組んできた素材産業、環境対策に関連の深い内容を中心としている。これにより研修に係る人材や設備の提供が地元の地域から容易に調達でき、効果的な研修を費用面でも有利に行うことができる。また、地域に埋もれた人材の活性化も期待できる。

このように、地域の特性を活かした無理のない研修事業は、教えるほうも教えられるほうも相互に役立つ内容となっており、研修事業の意義を高めている。

(2) 産・学・官の幅広いネットワークによる協力

地元企業、大学、業界団体や自治体、国の地方機関等併せて 200 を超える協力・支援団体により研修が実施されている。

特に地元民間企業は研修生の受け入れに幅広く協力しており、地域も地元福岡県内の企業のみならず、熊本県や大分県、山口県等近隣の県からも協力している。

諸外国との交流についても J I C A 九州国際センター等を窓口とした協力体制をとり、さらに一般市民を巻き込んだ国際親善交流を併せて行うなど、地域の国際化を指向した幅広いネットワーク作りが行われている。

(3) 相手国側の実状にあった適正な技術協力

K I T A では技術移転の二本柱として「プラントメンテナンス技術」と「公害防除・環境保全技術」を中心に据えている。これは、途上国の開発は工業化と環境改善が並行して行われる「持続可能な開発」でなくてはならないといった考えによるものである。こうした問題は途上国においても十分に認識されているにもかかわらず資金的、人材的に余裕がなく、その方面への対応がなされていないのが現状である。K I T A ではこういった点を支援することに重点をおいて技術協力を行っている。

また、開発支援はその国の自助努力に対する支援でなくてはならないといった考え方からその技術協力はその国の実状に合致したいわば「適正技術協力」でなくてはならないといった考えのもとで支援が行われている。

ま と め

この K I T A については資金面、施設運営面については公的セクターの支援が行われているが、実際研修する内容に係る問題は民間企業の蓄積した技術に頼るべき割合が大きい。したがって、この事業の実施に関しては民間企業の協力がどの程度積極的に行われるかがポイントとなると思われる。

北九州市の場合、地元製鉄所の操業縮小、いわゆる「鉄冷え」に

より他の地域に先駆けて「産業の空洞化」現象に見舞われ、地元産業界の危機感が大きかったことがあり、このような国際化に向けた新たな施策に一致して取り組むことができたという経緯がある。

いずれにせよ、地域特性を大いに活用しつつ地元民間企業の協力を得ることの大切さを忘れてはならない。

しかし、このような事業は国際的な面での貢献は明らかであるが、それが地元に対しどのように役立っていくかといった面においては、その効果がすぐに現れるものではない。目に見える形での地元貢献がいつまでも現れなければ、地元企業の協力体制の維持はたちまち困難になる。このような面を行政側がどのような方法でカバーしていくかが当面の課題として重要であると思われる。

北九州市の地域輸入促進計画（FAZ）

意義・目的

北九州市は従来より鉄鋼の町として栄えてきた。しかし、サービス経済化の進展や新興工業国の追い上げ等により鉄鋼産業に代表される素材産業は日本の産業全体の中で伸び悩みの状態にあり、それらに傾斜した産業構造の転換が望まれるようになった。

従来より北九州市は港湾、鉄道の拠点として東九州軸と西九州軸の結節点として、また関門海峡をはさみ西瀬戸地域における中核を担ってきた。こういった交通上の地位や近年急速な発展を遂げつつある東アジア諸国と地理的にも近いといった条件を活かし、北九州市を世界に開かれた国際的、広域的な一大物流、輸入ビジネスの拠点として発展させようというのがこの計画の目的である。

なお、具体的な波及効果としては次のものが考えられている。

波及効果

- (1) 北九州地域における貿易量（輸入・輸出）の拡大
- (2) 地域における輸入品の接点拡大（卸・小売業の拡大）
- (3) 国際総合流通センターを核に新しい輸入ビジネスの創出
- (4) 輸入ビジネス拠点整備に伴う貿易関連業者の集積
- (5) 製品・部品、半製品、輸入に対応した流通加工業・加工組立業の参入及び集積
- (6) 貿易関連の新規事業の発生、輸入品市場参画企業の発掘拡大
- (7) アジア諸国をはじめとする世界各国と「人・モノ・情報」の交流が活発となり、北九州市の国際化がより一層発展

整備内容

物流管理施設

製品輸入対応物流施設の整備

- ・ 太刀浦地区 西日本最大級のコンテナターミナルの整備
 - ・ 施設機能：荷捌き・保管施設、流通加工施設、配送仕分施設等
 - ・ 予定地：太刀浦第2コンテナターミナル 約 17,000 m²

国内物流拠点の整備

- ・ 新門司地区
 - 九州縦貫自動車道とのアクセス、国内フェリーの就航による国内拠点整備
- ・ 白野江人工島
 - コンテナ貨物の増大、コンテナ船の大型化に対応するため、新門司の沖合いに人工島の建設推進
- ・ 響灘地区
 - 工業団地と大型港湾施設とを一体にしたインダストリアルパ

輸入ビジネス支援施設（国際総合物流センター）の整備

ークの建設を目指して整備
24時間離発着可能な海上空港の整備（新北九州空港）

この国際総合流通センターは北九州 F A Z の中核施設として位置づけられている施設である。

九州通産局の「九州インポートマート構想」や中小企業庁の「流通センター構想」を基礎に、西日本で初めての総合的な輸入ビジネス拠点として北九州市が中心に整備するものである。

営業開始は1997年を予定している。

- ・施設構成：「トレードフォーラム」 トレードビジネスの場
 「ワールドビジネスステージ」 一般ビジネスの場
 「国際情報プラザ」 情報入手・交流の場
 「エキジビジョンセンター」 大規模展示場

- ・ビジネス支援機能：
 - ・マーケティング情報等の貿易関連情報の提供
 - ・貿易に関する手続き、法規制、トラブルに関する相談を受ける貿易コンサルティング
 - ・商品デザイン開発支援
 - ・輸入関連手続きの代行

- ・予定地 ：小倉駅北口地区西日本総合展示場隣接地 他
 約22,000㎡

ま と め

北九州市は国内でも早くから産業構造の転換を目指して、多くの施策を進めてきており、特に交通の拠点化による物流基地としての機能を目指してきた。

これが結果として現在の円高や貿易摩擦の問題にうまくマッチしたものとなってきており、各地の自治体からも先進事例として注目されている。

当市は従来より関門海峡をはさんだ交通の要衝であり、素材産業中心ではあるが貿易量も多く、そういった面での実績に恵まれているといえる。

今後は、物流に関するノウハウが地域としてどの程度蓄積できるか、また、海外特にアジア地域との経済交流拠点として発展できるかがポイントとなると思われる。特に後者については、この方面に実績をあげつつある福岡市とどういった役割分担で共存できるかが問題となるのではないだろうか。

資料 3 - 3

神戸市の国際交流活動

概 要

交流活動はシアトルと天津との間で比較的さかんに行われている。交流内容はおもに文化・スポーツなどの親善交流である。シアトルと天津との間においては最近になって経済交流を押し進める動きがある。両市とも神戸市からの職員が派遣職員として駐在している。

主な事業

『国際交流活動の推進』としての事業

- ・技術研修生の受入れ
- ・職員の派遣・受入れ（天津から1名、3か月間受入れ）

『国際感覚豊かな市民性の高揚』としての事業

- ・国際コミュニティセンター及び国際交流プラザ等における市民向け交流事業の開催
- ・外国語指導助手（ALT：Assistant Language teacher）

『外国人が暮らしやすく活動しやすいまちづくり』としての事業

- ・神戸国際コミュニティセンター
（語学サロン、異文化トーク、日本文化セミナー等の開催）
- ・神戸国際交流プラザ
（外国人を対象とした市政、生活情報の提供等）

神戸インポートフェア

神戸では「神戸インポートフェア」を開催し、1992年度で第22回を数えている。見本市では世界各国の輸入品を展示し、広く国内流通業者、一般消費者に紹介することにより、輸入品の販路拡張に寄与するとともに消費者のマインドを高める目的で開催し、国内輸入者、在日外国公館の出品も多数にのぼっている。神戸は輸入促進にも力を入れ、バランスのとれた安定的な貿易取引の拡大に努めている。92年の「神戸インポートフェア」会期中の商談、引合い件数は8,837件、成約額及び成約見込み額は、4億8,700万円であった。

交流のある都市など

姉妹・友好都市

- ・シアトル市（アメリカ）
- ・マルセイユ市（フランス）
- ・リオ・デ・ジャネイロ市（ブラジル）
- ・天津市（中国）

- ・リガ市（ラトビア）
- ・ブリスベーン市（オーストラリア）
- ・バルセロナ市（スペイン）

親善協力都市

- ・フィラデルフィア市（アメリカ）

姉妹・友好都市・シアトル港

- ・天津港
- ・ロッテルダム港

神戸市内外国公館

- ・インドネシア共和国総領事館
- ・オランダ王国総領事館
- ・大韓民国総領事館
- ・ドイツ連邦共和国総領事館
- ・パナマ共和国総領事館
- ・フィリピン共和国総領事館

主な神戸市在住外国人（92年12月末現在）

- ・韓国または朝鮮 28,055人
- ・中国 9,139人
- ・アメリカ 1,367人
- ・インド 958人
- ・ヴェトナム 610人
- ・イギリス 510人

資料3 - 4

フランスモントリュューユ(Montreuil)市の国際交流活動

モントリュューユ(Montreuil)市はアフリカのマリ共和国の市町村と、特に技術的な支援を中心にした交流を行っている。そのため、自治体の海外へ向けた政策の先進的な事例として、(財)自治体国際化協会(CLAIR)の協力を得て調査を行ったものである。

モントリュューユ(Montreuil)市の概要

人口約9万500人、面積約9k m²、パリ中心部から東へ約7km のところに位置し、地下鉄も乗り入れている通勤圏内の小都市である。市には、製菓業大手の工場があり、企業の研究施設も立地している。

マリ共和国の市町村との交流活動について

交流先

マリ共和国サヘル地区にあるエリマネ(Yelimane)県。

同国はアフリカ西部に位置し、124万km²の面積を占め、世界でもっとも貧困な国の一つと考えられている。エリマネ県は86の村から構成されており、人口は約10万人である。この県の中心の村もエリマネの名で呼ばれており、人口は約3,000人である。

現地へ行くには、首都バマコからこの県を含む地方の中心都市であるKayesまで約600km列車に乗り、さらに150km程トラックを借りて走らなくてはならない。しかも、雨期には通行不可能になる。

しかし、実際には何年も続く乾燥が被害をもたらし、砂漠化が進行しつつある。農業や牧畜が村の主要産業であるが、住民が必要とする栄養の一部しか満たすことができない。

このような状況のもとで、フランスや他の国からの援助が住民の暮らしの支えとなっている。

エリマネ県が交流先として選ばれた理由

- (1) エリマネ県がマリ共和国の中で最も貧しい地域である。
- (2) モントリュューユ市がフランス国内でも最も際立ったマリからの移民労働者の集中をみている。(約5,000人が7か所の施設に収容されている)しかも、彼らの多くがエリマネ県出身である。

交流の目的

世界で最も恵まれない人々を支援するため、具体的な行動を開始し、自立的な発展に向けてそのプロジェクトの一部を実施していくこと。

社会連帯や友好を通じて人種偏見と闘い、より良い相互理解を築くこと。

なお、こういった活動は、エリマネ県の住民やすでにフランスへ来ている同県出身者の組織と密接な協力を保つこと、多様なモントリューユ市市民の参加を確保することに留意して進められている。

これまでの交流実績

正式の交流提携は1985年で、以降次のような交流実績をあげている。

(1) 水

飲料水、農業用水の両方において、この地域全体でかなりの不足を見ていた。また、住民自らの努力も資金の不足等からほとんど実を結んでいなかった。

モントリューユ市は、86年にエリマネ村の給水網（ポンプ、給水塔、公共井戸）の修繕を行い、その管理を同村民に託している。

(2) 衛生

エリマネ県内に猛威を振るう疫病（マラリア、麻疹、髄膜炎、寄生虫病等）に対するには、医療設備の確保が肝要であるが、既存のエリマネ健康センターは老朽化しており、医療器具も不足していた。

モントリューユ市では、エリマネ健康センターの修復を援助し、外科的な医療器具を備え付け、特に必要な医療器具購入のための基金を設けた。また、エリマネ県の医師が、同市の市民病院で職業訓練を受けている。（ただし、この分野においては国からの援助が中心で、市の活動は相対的に小さい）

(3) 教育

86の村に対して、8つの学校が存在するのみで、文盲率がかなりの割合に達していた。教材も教科書も全く不足していた。

教材購入のための複数の基金がモントリューユ市の生徒たちによって集められ、エリマネ県へと送られた。また、モントリューユとエリマネの学校間では文通が続いている。

第1次3ヵ年計画

90年にはエリマネ県の発展のための「第1次3ヵ年計画」が作成され、何種類かのプロジェクトがいくつかの村で試験的に実施された後、マリ、フランス両国にある同県出身者の組織とともに、集中的に実施された。具体的には以下のとおりである。

(1) 良質の井戸を掘削することのできる井戸掘り人夫団の創設。

- (2) 2つの収穫期にはさまれた期間の需要に対応できるような穀物倉庫経営者の養成。
- (3) 耕作面積の拡大や出荷用野菜の栽培、家畜への給水を目的とした浸透升の建設と溜め池の整備。
- (4) 文盲撲滅への支援と、モントリューユ市の学校のイニシアチブによる村民図書館の建設。
- (5) 村民組織の系統化への着手。

将来への展望

第2次3ヵ年計画：93年より、エリマネ県の発展のための第2の計画が全ての協力機関（下記）との合意のもとに作成され、以下の基本方針に従い実施されている。

- (1) いくつかの村で試行した活動を別の村にも拡大する。
 - 浸透升
 - 溜め池の整備
 - 井戸
 - 貯蔵倉庫
- (2) 小型貯水ダムのような野心的な事業の実施。
- (3) 掘削孔の保守とポンプ間に協調態勢を作る。
- (4) 野菜栽培や小事業（石鹼製造、製粉）を促進するための女性グループへの支援。隣接町村の保健施設の改善。
- (5) 救急隊員と助産婦への職業訓練や非常用の薬品の供与による近隣町村の保護施設の改善。
- (6) チューターの配備による村民組織への支援。

交流の協力機関

移民労働者、エリマネ村民、マリの技術者のネットワーク
 第三世界の農村開発に関する研究・行動グループ
 発展のためのボランティアフランス協会
 対外協力省
 預金供託公庫
 モントリューユ・エリマネ姉妹提携委員会
 ドイツ・コト布斯市（モントリューユ市の姉妹提携先）

エリマネ県以外の
 都市との姉妹都市
 交流の概略

交流先

コト布斯（Cottobus）市（ドイツ）	1959年提携
グロセット（Grosseto）市（イタリア）	1971年提携
ミティチ（Mitichi）市（ロシア）	1973年提携
南浦（北朝鮮）	1981年提携
スロー（Slough）市（イギリス）	1989年提携

主な交流活動

- (1) 学校間交流事業
- (2) シンポジウムの開催
- (3) 芸術交流（絵画展示、伝統文化に関する展示）
- (4) スポーツ交流（サッカーの交換試合）
- (5) ホーム・ビジット
- (6) その他（建都200周年記念事業への参加等）

ただし、南浦市とは提携以来代表団を2回交換したのみで、ミティチ市との交流活動も停滞気味である。

交流を促進する
ための機関

姉妹提携委員会が設置されている。

同委員会は、1901年の協会法による非営利の法人であり、会長は市長自らが務め、専従職員として市からは2名の職員が赴任している。財源は、一般からの寄付金のほか、市の補助金でまかなわれ、年間予算は約100万フランである。このほか、マリ共和国との国際協力については、対外協力省の資金を得ている。

資料 4

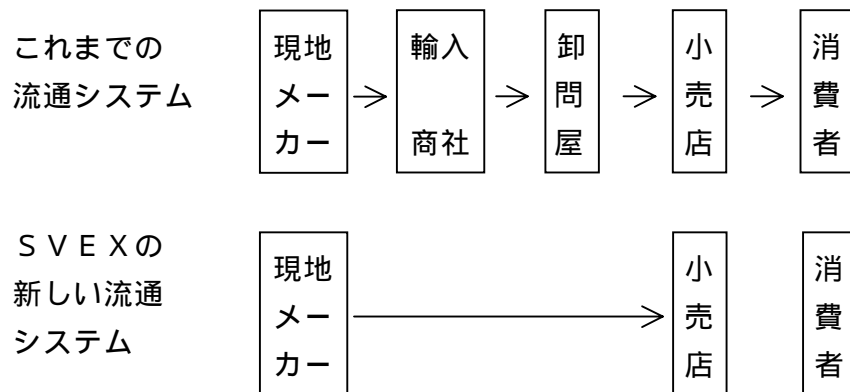
S V E X (ズベックス) - 民間企業の動き -

ズベックスとは？

ズベックスは、イタリアのエミリア・ロマーニア州商工会議所、金融会社エルベット並びに州輸出入業者組合によって設立された、ポーニャの手工業者、中小企業に海外との取引を斡旋するための機関である。貿易取引の面で、また生産協力の面で、エミリア・ロマーニャ州における窓口となり、輸出振興を目的としている。

どのような業務を行っているのか？

輸入業者や、卸問屋を介さずに、またそれらにかかる諸経費を省き S V E X 加盟のファッション産業約 10,000 社から直接輸入する。新しい流通システムによる販売により、専門店の利益率を確保し、消費者により安く提供できる。



日本におけるズベックスの活動

日本ではサン・ナカオ有限会社が、S V E X からの業務委託を受けている。これからサン・ナカオ有限会社が中心となって日本全国各地域に代理店を 1,000 店を目標に設立していく。

これまでの流通システムは小売店にとっては非常に甘やかされたものである。S V E X の流通システムは小売店にとっては利益も大きいですが、リスクもいままでよりは大きくなる。

消費者は、これまではある程度価格の高い品物であってもステイタスとして、ブランドものを購入していたが、あまりにも誰もが海外ブランドを持ち歩くようになり、ステイタスシンボルとしての価値はなくなってしまった。早かれ遅かれ消費者は、よりよいものを適正な価格で購入するという方向に考えを向けることになったのであろうが、それらはバブルの崩壊とともに思いのほか早くおとずれた。価格設定に関し、メーカー重視で行われてきたものが、これが

らは消費者重視で行われる時代になるにちがいない。

小売店はある程度リスクを負ってでも適正価格で品物を消費者に提供できるような流通システムが不可欠であることを認識しなくてはならないであろう。

また小売店主に対してヨーロッパ最大の卸センターCENTER GROSSでの実践買い付けツアーなどを企画し、小売店主の意識改革をひとつの目標としている。

資料5 主な参考文献(順不同)

[単行本等]

- Horst Klengel、江上波夫・五味亨訳『古代オリエント商人の世界』(1983年、山川出版社)
塩野七生『海の都の物語』(1989年、中公文庫)
- 渡辺利夫編著『局地経済圏の時代』(1993年、サイマル出版社)
渡辺利夫、青木健『アジア新経済地図の読み方』(1991年、PHP研究所)
渡辺利夫『アジア経済をどう捉えるか』(1989年、NHKブックス)
渡辺利夫『成長のアジア 停滞のアジア』(1985年、東洋経済新報社)
渡辺利夫『開発経済学』(1986年、日本評論社)
渡辺利夫『転換するアジア』(1991年、弘文堂)
藤間丈夫『動き始めた環日本海経済圏』(1991年、創知社)
日本海圏経済研究会編『「環日本海経済圏」の見方』(1992年、創知社)
丸山伸郎編『華南経済圏』(アジアの経済圏シリーズI)(1992年、アジア経済研究所)
嶋倉民生編『東北アジア経済圏の胎動』(アジアの経済圏シリーズII)(1992年、アジア経済研究所)
大畑弥七・浦田秀次郎編『アセアン(ASEAN)の経済・日本の役割』(1992年、有斐閣)
萩原宜之『ASEAN=東南アジア諸国連合』(1983年、有斐閣選書)
Jujian Weiss、堤誠子訳『アジアの世紀がくる』(1992年、ダイヤモンド社)
鈴木佑司『東南アジアの危機の構造』(1982年、勁草書房)
増田辰弘『NIES・ASEANビジネス最前線』(1990年、産能大学出版部)
別冊宝島編集部『ASEANによろこそ!』(1992年、JICC出版局)
東南アジア倶楽部編著『東南アジア情報源'92』(1992年、JICC出版局)
藤原豊司『東欧・ソ連・ECの金融と経済』(1990年、東洋経済新報社)
相沢幸悦『大ドイツ経済圏の台頭』(1991年、東洋経済新報社)
菅井憲郎『ムラからの国際交流』(1989年、学陽書房)
静岡経済研究所編著『地場産業ががんばる』(1993年、ダイヤモンド社)
似田貝香門・蓮見音彦編『都市政策と市民生活』1993年、東京大学出版社)
交通の未来を考える会編著『東京ベイ交通ネットワーク』(1990年、鹿島出版会)
草の根議員ネットワーク全国会議『草の根のアドボカシー』(1992年、ネットワーキング社会研究所)
David Gelsanliter、笹野洋訳『日本がアメリカの中心にやってきた』(1991年、講談社)
長洲一二、中村秀一郎、新野幸次郎編著『地方の時代と地域経済』(1982年、ぎょうせい)
清成忠男、武井秀夫編著『地域経済の構想』(1981年、学陽書房)
金森久雄編『日本経済と地方分権』(1980年、日本経済新聞社)
四方洋『煙を星にかえた街 - 北九州市の挑戦 - 』(1990年、講談社)
伊藤元重、奥野正寛編『通商問題の政治経済学』(シリーズ現代経済研究2)(1991年、日本経済新聞社)
- 伊藤元重、大山道広『国際貿易』(モダン・エコノミクス14)(1985年、岩波書店)
渡部福太郎、松永嘉夫編『新国際経済教室』(1992年、有斐閣選書)
清水嘉治、松原昭編『経済政策論を学ぶ』(1979年、有斐閣選書)
宮崎勇『人間の顔をした経済政策』(1977年、中公業書)
岩田一政『国際経済学』(新経済学ライブラリー6)(1990年、新世社)
田中直毅『軍拡の不経済学』(1982年、朝日選書)

塩沢由典『市場の秩序学』（1990年、筑摩書房）

H.M.yint、木村修三、渡辺利夫訳『開発途上の経済学』（1981年、東洋経済新報社）

Susan Strange 編、町田実訳『国際関係の透視図』（1987年、文眞堂）

本山美彦『豊かな国、貧しい国』（シリーズ現代の経済）（1991年、岩波書店）

日本経済新聞社編『テラスで読む世界経済読本 第3版』（1992年、日本経済新聞社）

井原哲夫『ポスト大企業体制』（1990年、講談社現代新書）

宮崎義一『複合不況』（1992年、中公新書）

兼子仁『地方自治法』（1984年、岩波新書）

通商産業省編『平成五年版 通商白書』（1993年、大蔵省印刷局）

通商産業省貿易局編『1992年版 日本の貿易』（1992年、通商産業調査会）

経済企画庁編『平成5年版 経済白書』（1993年、大蔵省印刷局）

中小企業庁編『図で見る中小企業白書（平成5年版）』（1993年、同友館）

経済企画庁物価局編『物価レポート'92』（1992年、社団法人経済企画協会）

神奈川県監修『生活革新の新しい波と神奈川経済 平成元年度版神奈川経済レポート』（1989年、
（財）横浜・神奈川総合情報センター）

神奈川県監修『次世代産業の担い手と神奈川経済 平成2年度版神奈川経済レポート』（1990年、
（財）横浜・神奈川総合情報センター）

神奈川県監修『多様化多極化に進む神奈川経済 平成3年度版神奈川経済レポート』（1991年、
（財）横浜・神奈川総合情報センター）

神奈川県『県勢要覧 1992（平成4年版）』（1992年、神奈川県）

神奈川県『神奈川県科学技術白書（平成4年版）』（1992年、神奈川県）

佐藤正之『京浜メガテクノポリスの形成』（1988年、日本評論社）

民際外交10年史企画編集委員会編『民際外交の挑戦』（1990年、日本評論社）

朝日新聞社編『朝日キーワード'93～'94』（1993年、朝日新聞社）

毎日新聞社『エコノミスト臨時増刊 経済白書総特集』（1992年）

日本評論社『経済セミナー増刊 通商白書で読む日本経済1993-94』（1993年）

バンコク日本人商工会議所『タイ国経済概況（1992～93年版）』（1993年）

DEPARTMENT OF STATISTICS SINGAPORE『YEARBOOK OF STATISTICS SINGAPORE1991』

在日ドイツ商工会議所『ドイツ連邦共和国投資ガイドブック』（1987年）

中小企業庁取引流通課編『流通合理化と情報ネットワークの構築』（同友館）

伊藤隆敏『消費者重視の経済学』（1992年、日本経済新聞社）

臨時行政改革推進審議会事務局『規制緩和の推進』（ぎょうせい）

（財）流通システム開発センター編『欧米流通情報革命の現場に行く』（日刊工業新聞社）

川井克俊『いやでもわかる公取委』（1992年、日本経済新聞社）

円居俊一『金融自由化入門』（日本経済新聞社）

志村忠夫『ハイテク国家・日本の知的選択』

小宮隆太郎、横堀恵一、中田哲雄編『世界貿易体制』（東洋経済新報社）

中北徹、浦田秀次郎、原田泰『なぜ市場開放が必要なのか』（三田出版会）

経済企画庁調査局編『サービス貿易自由化のために』（大蔵省印刷局）

（財）自治体国際化連合『アメリカの自治体に学ぶ地域活性化の手法』

経済企画庁国民生活局編『消費生活の国際化 その現状と課題』（大蔵省印刷局）

伊藤敬之『グローバルマネージメント』（日本放送出版協会）

- Robert B. Reich、中谷巖訳『THE WORK OF NATIONS』（1991年、ダイヤモンド社）
- 契約制度合理化研究会編著、建設省計画局建設業課監修『入札制度合理化対策必携』（1983年、建設行政出版センター）
- 田中直毅『最後の十年 日本経済の構想』（1992年、日本経済新聞社）
- 永尾正章『貿易は異文化の交差点』（1993年、サイマル出版社）
- 平井宜雄『法政策学』（1987年、有斐閣）
- 新藤宗幸『行政指導』（1992年、岩波新書）
- 鷲見一夫『ODA援助の現実』（1989年、岩波新書）
- 小峰隆夫『日本経済の構造転換』（1989年、講談社現代新書）
- 中村秀一郎『21世紀型中小企業』（1992年、岩波新書）
- 横山三四郎『超国家EC』（1992年、講談社現代新書）
- 田村憂子『「頭脳国家」シンガポール』（1993年、岩波新書）
- 信夫清三郎『江戸時代 鎖国の構造』（1987年、新地書房）
- 歴史学研究会、日本史研究会編著『講座日本歴史6 近世2』（1985年、東京大学出版会）
- 外山詮夫『長崎奉行』（1988年、中公新書）
- 原田伴彦『長崎』（1964年、中公新書）
- 加藤榮一、山田忠雄編『鎖国 講座日本近世史（2）』（1981年、有斐閣）
- 司馬遼太郎『菜の花の沖』（1982年、文藝春秋）
- 神奈川県自治総合研究センター『国際化に対応した地域社会のあり方 研究チーム報告書』（1983年）
- 神奈川県人権問題懇話会『国際人権問題懇話会報告書』（1989年）

[論文等]

- 佐々波楊子「戦後日本の貿易政策」日本評論社『経済セミナー 461号』（1993年）
- 小倉明浩「途上国の環境問題と「北」の責任」日本評論社『経済セミナー464号』（1993年）
- 萩原宜之「日本は冷戦外交をこえられるか」国際大学日米関係研究所『Outlook18号』（1993年）
- 松下圭一「自治体の魅力と可能性」神奈川県自治総合研究センター『季刊自治体学研究 第50号』（1991年）
- 内田和夫「国際化と自治体の可能性」神奈川県自治総合研究センター『季刊自治体学研究 第50号』（1991年）
- 松本収「地球産業政策の展開と射程」神奈川県自治総合研究センター『季刊自治体学研究 第50号』（1991年）
- 徐照彦「「環日本海」時代の到来と地域経済政策」神奈川県自治総合研究センター『季刊自治体学研究第52号』（1992年）
- 鈴木佑司「ボーダーレス時代の自治体」神奈川県自治総合研究センター『季刊自治体学研究 第57号』（1993年）
- 多賀秀敏「巨大な国際社会の小さな主役」神奈川県自治総合研究センター『季刊自治体学研究第57号』（1993年）
- 佐々木雅幸「グローバル・リストラと自治体の産業政策」神奈川県自治総合研究センター『季刊自治体学研究第57号』（1993年）

助言をいただいた方々

今回の研究を進めるにあたって、次の各氏及び関係行政機関等の担当者の方々に貴重な御助言並びに資料の提供を賜りました。心よりお礼申し上げます。

相原 俊夫 (株)浜銀総合研究所 調査部部长
浅野 俊一 北九州市経済局輸入促進地域整備推進室
アントニオ・パカヤ・イハラキ ブラジル国立自然環境再生院アクレ州事務所長
伊東 洋 (株)K S P 経営管理部部长
稲葉 一郎 フォトジャーナリスト
稲葉 正治 横浜銀行営業推進部副部长
加藤 和吉 (株)東芝コンセプトエンジニアリング開発部開発計画担当部部长
川崎 英彦 横浜銀行営業推進部渉外担当部部长
川端 直志 (株)ケイ・プランナーズ代表取締役所長
木村 信雄 日本貿易振興会横浜貿易情報センター所長
桑名 賢二 (株)テクニー代表取締役
佐藤 孝治 神奈川大学経済学部助教授
下原 健一 北九州市環境局総務部計画課
孫 治根 駐日本韓国大使館
多昌 廣藏 カナダ大使館広報官
高瀬 保 東海大学法学部教授
滝井 光夫 日本貿易振興会海外調査部米州課課長
田山 修一 (株)東芝コンセプトエンジニアリング開発部技術開発担当兼開発計画担当
中尾 陽治 サン・ナカオ有限会社(S V E X 代理店)代表取締役
中藪 哲 北九州市環境局総務部計画課
野村 三郎 (株)南武取締役社長
野村 和史 (株)南武専務取締役
萩原 宜之 獨協大学法学部教授
振角 俊一 長崎県経済部物産振興課
山本 猛 神戸市市長室国際部国際課
吉野 恭司 通産省貿易局輸入課課長補佐
寄藤 昂 (株)エポックリサーチ調査研究部部长
ルイ・アメル カナダ大使館参事官(広報・文化部長)

(敬称略・肩書きは助言依頼時・50音順)

また、県の関係室課の担当者の方々には、お忙しい中御協力をいただき、貴重な御助言や資料を賜りました。厚くお礼申し上げます。

平成4年度 研究チームC「自治体の通商政策」 研究チーム員、アドバイザー名簿

チーム員

氏 名	所 属（前所属）
関 口 ゆ み	自治総合研究センター（南県税事務所）
山 口 健太郎	商工部工業貿易課（都市部建築指導課）
三 枝 茂 樹	相模川総合整備事務所
大 村 留美江	西湘地区行政センター県民部
合 志 伊和雄	商工部産業政策課
阿 部 俊 之	商工部工業貿易課
井 村 浩 章	渉外部国際課
曾 根 克 樹	厚木市教育委員会睦合南公民館（厚木市市民部市民課）
山 口 泰 彦	自治総合研究センター

リーダー

サブリーダー

コーディネーター

アドバイザー

竹 野 忠 弘	東京都立工業高等専門学校経済学助教授
深 川 由紀子	長銀総合研究所副主任研究員